#### 次期「広島県強靱化地域計画」素案について

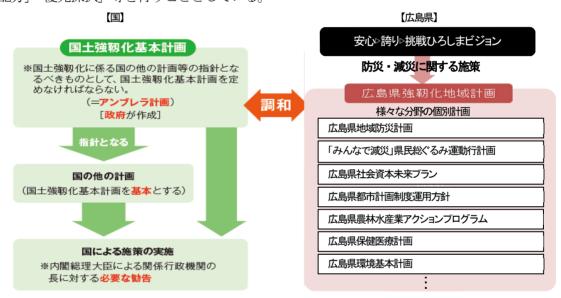
令和3年1月14日 危機管理課

#### 1 趣旨

本県における強靱化に係るハード・ソフトの施策を総合的・計画的に推進し、「災害死ゼロ」を実現するため、現行計画の振り返りや計画策定後に発生した大規模自然災害の教訓等を踏まえ、「広島県強靱化地域計画」を見直す。

#### 2 計画の位置付け

国土強靱化基本法に基づく計画であり、「安心・誇り⊳挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画に当たる。 また、国において、地方公共団体が強靱化地域計画に基づいて実施する補助金・交付金事業に対し、予算の 「重点配分」「優先採択」等を行うこととしている。



### 3 計画推進期間

令和3年度から概ね5年間

## 4 計画素案

別紙 広島県強靱化地域計画(素案)のとおり

#### 5 スケジュール

71772 70				
区分	12月	1月	2月	3月
策定作業	素	案	最終案	策定
生活福祉保健委員会	● 素案説明	● 集中 <del>審議</del>		
強靱化地域計画検討委員会				● 第3回検討委
パブリックコメント			L パブリックコメント	

## 第1 基本的考え方等 📑

- 1 計画策定の背景
  - 〇 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」)の制定(平成25年12月)
  - 〇 「国土強靱化基本計画」(以下「国の基本計画」)の閣議決定(平成26年6月)、国の基本計画の見直し(平成30年12月)
- 2 計画策定の趣旨
- 広島県は、中四国地方の発展を牽引する中枢県として、交通・流通の要衝、産業の拠点、文化・教育の中心地。また、ものづくり産業において、世界トップレベルの技術が集結
- 〇 一方で、県土の約7割を山地が占め、土砂災害警戒区域は全国で最も多く、過去幾度となく災害が発生し、加えて南海トラフ地震の発生も危惧している。
- 〇 こうした状況を踏まえ、大規模自然災害が発生した場合でも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅速な復旧や<mark>創造的</mark>復興を可能とす る施策に取り組むことは、県土の強靱化はもとより、国全体の強靭化に対して、大きな役割を果たすものである。
- 〇 このため、「国土強靱化基本法」第13条に基づき、各分野における防災・減災に関する県の施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として策定
- 〇 平成30年7月豪雨災害をはじめ、計画策定後に全国各地で発生した大規模自然災害の教訓や社会情勢の変化、国の基本計画の見直しを踏まえて、本計画の見直しを行う。
- 3 計画の推進期間 令和3年度から概ね5年間
- 目標 基本目標 ①人命の保護 ②県及び社会の重要な機能の維持 ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興 事前に備えるべき目標(1)直接死の防止(2)迅速な救助・救急、医療活動及び被災者等の健康・避難生活環境の確保(3)行政機能の確保(4)情報通信機能・情報サービスの確保

⑤経済活動の維持 ⑥ライフライン被害の最小化及び早期復旧 ⑦複合災害・二次災害の防止 ⑧迅速かつ強靱な復興

# 第 2 脆弱性評価 変更あり

- 1 想定するリスク 大規模自然災害
- 2 施策分野 13分野
- 〇 個別施策分野(9分野)
  - ①行政機能/警察・消防/防災教育等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④情報通信
  - ⑤産業構造 ⑥交通・物流 ⑦県土保全 ⑧環境 ⑨土地利用(国土利用)
- 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)
  - 8つの「事前に備えるべき目標」の妨げになると考えられる、
  - 39の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定
- 4 脆弱性評価 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するための施策の現状と課題を分析・評価し、対応方針を検討

- 脆弱性評価を踏まえ、本県の強靱化に向けて取組を進める今後の施策について、 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとに掲載

# ◆ 国の基本計画の見直しに準拠して、リスクシナリオの一部を新設・変更(設定数37→39)

- ✓ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生(目標①)
- ✓ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 (月標②)
- ✓ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・
- - ✓ 事業用地の確保. 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 (目標®)

# 第3 今後の施策 変更あり

- 「今後の施策」に係る個別事業については、別冊へ明記

# ◆新たな施策を追加(別紙参照)

- ✔災害リスクの低い区域への居住誘導 ✔避難所の感染防止対策 ✔交通関係者連携による地域交通の確保
- ✓デジタル技術を活用したインフラマネジメント ✓「ひろしまマイ・タイムライン」普及促進
- ✓漁場施設や共同利用施設の機能強化 ✓都市公園等による雨水流出抑制 ✓迅速な事業用地の確保 など

# 第4 施策の重点化 変更あり

限られた資源で効率的・効果的に施策を推進していくため、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮し、本県の特性を踏まえつ つ施策の重点化を図る。

- 1 重点化の考え方
  - 〇 「災害死ゼロ」を目標に掲げた広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を強力に展開していることを踏まえ、「人命保護に直接かかわる事態」を重点化(12事態)
- 〇 被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括、関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すため、「行政機能の大幅な低下 につながる事態」も併せて重点化(1事態)

# 第5計画の進捗管理変更なし

- 〇 毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を把握・整理。
- 〇 概ね中間年を目処に計画の見直しを検討。

⊚39の	リスクシナリオで	と回避するために,244の施策を展開	*	リスクシナリオに関する施策は重点化の対象
基本目標	事前に備えるべき目標	「起きてはならない最悪の事態」 (リスクシナリオ)	主な施策項目	主な指標
	直	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊 密集市街地における大規模火災による多数の死 者の発生	や 物 〇住宅・建築物等の耐震化 〇デジタル技術を活用したインフラマネジメント の家具固定の促進 〇既存建築物等の総合的な安全対策 など	・多数の者が利用する建築物の耐震化率 ・住宅の耐震化率・家具の固定率など
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者 発生	の 〇津波・浸水, 高潮対策施設の整備 〇津波避難体制の整備 など	・市町の津波避難計画策定市町数 など
	を 最 大	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 よる多数の死傷者の発生	に 〇洪水、高潮対策施設の整備	<ul><li>・河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数</li><li>・防護達成人口率(沿岸域)</li></ul>
	RE	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	〇土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導 など	・土砂災害から保全される家屋数 ・水害・土砂災害リスクの認知度 など
		1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	○冬期交通の安全確保 ○ヘリコプターによる応急対策活動の体制整備 ○老朽化した通信設備の再編整備 など	-
	2 生れ 活る救	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に わる物資・エネルギー供給の停止	関 OICT技術を活用した情報共有の仕組み構築 O災害対応スペースの確保 の感染症流行時におけるボランティア体制の構築 O緊急輸送網の確保 など	・老朽度が高い管路の更新延長 など
	環と助 2 境と・	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○孤立防止のためのインフラ整備 ○非常用物資の備蓄の推進 ○ICT技術を活用した情報共有の仕組み構築(再掲) など	・緊急輸送道路の防災対策実施済延長
	確に急	2-3 自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助 救急活動等の絶対的不足	<ul><li>○装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備 ○重機の操縦資格者の養成 ○交番・駐在所の建替整備など</li></ul>	·警察本部庁舎·警察署耐震化率 ·交番·駐在所耐震化率
	実,, に被医 確災療	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱	<ul><li>○災害時帰宅支援に係る事業者との協定 ○道の駅の活用促進</li><li>○非常用物資の備蓄の推進(再掲) など</li></ul>	-
	保者活 す等動 るのが	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災 支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による 療・福祉機能の麻痺	・ ○ 医療救護体制の強化 <mark>○ 備蓄等による医療資材の確保</mark> ○ 災害拠点病院の防災機能強化 ○ 医療・介護人材の育成 など	<ul><li>・災害拠点病院の災害訓練の参加</li><li>・県内医療に携わる医師数(人口10万人対) など</li></ul>
	健迅康速	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○患者受け入れ体制構築 ○感染症検査体制の強化 ○分散避難の啓発 ○遺体安置所の感染防止対策 など	・麻しん・風しんワクチンの接種率
		2-7 劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理による 数の被災者の健康状態の悪化·死者の発生	○避難所の感染防止対策 ○避難所の設備環境整備   ○要配慮者の支援体制構築 ○遺体の鑑定体制の充実強化など	・避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合
	確な	3-1 被災による司法機能, 警察機能の大幅な低下に る治安の悪化, 社会の混乱	よ 〇交番・駐在所の建替整備 (再掲) 〇被留置者等の逃走防止及び避難対策 〇運転免許証更新等の負担軽減 など	・逃走防止訓練及び避難訓練の実施 など
N II II II	保 行 政 機 不	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通安全施設等の整備・更新 ○信号機等の予備電源の整備 など	・信号機の電源付加装置整備状況
迅県県人	が低不能は欠	3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の 失等による機能の大幅な低下	滅 ○庁舎の耐震化 ○執務環境,実施体制の維持確保 ○危機管理体制の維持・強化 ○広域応援体制の構築 など	・72時間稼働の非常用電源を確保している市町数 など
速民及命なのびの復財社保		4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機 停止	能 〇庁舎の非常用電源の確保 〇老朽化した通信設備の再編整備(再掲) 〇道路交通情報の一元的提供システムの構築 など	-
旧産会護復及のが	保報報必ずり通要	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必 な者に伝達できない事態	要 〇災害情報伝達手段の多様化	・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保して いる人の割合
興に資すを選手を受ける。	る   信不   ビス能   に   に   に   に   に   に   に   に   に   に	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、 報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援 遅れる事態	情 ○AI/loTを活用した災害情報発信の仕組みの構築 が○「ひろしまマイ・タイムライン」普及促進 ○災害福祉支援ネットワークの構築 ○自主防災組織による呼びかけ体制構築 など	・避難の準備行動ができている人の割合 ・呼びかけ体制構築組織率 など
る設能らにがれる	5 不	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止 による社会経済活動の低下	等 〇中小企業へのBCP策定の啓発 〇陸上海上交通網の確保 など	<ul><li>・緊急輸送道路の防災対策実施済延長(再掲)</li></ul>
る 命被 的	I~ ※	5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆 等	発 〇石油コンピナート等特別防災区域の災害対処能力の向上 〇有害物質流出対策	・石油コンビナート等総合防災訓練の実施 など
害な の障 最害	陥ら動せを	5-3 幹線が分断するなど, 基幹的交通ネットワークの 能停止による物流・人流への甚大な影響	機 〇災害に強いインフラ整備(再掲) 〇交通安全施設等の整備・更新(再掲) 〇交通安全施設等の整備((再掲)	・緊急輸送道路の防災対策実施済延長(再掲) など
小 を 化 受	な 機 い 能	5-4 食料等の安定供給の停滞		・防護達成人口率(沿岸域)(再掲)
にけ 資ず す維	6 ににワ給	5-1 電力供給ネットワーク(発変電所, 送配電設備)や 市ガス供給, 石油・LPガスサブライチェーン等の長 間にわたる機能の停止	の再生可能エネルギーの導入促進 の石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上(再掲)	・石油コンビナート等総合防災訓練の実施(再掲)
る 持 さ れ	復留 - 関フ 旧めク連イ (	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○ 水送笠の計雪ル笠供公は制の改化 ○月営水送の供公は制の改化笠	・水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ 施設整備の進捗状況 など
3	さる等施フ せとの設ラ ると被,イ	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の防災・減災対策 ○浄化槽対策 ○災害廃棄物処理計画の実行性確保 など	-
	も害交ン にを通,	6-4 基幹的交通から地域交通網まで, 陸海空の交通 ンフラの長期間にわたる機能停止	イ ○災害に強いインフラ整備(再掲) ○交通関係者連携による地域交通の確保 ○交通安全施設等の整備(再掲) など	・緊急輸送道路の防災対策実施済延長(再掲) など
	, 最 ネ 燃 早 小 ッ 料 期 限 ト 供	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	〇津波, 高潮対策施設の整備	・河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数(再掲)など
		7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多 の死傷者の発生	数 ○自主防災組織による呼びかけ体制構築 ○重機の操縦資格者の養成(再掲) ○都市公園等による雨水流出抑制 など	・呼びかけ体制構築組織率(再掲)など
	次制 災御	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上 (再掲) ○有害物質流出対策 など	・石油コンビナート等総合防災訓練の実施(再掲) など
	害を発な	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞, 地下構造物 倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		・多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲) ・住宅の耐震化率(再掲)
	生複さ合せ※		不 の 〇治山施設の整備 〇ため池ハザードマップの作成・公表支援 の 〇優先度に応じたため池改修及び廃止 〇農業用施設の老朽化対策 など	・山地災害防止対策等着手地区数 など
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃	〇有害物質流出対策(再掲)	・水質汚染事故発生件数
		7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃	〇農業生産を通じた保全活動の推進 〇地域住民による森林保全活動の支援 など	・維持されている農地面積 ・手入れ不足の人工林の間伐面積
	W 1/C	3-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 興が大幅に遅れる事態		-
	件よ域 を対社		壊 ○建設業の担い手確保 ○デジタル技術を活用した生産性の向上 ○市町職員の復興体制や対応力の強化 など	・重要構造物におけるCIM業務の活用割合 ・地籍調査進捗率
	備靭・	害の発生により復興が大幅に遅れる事態	被 〇洪水、高潮対策施設の整備(再掲) 〇浄化槽対策(再掲) 〇下水道施設の防災・減災対策(再掲) など	・河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数(再掲) ・防護達成人口率(沿岸域)(再掲)
	る 姿 済 で が	ティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	<ul><li>□ ○自主防災組織による呼びかけ体制構築(再掲) ○漁場機能の回復 ○農業生産を通じた保全活動の推進(再掲) ○文化財の保護 など</li></ul>	・呼びかけ体制構築組織率(再掲) ・手入れ不足の人工林の間伐面積(再掲) など
	復迅悪でか	3-5 事業用地の確保, 仮設住宅・仮店舗・仮事業所 の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	等 〇迅速な事業用地の確保 〇被災者の住宅確保のための連携強化 など	-
	きつ	3-6 風評被害や信用不安, 生産力の回復遅れ, 大量 失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	の 〇正確な情報提供体制の整備 〇中小企業へのBCP策定の啓発 <mark>〇卸売市場施設整備の推進</mark> (再掲) など	

# 広島県強靱化地域計画 (素案)

令和〇年〇月改定 (平成 28 年 3 月策定)

€ 広島県

# 目 次

第1	基本的考え方等	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の推進期間	2
4	目標	2
5	本県の自然的条件及び主な災害	3
6	本県における近年の主な防災・減災の取組	6
第2	脆弱性評価	8
1	想定するリスク	8
2	施策分野	8
3	「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)	8
4	脆弱性評価の結果	10
第3	今後の施策	10
第4	施策の重点化	50
1	重点化の考え方	50
2	重点化する施策	51
第5	計画の進捗管理	51
【参表		
$\bigcirc$	「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価	52
$\bigcirc$	用語解説	89
$\bigcirc$	広島県強靱化地域計画検討委員会設置要綱	92

#### 広島県強靱化地域計画

#### 第1 基本的考え方等

#### 1 計画策定の背景

- 我が国においては、地理的・自然的な特性から、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、更には、21世紀前半に南海トラフ沿いでの大規模な地震の発生が懸念されることに加え、首都直下地震や火山噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれが指摘されている。
- こうした中、国においては、このような大規模自然災害等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、限られた財源の中で、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害に備えて、早急に防災・減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して、大規模自然災害等に強い風土及び地域を作ることや、自らの生命及び生活を守ることができるよう、地域住民の力を向上させることが必要であることなどの基本的な考え方に基づき、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「国土強靱化基本法」という。)を制定した。
- その後、同法に基づき、いかなる災害等が発生しようとも、
  - ① 人命の保護が最大限図られること
  - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④ 迅速な復旧復興
  - を基本目標とした上で,
  - ① 強靱性を損なう本質的原因の吟味を行うことなどの取組姿勢
  - ② 災害リスクや地域の状況等に応じた適切な施策の組み合わせ
  - ③ 社会資本の老朽化等を踏まえることや、限られた財源等を考慮した施策の重点化など、効率的な施策の推進
  - ④ 要配慮者への十分な配慮など、地域の特性に応じた施策の推進
  - の4つを国土強靱化を推進する上での基本的な方針とし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(※)を推進するため、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」という。)を閣議決定した。
- また、平成30年12月には、国の基本計画策定後に発生した災害から得られた貴重な教訓や 社会経済情勢の変化等を踏まえて、国の基本計画の見直しを行い、国土強靱化に向けた取組の 加速化・深化を図ることとしている。
  - ※「国土強靱化基本法」における「国土強靱化」とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧 復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのこと。

#### 2 計画策定の趣旨

- 本県を日本全体から俯瞰すると、大阪と福岡の2大都市のほぼ中間に位置しており、中国・四国地方の発展を牽引する中枢県として、恵まれた地理的環境を有しており、古くから交通・流通の要衝、産業の拠点、文化・教育の中心地としての道を歩んできた。
- また、中国・四国地方最大の人口、産業、都市機能が集積する広島都市圏を有しており、製造品出荷額は中国・四国・九州地方で1位であり、自動車産業をはじめ、ものづくり産業において、世界トップレベルの技術が集まっている。
- 一方で、県土の約7割を山地が占める本県では、土砂災害警戒区域は、全国で最も多い、約

4万8,000 箇所に及び、死者・行方不明者154名もの甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨災害を始め、過去、幾度となく尊い生命が失われる災害が発生し、加えて、南海トラフ地震が発生した場合には、県内で1万数千人にのぼる死者が想定されている。

- こうした状況を踏まえ、本県において、大規模自然災害が発生した場合でも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅速な復旧や創造的復興を可能とする施策に取り組むことは、県土の強靱化はもとより、本県が我が国全体の社会経済に与える影響を考えると、国全体の強靱化に対して大きな役割を果たしていくものである。
- このため、本県では、「国土強靱化基本法」第13条(※)に基づき、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として、平成28年3月に「広島県強靱化地域計画」を策定し、計画に掲げた各施策の推進を図っているところである。
- そうした中、計画策定後には、県内で甚大な被害が発生した平成30年7月豪雨災害を始め、全国各地で様々な大規模自然災害が頻発しており、これら近年の災害から得られた教訓や策定から5年が経過したことによる社会情勢の変化、平成30年12月に国の基本計画が見直されたことなどを踏まえ、本計画を見直すこととした。

#### ※「国十強靱化基本法」

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

#### 3 計画の推進期間

令和3年度から概ね5年間とする。

#### 4 目標

国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本法」第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、国の基本計画と同一の目標を設定する。

#### (1) 基本目標

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取組方針を次のとおりとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

#### (2) 想定するリスク及び事前に備えるべき目標

想定するリスクを「大規模自然災害」(第2の1を参照)とし、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない

- ⑥ ライフライン,燃料供給関連施設,交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに, 早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

#### 5 本県の自然的条件及び主な災害

当計画における「想定するリスク」,「脆弱性評価」及び「今後の施策」にかかわる,本県の地勢、気候、県土保全に係る現況及び戦後の主な自然災害については、次のとおりである。

#### (1) 地勢

- 本県は、中国・四国地方のほぼ中央部に位置し、東西に走る中国山地の南斜面を占める。 北部は中国山地の脊梁部を隔てて島根県・鳥取県に、東部は吉備高原に沿って岡山県に、西部は安芸西部山地を境に山口県に隣接し、南部は瀬戸内海に面し、芸予諸島等、大小138もの島々を挟んで、四国の愛媛県・香川県と相対している。
- また、平地であった所の浸食から取り残された地形が、高原や山頂平坦面をなす浸食小起伏面が階段状地形を形成しており、①中国山地の脊梁山地面、②吉備高原面、③世羅台地面、④瀬戸内面の四段の隆起準平原が見られ、各面の境界付近は、断層の発達と浸食作用などの影響により勾配が急変し、渓谷や滝を含む断層谷が発達している。これらの地形は、瀬戸内海沿岸部に近接するため、平野の発達が弱く、太田川、芦田川、江の川などの河川沿いに分布する谷底平野と、河川の河口に分布する小さな三角州として見られるのみである。特に太田川によって形成された沖積平野である広島平野は、全国でも有数のゼロメートル地帯となっている。
- 県南部の瀬戸内海沿岸は、典型的な沈水海岸で、海岸線は屈曲に富んでおり、島が多い。 また、瀬戸内海の地形的特徴から潮汐の干満差が3~4mと非常に大きい。

#### (2) 気候

- 本県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面しているため、気候は概ね温暖と言えるが、気温・降水量とも南部と北部では、かなりの差異がある。
- 気温の年平均値は、南部では15度前後、北部では12度前後となっている。1月の平均気温は、低いところでは氷点下1度、高いところでは6度であり、8月の平均気温は22度から28度で、1月、8月とも地域による差が大きい。
- 年間の降水量は、北西部の中国山地沿いで最も多く 2,300 ミリ~2,400 ミリであるが、南東部に向かって次第に少なくなり、東部では 1,100 ミリ前後となっている。

#### (3) 県土保全に係る現況

#### ア治山

- 本県の山林は、沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、県北部中国 山地の平地の少ない急峻な地形であることに加え、林業後継者の不足により、森林の荒廃 が進んでいる。
- また、宅地開発等が山麓部へと拡大したため、災害のおそれのある「山地災害危険地区」 が数多く存在している。

#### イ 河川

- 本県の河川は、各河川管理者により河川整備等が進められているが、未改修河川も多く、 洪水や高潮により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。
- また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が確実視されるなか、市街化が進展している地域では、水害リスクがさらに増大することが懸念される。

#### ウ砂防

- 本県の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布し、県下のほぼ 70%を占めている。特に、 花崗岩は48%を占め、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、い わゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生し易い。
- また、県土の約7割を山地が占める地形特性から、宅地開発が山裾や谷出口まで拡大したことから、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が全国最多となっている。

#### 工 海岸

- 本県の海岸は、大小幾多の島々が点在していることから、海岸線延長は非常に長く約 1,123 km (全国7位) にも及んでいる。
- 一方で、台風の通過コースにあたることも多く、満潮時と重なり甚大な被害を受けることが多く、数年に1度の頻度で浸水被害が発生しているものの、防護達成人口率は約6割といまだ低い状態となっている。
- また、南海トラフや瀬戸内海の活断層等を震源とする地震(津波)の影響が想定されている。

#### オため池

- 本県の農業用ため池は、その多くが江戸時代以前に築堤され、その数は全国で2番目に 多い、1万8,938 箇所(令和2年3月31日現在)となっている。
- 農業用ため池は、貴重な農業用水を確保する上で重要な役割を果たしてきたが、農地の減少により、利用されないため池が増加するとともに、利用者の減少と高齢化により、管理が十分に行き届きにくくなってきている。
- こうした中、ため池の下流域に住宅等が存在し、決壊による浸水で、住民等の避難が困難となるおそれがある、「防災重点ため池」は、7,798箇所となっている。

#### (4) 戦後の主な自然災害

#### ア 風水害 (水害、土砂災害)

- 本県は、県土の約7割を山地が占めており、土砂災害警戒区域は約4万8,000箇所(令和2年6月)と全国最多であるという地形条件に加え、地質が、風化の進んだ崩れやすい 花崗岩(マサ土)や流紋岩等で構成されていることから、梅雨や台風による集中豪雨等によって、これまで多くの土砂災害が発生している。
- 昭和 42 年の「呉豪雨災害」は、「急傾斜地法」制定の契機となり、平成 11 年の「6.29 広島土砂災害」及び平成 26 年の「8.20 土砂災害」では、「土砂災害防止法」制定の契機となるとともに、その後の法改正のきっかけとなった。
- また、最近の異常気象等により、これまでに類のない集中豪雨により、激甚な土砂災害が発生しており、こうした実態を踏まえた土砂災害対策が喫緊の課題となっている。

#### 【主な風水害】

災害名(発生年)	概  要
枕崎台風 (昭和20年)	台風襲来前から前線の影響で連日降雨があり、加えてこの台風による大雨があったため、堤防決壊、土石流などが発生した。この台風による死者総数は、本県全体で2,012人にも上った。
ルース台風 (昭和26年)	台風上陸時に前線を伴ったため、前線と台風の影響から大雨となり、広島県内各地で堤防の決壊、溢流があった。また、強風を伴っていたことから、高潮による被害も発生した。この台風による県内の死者総数は166人にも上った。

災害名(発生年)	概  要
昭和 42 年 7 月豪雨 災害(昭和 42 年)	台風の影響を受けた前線が活発化し、呉市で急激に強い雨が降り、呉測候所開設以来の豪雨に見舞われた。これにより、土砂災害に脆弱な地形・地質の呉市では、山崩れ、崖崩れ、土石流、河川の決壊・氾濫が発生し、死者159人の大災害となった。
昭和47年7月豪雨 災害(昭和47年)	梅雨前線の影響による豪雨は、県北部一帯で500ミリ以上と記録的な大雨となり、 県北部を中心に県下全域で河川の氾濫、崖崩れ等が発生した。この豪雨による死者・ 行方不明者は39人にも上ったほか、住家の被害19,208棟を始め、農林地・公共施 設等にも大きな被害が生じた。
県北西部豪雨災害 (昭和63年)	前線の影響で県北西部が局地的な大雨となった。これにより、土石流災害が発生 し、死傷者25人にも及ぶ被害が発生した。
台風第 19 号 (平成 3 年)	広島市での最大瞬間風速が広島地方気象台観測史上第1位の58.9m/Sを記録した。 強風と高潮による被害は県内全域に及び、飛来物による被災等で6人が死亡し、49 人が重軽傷を負った。また、住家の被害は、全壊50棟、半壊442棟、一部損壊22,661 棟、床上浸水3,005棟、床下浸水9,162棟にも及ぶ甚大な被害が生じた。
6. 29 広島土砂災害 (平成 11 年)	断続的な雨が数日間続いた後の雷を伴った激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流等が多数発生した。この災害では、県内の南西部を中心に、死者及び行方不明者が32人、住家の被害が4,516棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
台風第 18 号 (平成 16 年)	1週間前の台風第 16 号による雨で地盤が緩んでいたため、県西部を中心とした大雨により多数の土砂災害が発生した。また、台風の接近と満潮時刻が重なったことから、南よりの暴風による吹き寄せ効果や、高波と異常潮位が加わり、県西部を中心に甚大な被害が発生した。人的被害は死者 5 人、負傷者 142 人で、住家の被害は、全壊・半壊 231 棟、一部損壊 16,582 棟、床上・床下浸水 3,988 棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
平成 22 年 7 月豪雨 災害(平成 22 年)	活発な梅雨前線による激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、 土石流等が多数発生した。人的被害は、死者5人、負傷者6人で、住家の被害は1,787 棟にも及ぶなど、甚大な被害が発生した。
平成 26 年 8 月豪雨 災害(平成 26 年)	前夜から県南西部を中心に降り出したやや強い雨が、8月20日未明から激しくなり、広島市安佐南区及び安佐北区において2時から4時までの2時間に200ミリを超える猛烈な雨となり、大規模な土石流や堤防の崩壊が生じた。広島市における人的被害は、死者77人、負傷者68人で、建物(住家)被害は4,749棟に上り、また、道路、橋梁、河川堤防など公共土木施設の被害も1,333件に上る甚大な被害となった。
平成 30 年 7 月豪雨 災害(平成 30 年)	7月上旬,梅雨前線が日本付近に停滞し,台風第7号からの非常に湿った空気が供給され続けたため,大雨となりやすい状況となり,特に6日から7日にかけては雨が強まり,広島県では初となる大雨特別警報が発令された。3日から8日にかけての累積雨量は,多いところで676ミリに達するなど,7月の過去の最大月間降水量を超える雨量をわずか6日間で記録し,これまでに経験したことのないような記録的な大雨となり,多くの人的被害や家屋,インフラといった物的損害など,戦後最大級の被害がもたらされた。人的被害は,死者149人,行方不明者5人,負傷者147人,建物(住家)被害は15,694棟,また,道路,橋梁,河川堤防など公共土木施設の被害も5,887件に上る甚大な被害が発生した。

# イ 地震

- 本県においても、地震のタイプにより異なるものの、周期的に発生する地震により被害 を受けてきた。
- 更に,東日本大震災(平成23年3月)を踏まえた最新の科学的知見に基づき,本県が取りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書(平成25年10月)」では,南海トラフ地震などが発生した場合,被害が甚大となることが想定されている。

#### 【主な地震災害】

地震名(発生年)	概  要
南海地震(昭和21年)	マグニチュード 8.0 の地震で、全国の被害は、死者・行方不明者が 1,443 人に上った。広島県内では3人がけがをし、全壊49戸、半壊74戸の被害が発生した。
平成 12 年鳥取県西部地震 (平成 12 年)	マグニチュード 7.3 の地震で、広島県内では強いところで震度4を観測した。この地震により、県内では住家6棟が一部破損した。
平成13年芸予地震 (平成13年)	マグニチュード 6.7 で、県内では強いところで震度 6 弱を記録した。この地震により、死者 1 人、重軽傷者 193 人、住家は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が生じた。

#### ウ雪害

○ 本県においては、昭和37年から38年にかけて前例のない記録的な大雪に見舞われた。 その後、県北部地帯の6市町が豪雪地帯に指定されている。

#### 【主な雪害】

災害名 (発生年)	概  要
昭和38年1月豪雪(昭和38年)	昭和37年12月から降り始めた降雪により、特に県北部地帯の積雪量は平均4mに達した。長期間にわたる交通の途絶、通信回線の故障により孤立地帯が続出し、その数は15町村に及んだ。人的被害は死者7人、負傷者22人、住家の被害は全壊64棟、半壊73棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。
平成17年12月大雪 (平成17年)	平成17年12月は冬型の気圧配置が続き雪の降る日が多く、特に17日から18日にかけては日本海の上空5,000 mにマイナス42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、日本海で発生した雪雲が山陰側から広島県に流れ込み、大雪となった。さらに21日には、低気圧が発達しながら日本海を通った後、強い冬型の気圧配置となり、県北部を中心に大雪となった。16日から31日までの大雪による被害は、人的被害が死者3人、負傷者27人、住家の被害が237棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。

#### 6 本県における近年の主な防災・減災の取組

#### (1) 広島県防災対策基本条例の制定

- 近年の大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や、地域住民が互いに助け合い、地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築するため平成21年3月に制定した。
- この条例では、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割等を明確化した上で、それぞれが取り組む事項についての努力規定を定めたほか、平成11年の土砂災害が発生した6月29日を「ひろしま防災の日」、6月を「ひろしま防災月間」として定めた。

#### (2) 社会全体で取り組む「防災協働社会」の構築に向けた取組

○ 「ひろしま未来チャレンジビョン」に基づき、防災意識の醸成のための普及啓発や、防災 教育の推進、また、自主防災組織の設立促進や活動の活発化の推進など、県民の防災意識の 醸成と地域の災害対処能力の向上に向けた取組を進めてきた。

#### (3) 広島県地震被害想定調査

○ 平成23年3月の東日本大震災を踏まえた最新の科学的知見に基づき,あらゆる可能性を考

慮した最大クラスの地震・津波を検討し、平成25年10月に「広島県地震被害想定調査報告書」(以下、「県地震被害想定」という。)を取りまとめた。

#### 【南海トラフ地震被害想定の結果概要(県地震被害想定から抜粋)】

※端数処理の関係で表の合計が一致しない場合がある。

#### • 人的被害(被害要因別)

区分	建物倒壊	津波	土砂災害	火災	合計
死者数	926 人	13,828 人	4人	1人	14,759 人
負傷者数	16,774 人	5,436人	5人	4人	22, 220 人

#### · 建物被害(全壊棟数·被害要因別)

液状化	揺れ	津波	土砂災害	火災	合計
39,560棟	14,501 棟	15,090 棟	59 棟	351 棟	69, 561 棟

#### ライフライン被害

上水道被害(断水人口)	下水道被害(支障人口)	電力被害(停電件数)	通信被害 (固定電話不通回線数)
107 万人	78 万人	12 万件	8万回線

#### • 避難者

#### 災害廃棄物等

避難所	避難所外	合計
39 万人	20 万人	59 万人

災害廃棄物	津波堆積物	
497 万トン	399~720 万トン	

#### •経済被害(直接被害)

建物被害	ライフライン 被害	港湾施設被害	災害廃棄物 処理等	その他	合計
3.7 兆円	0.9 兆円	0.6兆円	0.1 兆円	3.6 兆円	8.9 兆円

#### •経済被害(間接被害)

生産低下 (発災後 5 年分)	港湾機能停止	人流の移動とりやめ	波及的被害	合計
1.6 兆円	1.0 兆円	0.3 兆円	0.9 兆円	3.7 兆円

#### (4) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の制定

- 自然災害から、県民の生命、身体及び財産を守っていくためには、行政におけるこれまで 以上の防災・減災対策に加え、県民が自らの判断に基づいて「命を守る」行動をとることが 極めて重要である。このため、広島県防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自 助」、「共助」の視点に特化した具体的行動規範を定め、「災害死ゼロ」を新たな目標とし、県 民運動として県全体で取り組んでいくこととした。
- この運動の展開に当たり、これまでの防災対策に係る課題の洗い出しと今後の防災対策の 効果的な進め方について検討を行い、「災害から命を守る」ための行動目標を定めることなど、 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の実施に関する基本的事項を定めた新たな条例を 平成27年3月に制定した。

#### (5) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の策定

○ 広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の趣旨を踏ま え,県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう, 県民,自主防災組織,事業者,行政等が一体となって,県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画 的な推進を図るため平成27年10月に策定した。

#### (6) 社会資本の整備及び老朽化対策

- 「災害に強いまちづくり」を実現するため、「社会資本未来プラン」等において、「防災・ 減災対策の充実・強化」を掲げ、効果的かつ効率的なハード対策による事前防災を推進して いる。
- また、県有施設の老朽化が進行していることから、平成26年12月に「広島県公共施設等マネジメント方策」を策定し、インフラ施設を含む各県有施設について、10年から20年先を見据えた長期的な視点で必要なサービス水準で安全に持続していくための取組の方向性を示した。
- 公共土木施設については、インフラ老朽化対策の取組の方向性を定めた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と、それに基づく主要な30施設について修繕方針を策定し、計画的な維持管理に取り組んでいる。

#### 第2 脆弱性評価

基本目標の実現に向け、本県の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針に示された枠組み及び手順を参考に、想定するリスクに対する脆弱性について評価を行った。

#### 1 想定するリスク

- 国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画においては、「大規模自然災害」を想定するリスクとしている。
- 本計画においても、国の基本計画との調和を保つこと及び過去の風水害や地震等により県内に基大な被害が生じてきたことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とする。

### 2 施策分野

○ 本県の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野(12の個別施策分野と5の横断的分野)を参考とし、次のとおり設定する。

#### (1) 個別施策分野(9分野)

①行政機能/警察・消防/防災教育等②住宅・都市③保健医療・福祉④情報通信⑤産業構造⑥交通・物流

(7)県十保全 (8)環境 (9)十地利用(国十利用)

#### (2) 横断的分野(4分野)

①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策

#### 3 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)

8つの「事前に備えるべき目標」(第1の4の(2)) の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された45の事態を参考に、本県の実情も踏まえ、次のとおり、大規模自然災害発生時における39の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

# 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
至下口水	THINCIMICS CHIN	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模
		火災による多数の死傷者の発生
	1 直接死を最大限	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	防ぐ	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2 救助・救急, 医療	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	活動が迅速に行わ	2-3 自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
I 人命の	れるとともに, 被災	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱
保護が最大	者等の健康・避難生	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶,エネル
限図られる	活環境を確実に確	ギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	保する	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	.,, -	2-7 劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行	3-1 被災による司法機能,警察機能の大幅な低下による治安の悪化,社会の混乱
Ⅱ 県及び	政機能は確保する	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
社会の重要	以(成形で)が形がする	3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
な機能が致	4 必要不可欠な情報	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
命的な障害	通信機能・情報サー	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
を受けず維	ビスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、 避難行動や救助・支援が遅れる事態
持される		5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
110400	口 (女)女)才手上头   株分	5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5 経済活動を機能	5-3 幹線が分断するなど,基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流
	不全に陥らせない	への甚大な影響
III		5-4 食料等の安定供給の停滞
Ⅲ 県民の 財産及び公	6 ライフライン,燃 料供給関連施設,交	6-1 電力供給ネットワーク(発変電所,送配電設備)や都市ガス供給,石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
共施設に係	通ネットワーク等	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
る被害の最	の被害を最小限に	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
小化に資す	留めるとともに、早	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	期に復旧させる	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
る		7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7 生  佐   アル・シャート	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥役による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流
IV 迅速な	生させない	出による多数の死傷者の発生 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
復旧復興に		7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃
資する		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビ
		ジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅
		に遅れる事態 9-4 果まな文化財な環境的姿态の萌生、地域コミューティの最極等により復興が
	強靱な姿で復興で きる条件を整備す	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失, 地域コミュニティの崩壊等により復興が 大幅に遅れる事態
	る	8-5 事業用地の確保, 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅 に遅れる事態
		8-6 風評被害や信用不安,生産力の回復遅れ,大量の失業・倒産等による県内経
		済等への甚大な影響

#### 4 脆弱性評価の結果

第2の3で設定した「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) に対する脆弱性について、別紙「『起きてはならない最悪の事態』(リスクシナリオ) ごとの脆弱性評価」のとおり評価した。

#### 第3 今後の施策

第2の4の脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するための本県の強靱化に向けた「今後の施策」について、各リスクシナリオごとに掲げた。

なお、「今後の施策」に係る個別事業については別冊「広島県強靱化地域計画年次事業一覧」へ明記する。

#### 月例

・施策分野(【隅付き括弧】で「施策分野」(第2の2の(1)及び(2)) を示す。)

(個別)【行政機能/警察・消防/防災教育等】、【住宅・都市】、【保健医療・福祉】、【情報通信】、 【産業構造】、【交通・物流】、【県土保全】、【環境】、【土地利用(国土利用)】

(横断)【リスクコミュニケーション】,【人材育成】,【官民連携】,【老朽化対策】

・関係局(「角括弧」で関係局及び施策を識別する番号を示す。)

[危]:危機管理監,[総]:総務局,[地]:地域政策局,[環]:環境県民局,[健]:健康福祉局,

[商]:商工労働局,[農]:農林水産局,[土]:土木建築局,[企]:企業局,[教]:教育委員会,

「警]:警察本部

【「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ) を回避するための「今後の施策」】

#### 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### (住宅・建築物等の耐震化)

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や 早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、 耐震化を促進する。
- また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的 に促進する。

【住宅·都市】[土7]

○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を 行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【住宅·都市】【保健医療·福祉】「総1]

- 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援する。

【保健医療·福祉】「健3]

○ 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

【保健医療·福祉】「健 47

#### (建築物等の老朽化対策)

○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を 行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

【老朽化対策】[総3]

#### (公共土木施設等の老朽化対策)

- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技 術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

【老朽化対策】【人材育成】「土9]

#### (地震防災対策)

○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【官民連携】[危2-1]

- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など 各種資格の取得を推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警5]

○ 県の地域防災計画に基づき、平成25年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震 防災対策を、引き続き県、市町、関係団体が一体となって推進していく。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危7]

#### (消防団・自主防災組織の充実・強化)

○ 消防団(非常備消防)については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の 消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、 各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署 (常備消防)や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等 により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 10-2]

○ 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。

○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防 災組織の活動を支援する。

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危11]

#### (災害に強い道路ネットワークの構築)

○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

【住宅·都市】【交通·物流】[土1]

○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手 法も活用しながら無電柱化を推進する。

【交通·物流】[±17]

#### (市街地での防災機能の確保等)

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる 住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

【住宅·都市】[土16]

○ 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う 市町について、引き続き指導・助言を行う。

【住宅·都市】[土25]

#### (耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)

○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者 を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や 耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

【住宅·都市】【老朽化対策】【人材育成】「土 19]

#### (既存建築物等の総合的な安全対策)

○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止 対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具 の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

【住宅·都市】[土 20]

○ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。

【住宅·都市】[土 13]

○ 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック 塀の所有者に指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。

【住宅·都市】[土 27]

#### (家具固定の促進)

○ いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【官民連携】「危 18]

#### (その他)

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら,広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備,地域防災拠点の整備,オープンスペースの確保,ライフラインの多重化・多元化などにより,災害に対する県土の安全性を高めるとともに,災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。

#### 【県土保全】【土地利用(国土保全)】[環1]

○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。

【住宅·都市】「土33]

○ 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

【住宅·都市】[土11]

施策に関連する指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物の耐震化率	91. 3% (R2)	96% (R7)
住宅の耐震化率	84. 5% (R2)	92% (R7)
病院における事業継続計画 (BCP) の策定率 (策定が義務付けられている災害拠点病院を除く)	10.2% (H30)	100% (R4)
修繕方針策定済の公共土木施設分類数	30 施設分類(R1)	40 施設分類(R7)
新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額	323 百万円(R1)	500 百万円(R7)
消防団員数の維持	21,542 人 (R1)	22, 229 人(R3)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	*
危険ブロック塀対策補助制度創設市町	12 市町創設(R2)	危険ブロック塀対策を要する全市町で創設 (R7)
家具等の転倒防止を行っている人の割合	49.0% (R1)	70.0% (R7)

<sup>※</sup> 広島県道路整備計画 (R3.3 月策定予定) において目標値を設定

#### 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波・浸水、高潮対策施設の整備)

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な 状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。 【県土保全】「±4】
- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震 強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【產業構造】【交通·物流】【県土保全】「土5]

○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

【產業構造】【県土保全】【老朽化対策】「土6]

#### (津波避難体制の整備)

- 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。 【リスクコミュニケーション】[危23]
- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震 防災対策計画作成対象施設(県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、 不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者)の監督部局及び関係 団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。
- また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】[危6]
- 県の地域防災計画に基づき、平成25年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震 防災対策を、引き続き県、市町、関係団体が一体となって推進していく。(再掲) 【行政機能/警察:消防/防災教育等】[危7]
- 津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所(高台、津波避難ビル等)の指定を促進するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定、避難指示・勧告のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危21]

#### (要配慮者に対する支援)

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策 定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市 町の取組を促進する。
- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。 【保健医療・福祉】「健13】

#### (津波避難意識の向上等)

○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く 取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。 【県土保全】[±15]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	<u></u> *1
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	32% (R1)	
南海トラフ地震防災対策計画策定率	83.4% (H30)	100% (R7)
市町の津波避難計画策定市町数	2市町 (R2)	14 市町(R7)
全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	2市町 (R1)	23 市町(R7)

- ※1 ひろしま川づくり実施計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※2 ひろしま海岸整備プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※3 広島みなと・空港振興プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

#### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### (洪水、高潮対策施設の整備)

○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を 明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を更に推進していく。

【住宅·都市】【県土保全】「±2]

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な 状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

【県土保全】「土4]

#### (下水道施設の防災・減災対策)

○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進 並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助 言を行う。

【住宅·都市】[土14]

#### (浸水想定区域図の作成等)

○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く 取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。(再 掲)

#### 【県土保全】[土15]

○ 水害リスク情報の提供の充実を図るため、中小河川における氾濫推定図の作成を推進するとともに、地先ごとの水害危険度を伝えるためのシステムを構築するなど、デジタル技術の活用を積極的に行う。

- 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を推進する。
- 県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。
- 洪水ハザードマップの普及浸透・水害に対する危機意識の醸成を目的とし、小・中学校を対象にまるごとまちごとハザードマップ(洪水標識の設置)の取組を推進する。

#### 【県土保全】「土 12]

○ 県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を行うため、市町による内水ハザードマップの作成・公表を支援する。

【住宅·都市】「±37]

#### (災害廃棄物処理計画に基づく対応)

○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

#### 【環境】「環4]

#### (浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に 対する技術的な支援・助言を着実に行う。

#### 【環境】「環6]

#### (その他)

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら,広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備,地域防災拠点の整備,オープンスペースの確保,ライフラインの多重化・多元化などにより,災害に対する県土の安全性を高めるとともに,災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。(再掲)

#### 【県土保全】【土地利用(国土保全)】[環1]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	
防護達成人口率(沿岸域)	63. 7% (R1)	<u>*</u> *2

※1 ひろしま川づくり実施計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定

※2 ひろしま海岸整備プラン (R3.3 月策定予定) において目標値を設定

#### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### (土砂災害や山地災害の対策施設の整備)

○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2021 (仮)」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

#### 【県土保全】「土 3-1]

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山 施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。

#### 【産業構造】【県土保全】[農1]

#### (土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)

- 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。 【県土保全】「±3-2〕
- がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。

#### 【県土保全】[土8]

#### (字地耐震化の推進)

○ 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の 推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

#### 【県土保全】「土 267

#### (災害廃棄物処理計画に基づく対応)

○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)

#### 【環境】「環4]

#### (その他)

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら,広島県土地利用基本計画(平成 30 年3月改定)に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備,地域防災拠点の整備,オープンスペースの確保,ライフラインの多重化・多元化などにより,災害に対する県土の安全性を高めるとともに,災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。(再掲)

#### 【県土保全】【土地利用(国土保全)】「環1]

○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災

害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。(再掲)

【住宅·都市】「±33]

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害から保全される家屋数	約116,000戸 (R2)	*
山地災害防止対策等着手地区数	5,336 地区(R1)	5,516 地区(R7)
水害・土砂災害リスクの認知度	77.0% (R2)	100% (R7)

<sup>※</sup> ひろしま砂防アクションプラン (R3.3 月策定予定) において目標値を設定

#### 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### (孤立化防止のためのインフラ整備)

○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

【交通·物流】[危 22]

#### (危機管理体制の維持・強化)

○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【官民連携】「危 2-1]

#### (情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町 役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網) を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】[危 25]

#### (冬期交通の安全確保)

○ 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

【交通·物流】[±24]

2 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (物資調達・供給の連携体制の整備)

○ 大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとと

もに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】「危9]

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想される ため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締 結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に 行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働 きかけを行う。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】[危8-1] [環5] [健11] [商2]

○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結 している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な 要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】[危17]

#### (非常用物資の備蓄の推進)

○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害 に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

【保健医療·福祉】「健 12]

#### (水道管の耐震化等供給体制の強化)

○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。

【住宅·都市】[健10]

#### (県営水道の供給体制の強化等)

○ 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応する ため、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を 進めていく。

【住宅·都市】「企1]

○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。

【住宅·都市】【老朽化対策】「企2]

○ 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和 2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取 組を進めていく。

【住宅·都市】[企3]

#### (緊急輸送網の確保)

○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や

災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに,大規模災害発生時には,引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)

【住宅·都市】【交通·物流】[土1]

○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震 強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【產業構造】【交通·物流】【県土保全】「土5]

#### (民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)

○ 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する 訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】「危2-3]

#### (災害対処能力の向上)

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り 組む。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 2-2]

#### (ボランティア体制の構築等)

- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を 更に充実させる取組を推進する。
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
- また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる 市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、 適切な対応が取られるように、市町と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[健15]

施策に関連する指標	現状値	目標値
水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ 施設(緊急連絡管等)整備の進捗状況(整備件数)	5件 (R1)	6件 (R4)
老朽度が高い(経過年数,土壌の腐食性及び漏水事故歴 等から評価)管路の更新延長	27.6km (R1)	92.9km (R11)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	32% (R1)	

※1 広島県道路整備計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定

※2 広島みなと・空港振興プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

#### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### (孤立化防止のためのインフラ整備)

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、 多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 離島(島しょ部)が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めていく。

【住宅·都市】【産業構造】【交通·物流】【県土保全】【老朽化対策】[土30]

○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。(再掲)

【交通·物流】「危 22]

#### (非常用物資の備蓄の推進)

○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲) 【保健医療・福祉】「健12]

#### (災害対処能力の向上)

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り 組む。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 2-2]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	*

<sup>※</sup> 広島県道路整備計画 (R3.3 月策定予定) において目標値を設定

#### |2-3||自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### (装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)

○ 消防本部及び消防署(常備消防)については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 10-1]

○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【人材育成】[警2]

○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【官民連携】[危 2-1]

- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して,事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など 各種資格の取得を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警5]

#### (警察庁舎の耐震化)

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き 警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、 計画的な建替整備を推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警1]

#### (警察の災害対応指揮機能の強化)

○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急 通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及 び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておく とともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる 警察官の技能向上を図る。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】【人材育成】[警3]

#### (消防団・自主防災組織の充実・強化)

○ 消防団(非常備消防)については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の 消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、 各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署 (常備消防)や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等 により災害対応能力の向上を図る。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】「危 10-2]

- 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど,引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防 災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 11]

施策に関連する指標	現状値	目標値
警察本部庁舎・警察署耐震化率	88.1% (R2)	90. 5% (R7)
交番・駐在所耐震化率	67. 2% (R2)	76. 7% (R7)
消防団員数の維持	21,542 人 (R1)	22, 229 人(R3)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)

#### 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生, 混乱

#### (事業所等との協定)

○ 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を

踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】【官民連携】[危8-2]

#### (帰宅困難者対策の周知)

○ 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」 という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周 知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関 係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

【住宅·都市】【交通·物流】[危 19]

#### (道の駅の活用促進)

○ 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と 市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点とし ての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、 体制を整える。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[土 18]

#### (非常用物資の備蓄の推進)

○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲) 【保健医療・福祉】[健12]

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

#### (医療救護体制の強化)

- 大規模災害発生時に,災害拠点病院,DMAT(災害派遣医療チーム)及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう,災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。
- EMIS (広域災害救急医療情報システム), J-SPEED (災害診療記録)等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに, 医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。

【保健医療·福祉】[健1]

○ 災害時のDMAT (災害派遣医療チーム) の重要性が高まっていることから, DMAT隊員 について, 技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに, 新たなDMATチームの養成を推進する。

【保健医療·福祉】「健5]

- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との 連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、 災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

【保健医療·福祉】「健 21]

#### (病院の防災機能強化)

○ 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。

【保健医療·福祉】[健2]

- 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援する。(再掲)

【保健医療·福祉】「健3]

#### (医療・介護人材の育成)

○ 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

【保健医療·福祉】[健 22]

#### (災害時の医療・福祉連携体制の強化)

○ 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。

【保健医療·福祉】[健 16]

#### (緊急輸送網の確保)

○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)

【住宅·都市】【交通·物流】「土1]

○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震 強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【產業構造】【交通·物流】【県土保全】[土5]

#### (事業者等との協定)

○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結 している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な 要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】[危 17]

施策に関連する指標	現状値	目標値
災害拠点病院の災害訓練の参加(実施)	74% (R1)	100% (R5)
DMAT数	31 チーム (R1)	36 チーム(R5)
病院における事業継続計画 (BCP) の策定率 (策定が 義務付けられている災害拠点病院を除く)	10. 2% (H30)	100% (R4)

県内医療に携わる医師数	7,286 人 (H30)	7,332 人 (R6)
医療施設等従事看護職員数	44, 184 人(H30)	47,007人 (R7)
介護職員数	50, 280 人(H30)	55,902 人(R5)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	32% (R1)	

- ※1 広島県道路整備計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※2 広島みなと・空港振興プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

#### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### (感染症対策の司令塔機能の整備)

- 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。
- 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。
- 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・ 疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して 理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。

【保健医療·福祉】【人材育成】「健8]

#### (予防接種の促進)

○ 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。

【保健医療·福祉】「健9]

#### (検査体制の強化)

○ 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫 学調査を行う。

【保健医療·福祉】【官民連携】[健 23]

#### (分散避難の啓発)

○ 県民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危24]

#### (浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に 対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

#### 【環境】「環6]

#### (下水道施設の防災・減災対策)

○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進 並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助 言を行う。(再掲)

【住宅·都市】「土14]

- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震 化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期 復旧へのソフト対策の強化を図る。

【住宅·都市】[企4]

#### (遺体への適切な対応)

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを 確保するとともに、市町等との連携を推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警7]

施策に関連する指標	現状値	目標値
麻しん・風しんワクチンの接種率	1期95.5%, 2期94.2% (R1)	1期98.5%以上, 2期94.6%以上 (R7)

#### 2-7 劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### (避難所の防災機能強化)

○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【產業構造】「環2]

#### (避難所の感染防止対策)

- 避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して 避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。
- また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。

【保健医療·福祉】[健 24]

#### (非常用物資の備蓄の推進)

○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲) 【保健医療・福祉】[健12]

#### (医療資材などの確保)

○ 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との 連携により、医療資材の確保を推進する。

- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき,災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに, 災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。(再掲) 【保健医療・福祉】「健 21]

#### (心のケアなどの支援体制の整備・強化)

○ 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な 公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣で きるよう、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引 き続き体制の強化を図る。

【保健医療·福祉】[健6]

○ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施するDPAT研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。

【保健医療·福祉】[健7]

- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に 進めるための仕組みを整備する。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共 同設置等の取組を支援する。
- 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な 資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を 行う。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 20-1(健)]

○ 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、 被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。 【保健医療・福祉】「健 25〕

#### (要配慮者に対する支援)

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が 増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介する。
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制 を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。

【保健医療·福祉】【官民連携】[健14]

#### (平時からの連携体制構築)

○ 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】[健 17]

#### (ボランティア体制の構築等)

- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を 更に充実させる取組を推進する。
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。

- また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる 市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染症対策の徹底等に留意して、 適切な対応が取られるように、市町と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。(再掲) 【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】「健 15〕

#### (浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に 対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

#### 【環境】[環6]

#### (下水道施設の防災・減災対策)

○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進 並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助 言を行う。(再掲)

【住宅·都市】「土 14]

#### (遺体への適切な対応)

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用すること を目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを 確保するとともに、市町等との連携を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「警7]

- 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。
- 現在, DNA型鑑定を行う施設は1カ所であることから, 災害に強い庁舎への改修(移転も含む)や鑑定施設の分散化等を引き続き検討する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「警8]

○ 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[健19]

#### (特定動物や被災動物への対応)

- 放浪・逸走動物, 負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように, 引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。
- ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[健 18]

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合	27.6% (R2)	100% (R7)

#### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による司法機能,警察機能の大幅な低下による治安の悪化,社会の混乱

#### (警察の災害対応機能の強化)

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き 警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、 計画的な建替整備を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警1]

○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急 通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及 び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておく とともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる 警察官の技能向上を図る。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】【人材育成】[警3]

○ 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画(避難場所等の選定)の見直しを継続して行う。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「警9]

#### (治安の維持)

○ 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を引き続き行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を 積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警6]

○ 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「警 10]

施策に関連する指標	現状値	目標値
警察本部庁舎・警察署耐震化率	88. 1% (R2)	90.5% (R7)
交番・駐在所耐震化率	67. 2% (R2)	76. 7% (R7)
逃走防止訓練及び避難訓練の実施	年1回以上の訓練を実施	年1回以上の訓練を実施

#### 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

#### (交通安全施設等の整備)

○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞,交通事故を回避するため,信号機電源付加装置の整備,更新を引き続き推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「警4]

○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、

交通・路面監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入,交通規制資機材の整備を推進するとともに,災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため,予備電源の整備を推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】[±22(警)]

施策に関連する指標	現状値	目標値
信号機の電源付加装置整備状況	90基 (R2)	104基 (R7)

#### 3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

#### (庁舎の耐震化)

○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を 行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【住宅·都市】【保健医療·福祉】「総1]

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き 警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら 計画的な建替整備を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「警1]

#### (執務環境, 実施体制の維持確保)

○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発 電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 15]

○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【產業構造】[環2]

○ 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システム の使用に支障が生じないよう、引き続き、本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ、ネットワー ク機器の移設・更新等を検討する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[総2]

#### (危機管理体制の維持・強化)

○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

#### 【行政機能/警察·消防/防災教育等】【官民連携】[危 2-1]

○ 市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、市町の初動応急対応 に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のため の訓練を支援する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危1]

- 南海トラフ地震を想定した県の「業務継続計画(BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」 について、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証していく。
- 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画(BCP)」の策定を促進する。
- 災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源について、72 時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】「危5]

# (広域応援体制の構築)

○ 大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。(再掲) 【行政機能/警察:消防/防災教育等】「危9」

- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に 進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。
- 更に、市町を支援するため、県は、市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人 的応援を行う。
- 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に 派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災 害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 20-2]

施策に関連する指標	現状値	目標値
警察本部庁舎・警察署耐震化率	88.1% (R2)	90.5% (R7)
交番・駐在所耐震化率	67. 2% (R2)	76. 7% (R7)
県内23市町の災害対策運営要領等の点検・修正	毎年度点検を実施	毎年度点検を実施
72 時間稼働の非常用電源を確保している市町数	8市町 (R1)	23 市町 (R7)

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

# |4-1||防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (庁舎の非常用電源の確保)

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。(再掲) 【行政機能/警察・消防/防災教育等】[危15]
- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲) 【行政機能/警察・消防/防災教育等】【産業構造】[環2]

# (情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを 適切に運営管理する。

#### 【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】「危3]

○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る 運用及び維持管理を継続する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】「危4]

- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町 役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網) を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。(再掲) 【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】[危25]
- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急 通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及 び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておく とともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる 警察官の技能向上を図る。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】【人材育成】[警3]

○ 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・ 提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供 等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等 の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災 害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】[±23(警)]

# 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (災害情報伝達手段の多様化)

○ 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かり やすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。 なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・ 市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】[危13]

施策に関連する指標	現状値	目標値
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	31.1% (R1)	80. 0% (R7)

# 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### (自助・共助の取組強化)

○ 「自助」「共助」の取組を一層推進する施策として、災害に備えて日頃から行うべきことや、 災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するの かなどを記載していただく「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促 進等に取り組んでいく。

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】「危14]

# (防災教育の推進)

- 企業訪問や企業向け研修会などを通じた、ポータルサイト「はじめの一歩」を活用した防災 学習の促進、県の一斉防災教室・訓練への参加促進や先進事例の紹介を引き続き行う。
- 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を促進するとともに、子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の担い手育成などの取組を通じて県内の地域コミュニティにおける、防災教室等への参加の呼び掛けを引き続き促す。
- 小中学校や自主防災組織等を対象に、防災知識の向上や災害の教訓を次世代へ伝承するため、 VR等の模擬体験によるリアリティ性を高めたツールや、過去に発生した災害写真などのアー カイブの活用を図るなど、効果的な防災教育を実施する。

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】「危26]

#### (災害情報伝達手段の多様化)

○ 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かり やすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。 なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・ 市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。(再掲) 【行政機能/警察:消防/防災教育等】【情報通信】「危.13]

## (情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを 適切に運営管理する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】[危3]

○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る 運用及び維持管理を継続する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】「危4]

- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町 役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網) を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。(再掲) 【行政機能/警察:消防/防災教育等】【情報通信】「危25]
- 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・ 提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供 等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等 の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災 害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】「±23(警)]

○ AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。

【情報通信】「±35]

○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急 通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及 び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておく とともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる 警察官の技能向上を図る。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【情報通信】【人材育成】「警3】

○ 令和2年度に導入する110番通報等と連動したGISを基盤とする情報共有システム(災害 警備システム)を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警11]

#### (災害対処能力の向上)

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り 組む。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 2-2]

#### (要配慮者に対する支援)

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策 定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市 町の取組を促進する。
- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。 (再掲)

【保健医療·福祉】[健 13]

- 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が 増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介する。
- 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。(再掲) 【保健医療・福祉】【官民連携】「健 14]
- 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。
- 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施する。

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危27]

#### (消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防 災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 11]

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難の準備行動ができている人の割合	13.6% (R1)	50.0% (R7)
マイ・タイムラインを作成している人の割合		60.0% (R7)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している 人の割合	68.5% (R1)	100% (R7)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保し ている人の割合	31.1% (R1)	80.0% (R7)
防災教室・訓練への参加者割合	41.5% (R1)	60.0% (R7)
非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食料や飲料水を 備蓄している人の割合	52. 3% (R1)	70.0% (R7)
全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	2市町 (R1)	23 市町(R7)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)

#### 5 経済活動を機能不全に陥らせない

## 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

#### (事業継続の取組の推進)

○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を 普及啓発していく。

【産業構造】「商1]

#### (陸上海上交通網の確保)

○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。また、港湾施設の耐震対策等を実施し、港湾BCPの実効性の向上と災害に対する意識向上を図ることを目的に、必要に応じて訓練等を実施する。

【住宅·都市】【産業構造】【交通·物流】【県土保全】【老朽化対策】[土31]

○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。(再掲)

【交通·物流】[危 22]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	

<sup>※</sup> 広島県道路整備計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定

# 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)

○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に 所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することによ り、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。

【産業構造】「危 12]

# (有害物質流出対策)

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量等を 把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、 速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての 把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。

#### 【環境】[環3]

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年1回の訓練を実施	隔年1回の訓練を維持
水質汚染事故発生件数	147件 (R1)	現状値より減少 (R7)

# 5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

# (災害に強いインフラ整備)

○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)

【住宅·都市】【交通·物流】[土1]

○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)

【交通·物流】「土 17]

○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2021 (仮)」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)

【県土保全】[土 3-1]

- 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を更に推進していく。(再掲) 【住宅・都市】【県土保全】[土2]
- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な 状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再

掲)

#### 【県十保全】「+4]

○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震 強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【產業構造】【交通·物流】【県土保全】「土5]

#### (交通安全施設等の整備)

○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、 交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道 路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規 制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機 能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】[±22(警)]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	<u></u> <u>*</u> 1
土砂災害から保全される家屋数	116,000 戸 (R2)	<u></u> *2
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	<u></u> *3
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	<u>**</u> *4
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	32% (R1)	<u></u> %5

- ※1 広島県道路整備計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※2 ひろしま砂防アクションプラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※3 ひろしま川づくり実施計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※4 ひろしま海岸整備プラン (R3.3 月策定予定) において目標値を設定
- ※5 広島みなと・空港振興プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

#### (民間事業者等との応援協定の締結)

- 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想される ため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締 結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に 行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働 きかけを行う。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】「危8-1]「環5]「健11]「商2]

# (水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)

○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。(再掲)

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[土6]

- 漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスタープランの方針内に位置付け、新たな整備や現有施設機能強化を推進する。
- 漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の更新を含めて機能強化を図る。

#### 【產業構造】【県土保全】【老朽化対策】「農4]

#### (卸売市場施設整備の推進)

○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。

#### 【產業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農5]

施策に関連する指標	現状値	目標値
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	*

<sup>※</sup> ひろしま海岸整備プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
  - 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### (再生可能エネルギーの導入促進)

○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を引き続き推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【產業構造】「環2]

#### (石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)

○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に 所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することによ り、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。(再掲)

#### 【産業構造】「危 12]

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年1回の訓練を実施	隔年1回の訓練を維持

#### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### (水道管の耐震化等供給体制の強化)

○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。(再掲)

【住宅·都市】[健10]

#### (県営水道の供給体制の強化等)

○ 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応する

ため、未整備バックアップ施設(緊急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を 進めていく。(再掲)

【住宅·都市】「企1]

○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。(再掲)

【住宅·都市】【老朽化対策】「企2]

○ 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和 2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取 組を進めていく。(再掲)

【住宅·都市】「企3]

施策に関連する指標	現状値	目標値
水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ施設 (緊急連絡管等)整備の進捗状況(整備件数)	5件 (R1)	6件 (R4)
老朽度が高い(経過年数、土壌の腐食性及び漏水事故歴等から評価)管路の更新延長	27.6km (R1)	92.9km (R11)

# 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (下水道施設の防災・減災対策)

○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進 並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助 言を行う。(再掲)

【住宅·都市】「土 14]

- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震 化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期 復旧へのソフト対策の強化を図る。(再掲)

【住宅·都市】[企4]

# (浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に 対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

【環境】「環6]

#### (災害廃棄物処理計画に基づく対応)

○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)

#### 【環境】「環4]

# 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

# (災害に強いインフラ整備)

○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。(再掲)

【住宅·都市】【交通·物流】「土1]

○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。(再掲)

【交通·物流】「±17]

○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2021 (仮)」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)

【県土保全】「土 3-1]

- 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を 明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を更に推進していく。(再掲) 【住宅:都市】【県土保全】「±2]
- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な 状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

【県土保全】「土4]

○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震 強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)

【產業構造】【交通·物流】【県土保全】[土5]

#### (緊急輸送体制の整備)

○ バス事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。【交通・物流】「地2]

○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

【交通·物流】[地3]

## (交通安全施設等の整備)

○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、 交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道 路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入,交通規制資機材の整備を推進するとともに,災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】「±22(警)]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	454.5km (28.0%) (R2)	<u></u> *1
土砂災害から保全される家屋数	116,000 戸 (R2)	<u></u> *2
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	<u></u> *3
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	*4
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	32% (R1)	<u></u> *5

- ※1 広島県道路整備計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※2 ひろしま砂防アクションプラン (R3.3 月策定予定) において目標値を設定
- ※3 ひろしま川づくり実施計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※4 ひろしま海岸整備プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※5 広島みなと・空港振興プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

### 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

#### (津波・浸水、高潮対策施設の整備)

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な 状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)

#### 【県土保全】「土4]

# (公共土木施設等の老朽化対策)

- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。(再掲) 【老朽化対策】【人材育成】[±9]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	<u></u> *1
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	<u></u> *2
修繕方針策定済の公共土木施設分類数	30 施設分類(R1)	40 施設分類(R7)
新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額	323 百万円(R1)	500 百万円(R7)

- ※1 ひろしま川づくり実施計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定
- ※2 ひろしま海岸整備プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

#### 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

#### │7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)

○ 消防本部及び消防署(常備消防)については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危 10-1]

○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【人材育成】「警 2】

○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】【官民連携】「危 2-1]

- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など 各種資格の取得を推進する。(再掲)

【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警5]

## (消防団・自主防災組織の充実・強化)

○ 消防団(非常備消防)については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の 消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、 各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署 (常備消防)や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等 により災害対応能力の向上を図る。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 10-2]

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防 災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 11]

#### (市街地での防災機能の確保等)

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる 住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲)

【住宅·都市】[土16]

施策に関連する指標	現状値	目標値
消防団員数の維持	21,542 人 (R1)	22, 229 人(R3)
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)

#### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

# (石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)

○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に 所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することによ り、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。(再掲)

#### 【産業構造】「危 12]

# (有害物質流出対策)

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量等を 把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、 速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての 把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。(再掲)

#### 【環境】「環3]

施策に関連する指標	現状値	目標値	
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年1回の訓練を実施	[ 隔年1回の訓練を維持	
水質汚染事故発生件数	147件 (R1)	現状値より減少 (R7)	

#### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

#### (住宅・建築物等の耐震化)

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や 早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、 耐震化を促進する。
- また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的 に促進する。(再掲)

【住宅·都市】[土7]

#### (既存建築物の総合的な安全対策)

○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止 対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具 の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。(再掲)

【住宅·都市】 [±20]

施策に関連する指標	現状値	目標値
多数の者が利用する建築物の耐震化率	91.3% (R2)	96% (R7)
住宅の耐震化率	84.5% (R2)	92% (R7)

# 7-4 ため池, 防災インフラ, 天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数 の死傷者の発生

# (治山施設の整備)

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山 施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。(再掲)

# 【産業構造】【県土保全】「農1]

# (農業用ため池. 水利施設の老朽化対策)

- 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町によるハザードマップの作成と公表を支援する。
- ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。
- 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
- 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】「農2】

# (海岸保全施設の老朽化対策)

- 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づく施設の整備を進める。

#### 【產業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農6]

#### (地すべり防止施設,集落排水施設,農道の老朽化対策)

- 地すべり防止施設,集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し,優 先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み,機能を維持する。
- 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設 の保全に取り組み、機能を維持する。

#### 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】「農7]

施策に関連する指標	現状値	目標値
山地災害防止対策等着手地区数	5,336 地区(R1)	5,516地区 (R7)
防災重点ため池の防災工事の完了箇所数	459 箇所(R1)	883 箇所(R7)
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	*
汚水処理人口普及率	88.4% (H30)	92.8% (R8)

<sup>※</sup> ひろしま海岸整備プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

# 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

# (有害物質流出対策)

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量等を 把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、 速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての 把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。(再掲)

#### 【環境】[環3]

○ 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の 策定等防災体制の整備を図る。

## 【産業構造】[健20]

施策に関連する指標	現状値	目標値	
水質汚染事故発生件数	147件 (R1)	現状値より減少 (R7)	

# 7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

#### (農地・森林等の保全の取組)

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い 手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。

#### 【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用(国土利用)】「農3]

施策に関連する指標	現状値	目標値	
維持されている農地面積	54, 100ha (R1)	51, 100ha (R7)	
手入れ不足の人工林間伐面積	617ha (R1)	1,050ha (R7)	

#### 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (災害廃棄物処理計画に基づく対応)

○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年5月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継

続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適 正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)

【環境】「環4]

# 8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如 等により復興できなくなる事態

#### (建設業の担い手確保)

○ 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。

【産業構造】【人材育成】【官民連携】「土10]

#### (デジタル技術を活用した生産性の向上)

○ AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理するICT活用工事やBIM/CIMを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

【産業構造】[±36]

# (建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)

○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。(再掲)

【住宅·都市】【老朽化対策】【人材育成】[土19]

○ 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡 体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築 物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。

【住宅·都市】【人材育成】「±21]

○ 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

【住宅·都市】【人材育成】[土28]

## (地籍調査の推進)

○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。

【土地利用(国土保全)】[地1]

#### (その他)

○ 平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町に

おいて地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。

【住宅·都市】[±34]

施策に関連する指標	現状値	目標値
主要な土木構造物におけるC I M業務の活用割合	0% (R2)	100% (R7)
地籍調査進捗率	53.3% (R1)	56.3% (R7)

# 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

#### (洪水、高潮対策施設の整備)

- 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして、優先度や緊急性の高い箇所を 明確にした上で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を更に推進していく。(再掲) 【住宅:都市】【県土保全】「±2]
- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な 状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再 掲)

【県土保全】[土4]

#### (浄化槽対策)

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に 対する技術的な支援・助言を着実に行う。(再掲)

【環境】「環6]

# (下水道施設の防災・減災対策)

○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進 並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助 言を行う。(再掲)

【住宅·都市】[土14]

- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震 化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 流域下水道管渠の定期点検について、地盤沈下の恐れがある箇所については点検を強化し、 改修等の必要な措置を実施していく。

【住宅·都市】[企5]

施策に関連する指標	現状値	目標値
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約18,000戸 (R2)	<u></u> <u>*</u> 1
防護達成人口率(沿岸域)	63.7% (R1)	<u>**</u> 2

※1 ひろしま川づくり実施計画 (R3.3月策定予定) において目標値を設定

※2 ひろしま海岸整備プラン (R3.3月策定予定) において目標値を設定

# 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

#### (消防団・自主防災組織の充実・強化)

- 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防 災組織の活動を支援する。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 11]

#### (自助・共助の取組強化)

○ 「自助」「共助」の取組を一層推進する施策として、災害に備えて日頃から行うべきことや、 災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するの かなどを記載していただく「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの防災行動計画)の普及促 進等に取り組んでいく。(再掲)

【行政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】[危14]

#### (平時からの連携体制構築)

○ 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。(再掲)

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】「健 17]

# (市街地での防災機能の確保等)

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる 住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。(再掲)

【住宅·都市】「± 16]

#### (被災者の住宅確保)

- 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定 締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 県営住宅への一時入居体制を維持する。

【住宅·都市】「±29]

#### (農地・森林等の保全の取組)

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い 手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実 に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の 低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。また、 放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援 し、県民参加の森づくりを推進する。(再掲)

【產業構造】【県土保全】【環境】【土地利用(国土利用)】[農3]

#### (漁場機能の回復)

○ 大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、干潟の耕<del>耘や</del>海底堆積物の除去等を実施する。

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用(国土利用)】[農8]

#### (文化財の保護)

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の 避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。
- 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した 耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

【住宅·都市】「教1]

施策に関連する指標	現状値	目標値
呼びかけ体制構築組織率	0.7% (R1)	100% (R7)
避難の準備行動ができている人の割合	13.6% (R1)	50.0% (R7)
マイ・タイムラインを作成している人の割合	_	60.0% (R7)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している 人の割合	68.5% (R1)	100% (R7)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保し ている人の割合	31.1% (R1)	80. 0% (R7)
防災教室・訓練への参加者割合	41.5% (R1)	60.0% (R7)
非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食料や飲料水を 備蓄している人の割合	52. 3% (R1)	70. 0% (R7)
維持されている農地面積	54, 100ha (R1)	51, 100ha (R7)
手入れ不足の人工林間伐面積	617ha (R1)	1,050ha (R7)

## 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### (事業用地の確保)

- 事業箇所が決まり次第,速やかに現地調査,法務局調査,権利者調査を行い,迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討する とともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、そ の動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

【住宅·都市】「±32]

# (被災者の住宅確保)

- 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定 締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 県営住宅への一時入居体制を維持する。(再掲) 【住宅・都市】[±29]

# 8-6 風評被害や信用不安, 生産力の回復遅れ, 大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大 な影響

#### (正確な情報提供)

○ 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい 情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

【リスクコミュニケーション】[危16]

#### (事業継続の取組の推進)

○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を 普及啓発していく。(再掲)

【産業構造】「商1]

# (卸売市場施設整備の推進)

○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。(再掲)

【產業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農5]

# 第4 施策の重点化

#### 1 重点化の考え方

- 大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に 推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかった場合の影響の大 きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の 策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされ ている。
- 本県では、今後30年以内に70%~80%程度の確率で発生するとされている南海トラフ地震が起こった場合、これまでに経験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている(第1の6の(3)参照)。また、土砂災害警戒区域が全国最多であり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い生命が失われている。
- こうした中、本県では、平成27年3月に制定した広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 条例(平成27年広島県条例第1号)において、「災害死をゼロにする」を目標に掲げ、現在、 県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、 自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動を展開している。
- このため、本計画では、国の基本計画との調和(※1)も考慮しつつ、本県が県民総ぐるみ 運動を強力に展開していることを踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接かかわる事 態」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。
- 加えて、被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括や関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。
  - ※1 国の基本計画では、国の役割の大きさや災害に伴う影響度・緊急度の観点から、15 の重点化すべき「プログラム」(※2)が選定されている。
  - ※2 国の基本計画における「プログラム」とは、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するための府省庁横断的な施策群のこと。

# 2 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の13の「起きてはならない最悪の事態」に関する施策を重点化の対象とする。

# 【人命保護に直接かかわる事態】(12事態)

- 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による 多数の死傷者の発生
- 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-4 大規模な十砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶,エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
- 2-7 劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の 発生
- 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や 救助・支援が遅れる事態
- 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-4 ため池, 防災インフラ, 天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

#### 【行政機能の大幅な低下につながる事態】(1事態)

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

#### 第5 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するという観点から、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を局横断的に把握・整理するとともに、概ね中間年を目処に計画の見直しを検討する。

#### 【参考】

- 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価
- 用語解説
- 広島県強靱化地域計画検討委員会設置要綱(令和2年7月30日設置)

# 【参考】「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価

# 1 直接死を最大限防ぐ

1 直接死を最大限防ぐ						
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や	密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)		001.00/ (D0)	0000/ (D7)	
でも、震度6弱から6強の地震が発生する可能性があるとされている一方、本県の建築物の耐震化は、一部		○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する 広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、耐震		O91.3% (R2)	○96% (R7)	○広島県耐震改 修促進計画(第3 期計画)
を除き、全国と比較して低い状況にある。	防災拠点建築物について、耐震化を促進している。     また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進している。	化を促進する。  ○ また, 県, 市町及び関係団体等が連携して, 県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。【住宅・都市】[土7]	○住宅の耐震化率	○84.5% (R2)	○92% (R7)	
○ 県有施設の耐震化率は 86.7%(H30 年度末)で、全国 平均(95.1%)以下であり、これまでの各局の耐震化 等の取組だけでなく、全庁的な共通認識の下で更なる 取組の強化が必要である。		○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【住宅・都市】【保健医療・福祉】 [総1]	_	_	_	○広島県公共施 設等マネジメン ト方策
○ 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化を促進する必要がある。	○ 病院について,各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら,整備補助により耐震化を促進している。	○ 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 ○ 災害発生時においても、医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援する。【保健医療・福祉】[健3]	画 (BCP) の策定率 (策定 が義務付けられている災害	○10.2% (H30)	○100% (R4)	○広島県保健医 療計画
○ 災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設の耐震化が必要である。	○ 社会福祉施設について,各施設設置者の更新計画(老 朽化改築等)を踏まえながら,整備補助により耐震化 を促進している。	○ 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築 等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 【保健医療・福祉】[健4]	_	_	_	_
(建築物等の老朽化対策)	(建築物等の老朽化対策)	(建築物等の老朽化対策)				
○ 公共施設の老朽化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に備えるためには、「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換や、「改築」から「長寿命化改修」への転換などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。	長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を進め	○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。【老朽化対策】[総3]	_	_	_	○広島県公共施設等マネジメント方策
(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)				
中,今後,重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど,社会インフラの安全性や	中,「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため,修繕方針の追		木施設分類数	(R1)	○40 施設分類 (R7)	○インフラ老朽 化対策の中長期 的な枠組み
機能の低下が懸念されている。     老朽化した公共土木施設の割合が増大し、今後、集中的に更新時期を迎える中、維持更新費の増大や担い手不足が懸念されている。     大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、Al/loTなどのデジタル技術の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。	施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施している。	公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。 ○ 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。 ○ Al/loT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。【老朽化対策】【人材育成】 [土 9]	サイクルコストの縮減額	○323 百万円 (R1)	○500 百万円 (R7)	○広島デジフラ 構想
(地震防災対策)	(地震防災対策)	(地震防災対策)				
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる 事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体 や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実な ど、危機管理体制の維持・強化が必要である。	間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応	機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種	_	_	_	○広島県地域防 災計画

	○ (() 中数件 「私のよ は のけ					
	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するととも		_	_	_	_
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実な	的に実施して,事案対処能力の向上を図っている。	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を				
ど、危機管理体制の維持・強化が必要である。		操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。【行政				
○ 平成30年7月豪雨における救出救助活動において		機能/警察·消防/防災教育等】[警 5]				
は、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去						
する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を						
実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重機						
を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要である。						
○ いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した	○ 平成25年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏	○ 県の地域防災計画に基づき,平成25年10月に取りまとめた県	_	_	_	○広島県地域防
場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に	まえ、津波対策を拡充した新たな地震防災対策を策定	地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、引き続き県、市町、関				災計画
陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、	し,県,市町,関係団体が一体となって推進している。	係団体が一体となって推進していく。【行政機能/警察・消防/				
県、市町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、	- 7, 71,7   3, 11, 31, 12, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 11, 1	防災教育等】[危7]				
事前防災の取組を着実に推進する必要がある。		PSS(M144 PB.)				
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
		○ 消防団(非常備消防)については、団員を確保するため、女性 ○消防	団員数の維持 ○21	1,542 人	○22,229 人	○広島県地域防
団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(R1		(R3)	災計画
防署(常備消防)や自主防災組織等との連携も少ない						
ことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団		町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うととも				
体との連携強化を図ることが必要である。	なる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本					
	部及び消防署(常備消防)や自主防災組織等と連携し	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	た活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等					
	により災害対応能力の向上を図っている。	スクコミュニケーション】【人材育成】[危10-2]				
○ 大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が		○ 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リー ○呼びが	かけ体制構築組織率 (〇0.1	7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みん
不足することが過去の例からも想定されるため、地域				, , 0 ((())	O 10070 (117)	なで減災」県民
の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進						総ぐるみ運動行
と組織活動の活発化に取り組む必要がある。		○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼				動計画
□ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進		びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。【行政機				到山田
役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要		能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【人				
校となる利になり一メーの光畑・養成に取り組む必要   がある。		能と言葉・利助と助及教育等人でヘッコミュニケーション人へ 材育成】[危 11]				
○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をする		17 FIX. [DE 11]				
ためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始す						
るタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。						
(災害に強い道路ネットワークの構築)	   (災害に強い道路ネットワークの構築)	(災害に強い道路ネットワークの構築)				
		<ul><li>○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめ ○緊急</li></ul>	☆光学校のは然が生しの個	54.5km	O—※ (P13)	○広島県道路整
在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、				04.5km 0%) (R2)	O-× (113)	備計画 2021
			<u>=</u> X	J%) (NZ)		
南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても						(仮)
通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を	*	応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に ************************************				
来す懸念がある。	○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネット					
	ワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を	1 - 11				
	行っている。	する。【住宅・都市】【交通・物流】[土1]				
		○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、 地域の実験に応じた名様なままた。第111年の表現では、大概な	_	_	_	_
電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の地域活動の地域になる可能性がある。						
の救援活動の妨げになる可能性がある。	がら無電柱化を推進している。	する。【交通・物流】[土 17]				
(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)  ○ +砂奈山などの自然災害の時止を図るため、保令す	(市街地での防災機能の確保等)      雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生				  ○広島県都市計
			_	_	_	○広島県都市計   画制度運用方針
点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。	べき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、	産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより,適切な維持,保				四市))发建州力針 
○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる。 スハ胃や避難性などの災害時に、防災拠点や避難地とな						
る公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要		○ 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市 ### 1 たる ☆   大きな   大				
がある。	進している。	基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な				
		配置及び整備を推進する。 【住宅・都市】 [土 16]				

	○ 土担措巛実発生は「主法地で心無したて強地の体	○ 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図る		I		I
を確保する必要がある。	保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、	ため、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助	_	_	_	_
で確保する必要がある。	「保を図るため,都川公園寺の整備を1」 川崎川に りいて,   指導・助言を行っている。	ことの、前門公園寺の金舗を打ったいて、引き続き指導・助 言を行う。【住宅・都市】 [土 25]				
   (耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)	相等・助言を行うている。 (耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)	(耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上)				
		○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るた	<del>_</del>	_	_	_
体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を	上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するた	め、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、				
担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良	めの講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・	耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改				
な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き				
の共有化に取り組む必要がある。	修の有益な情報の共有化の取組を推進している。	推進する。【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土 19]				
(既存建築物等の総合的な安全対策)	(既存建築物等の総合的な安全対策)	(既存建築物等の総合的な安全対策)				
		○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対	_	_	_	_
な安全対策を講じる必要がある。	等の安全対策,屋外広告物等の落下防止対策,大規模	策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天				
	空間を持つ建築物の天井の崩落対策,エレベーターの					
	閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町	防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。【住				
	と連携を図りながら推進している。	宅·都市】[土 20]				
○ 人口・世帯数の減少や高齢化の進行など,構造的な	○ 管理が不十分な老朽空き家について,災害時の倒壊	○ 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危	_	_	_	○広島県空き家
問題から今後も増加していくものと考えられる管理が	等による危害を防ぐため,市町と連携して,所有者に	害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理				対策対応指針
不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による	対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進	の啓発など,空き家対策を引き続き推進する。【住宅・都市】[土				
危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要であ	している。	13]				
<b>్</b> నం						
○ 子供の安全のため、通学路沿いにあるブロック塀が	○ 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒	○ 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危	○危険ブロック塀対策補助	○12 市町創設	○危険ブロック	_
倒壊するのを防ぐ必要があるが、そのためには所有者		険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うことなど		(R2)	塀対策を要する	
の理解と協力が必要である。	指導を行うことなどによりブロック塀の安全対策を推	によりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。【住宅・都市】			全市町で創設	
	進している。	[±27]			(R7)	
(家具固定の促進)	(家具固定の促進)	(家具固定の促進)			, ,	
		○ いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について,	○家具等の転倒防止を行っ	O490% (R1)	○70.0% (R7)	○広島県「みん
人的被害を生じさせたことを踏まえ、引き続き家具固				0 10.0 70 (117)	070.070 ((7)	なで減災」県民
定率の向上を図る必要があるが、令和元年度の実績値	により、家具の転倒防止策の必要性を周知するほか、	の一層の連携を図り、家具固定を促進していく。【行政機能/警	C O O NO PIL			総ぐるみ運動行
は49.0%であり、令和元年度の目標値である62.5%を	防災教室、出前講座、防災イベント等を通じて、家具	察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】【官民連携】				動計画
下回っている。	の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供	「危18]				到山   四
「田りている。	し、家具固定の促進を図っている。	DE 101				
	し、					
(その他)	(その他)	(その他)				
○ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向, 大規模地	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえなが	<del></del>	<del></del>	<del></del>	○広島県土地利
震の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域	まえながら,広島県土地利用基本計画(平成 30 年 3	ら,広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき,				用基本計画
への居住地の拡大などが懸念される中、県土の安全性		県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実				
に対する要請が高まっている。	向上,持続可能な県土管理の実施などに関する施策を	施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。				
○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土		○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシ				
	○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバック	ステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、				
「減災」の考え方等も踏まえ、県土の安全性を総合的		ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の				
に高めていく必要がある。	ンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、	安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組				
	土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより、	を引き続き関係局で実施する。【県土保全】【土地利用(国土保全)】				
	災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強					
	い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。	- AV-1				
□		<ul><li>── 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用</li></ul>	_	_	_	○広島県都市計
地利用規制が十分に機能していない。	画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低	などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導				画制度運用方針
- とというコングではいい・1 ノノコン(7次月とし くしいよしい)	回の活用などにより、 工地利用規制や火害リスクの低 い区域への居住誘導を図り、 短期的には、 県民の生命,	を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するため				凹仰沙沙生州刀ず
	身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難	の防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフト				
	誘導の整備などにより,ハード・ソフトが一体となっ	が一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町				
l l	+_{	に声性を図りたがと声に批准士? 『冷ウ 却士』「100〕				
	た総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と 連携を図りながら推進している。	と連携を図りながら更に推進する。【住宅・都市】[土33]				

○ 各市町で策定する立地適正化計画における居住誘導	○ 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道	○ 水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備 ― ―	_	_	○広島県都市計
区域には、原則として災害リスクの高い区域を含まな	施設整備を進めるとともに,ハザードマップを活用し	を進めるとともに,ハザードマップを活用した避難体制の確立			画制度運用方針
いものとするが,広範囲に及ぶ水災害などのハザード	た避難体制の確立や,住民との合意形成を図った上で	や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等			
エリアから居住誘導区域をすべて除外することが困難	建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用に	の地区計画制度の活用による土地利用規制など,市町など関係機			
である地域においては、ハード・ソフト対策が一体と	よる土地利用規制など,ハード・ソフト対策が一体と	関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・			
なった総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。	なった総合的な防災・減災対策について、推進している。	減災対策を推進する。 【住宅・都市】 [土 11]			

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発	発生					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	400000000000000000000000000000000000000			
○ 台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人	〇河川氾濫により床上浸水	○約 18,000 戸	O—※ (P15)	〇ひろしま川づ
を推進しているものの、防護達成人口率が約6割とい	防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあるこ	口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業と	が想定される家屋数	(R2)		くり実施計画
まだ低位な状況にある。	とから, 国直轄事業との連携を図りながら, 河川・海					2021 (仮)
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波	··	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海ト	○防護達成人口率 (沿岸域)	○63.7% (R1)	O—※ (P15)	○ひろしま海岸
	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防におい	ラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国				整備プラン
に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					2021 (仮)
9 割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなってい	,	全】[土4]				
ることから海岸堤防の耐震対策が必要である。	耐震対策を行っている。					
		○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事		○32% (R1)	O—※ (P15)	○広島みなと・
強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸			給可能人口カバー率			空港振興プラン
壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は	を推進している。	ていく。 【産業構造】 【交通・物流】 【県土保全】 [土 5]				2021 (仮)
32%となっている。						
		○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマ	│○防護達成人口率(沿岸域)	○63.7% (R1)	O—※ (P15)	○広島みなと・
て、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要		ネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、				空港振興プラン
であるが、ストックマネジメント計画は R2 時点で全		引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を				2021 (仮)
44 漁港が策定予定である。また、漁村地域に暮らす人		踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人				○ひろしま海岸
の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備を進めて						整備プラン
いく必要がある。	め、漁港区域の海岸保全施設整備を実施している。	ていく。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】 [土 6]				2021 (仮)
(津波避難体制の整備)	(津波避難体制の整備)	(津波避難体制の整備)				
		○ 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動	_	_	_	_
ない地域がある。	え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるな					
○ 町内会や自主防災組織への参加率が低いなど、地域		う、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。【リスクコミュ				
の繋がりが希薄になっており、災害時に助け合うこと	援している。	ニケーション】[危23]				
が難しくなっている。						
		○ 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を		○83.4% (H30)	○100% (R7)	_
難体制を確保するため、県津波浸水想定図における浸		確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設(県津	計画策定率			
	○ また、南海トラフ地震防災対策計画の策定対象者に	波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、				
が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している						
者による南海トラフ地震防災対策計画の策定を推進し	円滑な避難の確保に関する事項を明示するよう、要請	いる者)の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計				
ているが、H30 現在の策定率は83.4%(全国80.2%)	している。	画の策定を要請する。				
となっている。		○ また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避 ************************************				
〇 令和元年5月に南海トラフ地震防災対策基本計画が 株工され、東海トラフ地震防災対策基本計画が		難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督				
修正され、南海トラフ地震防災対策計画に南海トラフ		部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。【行政機				
地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項の明三が終れる。		能/警察・消防/防災教育等】[危6]				
に関する事項の明示が必要となったが、明示が進んで						
いない。						
		○ 県の地域防災計画に基づき、平成25年10月に取りまとめた県 地震が実現会を映すると地震が対策を、引き続き県、末野、関	_	_	_	○広島県地域®
場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	地震被害想定を踏まえた地震防災対策を、引き続き県、市町、関係はは、体になって批准していく、(五根)【行政機能に登録する。				災計画
	し、県、市町、関係団体が一体となって推進している。	係団体が一体となって推進していく。(再掲)【行政機能/警察・ ※時では、対象等】「長フュ				
県、市町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、東前は、の取組を美宝に推進する必要がある。(西根)	(再掲)	消防/防災教育等】[危7]				
事前防災の取組を着実に推進する必要がある。(再掲)			<u> </u>			

○ 津波被害が生じるおそれのある地域については、市町における市町津波避難計画の策定を促進するとともに、高台等を避難場所として確保することや津波避難ビル等の指定を促進する必要があるが、津波避難計画が策定されていない市町がある。		○ 津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急 避難場所(高台、津波避難ビル等)の指定を促進するとともに、 円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等 の指定、避難指示・勧告のための情報収集・伝達方法等を定めた 津波避難計画の策定を促進する。【行政機能/警察・消防/防災 教育等】[危 21]	市町数	○2 市町(R2)	○14 市町 (R7)	○広島県地域防 災計画
(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)				
○ 近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目	○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避	○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支	○全ての避難行動要支援者	○2 市町 (R1)	○23 市町(R7)	○第4次広島県
立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を	難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、	援者名簿及び個別計画を未策定の市町が,早期に策定できるよ	に係る個別計画の策定			障害者プラン
行う必要があるが,個別計画について,策定されてい	早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介す	う,先進市町の取組事例を紹介するなどにより,引き続き市町の				
ない市町がある。	るなどにより市町の取組を促進している。	取組を促進する。				
	○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のた	○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き				
	め,関係団体の連携を促進している。	関係団体の連携を促進する。【保健医療・福祉】[健 13]				
(津波避難意識の向上等)	(津波避難意識の向上等)	(津波避難意識の向上等)				
○ 県民の地震・津波への防災・減災意識が高まってい		○ 県民自らが,高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・			<del></del>	<del></del>
ることから, 今後も, わかりやすい「高潮・津波災害	への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよ	減災に必要な情報をより多く取得できるよう,必要に応じて「高				
ポータルシステム」への改良に取り組む必要がある。	う,必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」	潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。【県土保				
	の改良を行っている。	全】[土15]				

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)	7日1示	- 大1八旧	口信吧	
W 15 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして.	○河川辺跡に F川中 F湟→	○約18000 戸	O—※ (P16)	
○ ////////		<ul><li>優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連</li></ul>		(R2)	O & (110)	くり実施計画
人口率が約6割といまだ低位な状況にある。	で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を推	機元度や条点性の同い個別を明確にした工で、国直籍事業との建 携を図りながら、河川整備を更に推進していく。【住宅・都市】【県	が認定される多定数	(NZ)		2021 (仮)
人口挙が別り割といまだ区域な人がにめる。	で、国国 <del>指す未</del> とい建携を図りなから、河川 <del></del> 空浦を推 進している。	病を図りなから、利用整備を更に推進していく。【任七·都川】【宗 土保全】「土2]				2021 (1)X)
○ 公国などの言迦の決定が発して、河川、海出教供		<ul><li>→ 本主】 (→ 2)</li><li>○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人</li></ul>		○約10000 〒	O—※ (P16)	
					(° (° 10)	くり実施計画
を推進しているものの、防護達成人口率が約6割とい		口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を開いたがら、河川、海岸敷供を再に批准していく	か忠正される豕座剱	(R2)		くり美施計画   2021 (仮)
まだ低位な状況にある。	とから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海	の連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。		O0070/ (D1)	O >*/ (D10)	1,00
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波		○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海ト	() 的護達成人口率(沿岸域)	063.7% (RT)	(P16)	○ひろしま海岸
	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防におい	ラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国				整備プラン
に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の	-, 113.5	直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)				2021 (仮)
9 割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなってい	,	【県土保全】[土4]				
ることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	耐震対策を行っている。(再掲)					
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震	_	_	_	_
道による浸水対策を進めるとともに,災害時の下水処	施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直し	化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直				
理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設	について支援・助言を行っている。	しを促進するなど,ハード・ソフト一体となった支援・助言を行				
の防災対策を進める必要がある。		う。【住宅・都市】 [土 14]				
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るた						
め,BCP の見直しを行う必要がある。						
(浸水想定区域図の作成等)	(浸水想定区域図の作成等)	(浸水想定区域図の作成等)				
○ 県民の地震・津波への防災・減災意識が高まってい	○ 県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波	○ 県民自らが,高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・	—	—	—	<del>-</del>
ることから、今後も、わかりやすい「高潮・津波災害	への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよ	減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高				
ポータルシステム」への改良に取り組む必要がある。	う,必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」	潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。(再掲)【県				
(再掲)	の改良を行っている。(再掲)	土保全】[土 15]				
		<ul><li>○ 水害リスク情報の提供の充実を図るため、中小河川における氾</li></ul>		_	<u> </u>	○ひろしま川つ
報(洪水浸水想定区域図)が公表されていない河川で		濫推定図の作成を推進するとともに、地先ごとの水害危険度を伝				くり実施計画
の洪水氾濫による被害が発生するなど、小規模河川に	想定区域図の作成を推進している。	えるためのシステムを構築するなど、デジタル技術の活用を積極				2021 (仮)
おける水害リスク情報の提供(水害リスク情報の空白		的に行う。				○ひろしま海岸

LILIN ASTRUCT				T		+
地域)が課題となっている。		○ 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示				整備プラン
○ 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正によ		された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を				2021 (仮)
り国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水	進している。	推進する。				
想定区域図の作成を推進する必要がある。		○ 県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑か				
○ 地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所		つ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪				
等の防災情報の周知を図る必要がある。		水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」				
		の普及拡大を推進する。				
		○ 洪水ハザードマップの普及浸透·水害に対する危機意識の醸成				
		を目的とし,小・中学校を対象にまるごとまちごとハザードマッ				
		プ(洪水標識の設置)の取組を推進する。【県土保全】[土 12]				
○ 既往最大降雨や浸水実績等に基づく内水ハザードマ	○ 内水による被害の最小化を図るため、既往最大降雨	○ 県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅	_	_	_	_
ップが作成・公表されていない排水区域での内水氾濫	等に対する市町による内水浸水想定区域図の作成を支	速な避難を行うため,市町による内水ハザードマップの作成・公				
による被害が発生するなど、水害リスク情報の提供が	援している。	表を支援する。【住宅・都市】 [土37]				
課題となっている。						
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速	○ 国の災害廃棄物対策指針,県の地域防災計画等に基	○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災	<u> </u>	—	<del></del>	○広島県災害廃
やかに行えるよう、市町を支援する必要がある。	づき, 平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」	害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年 5 月)を				棄物処理計画
○ 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理	を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基	基に,市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に				
計画」の実行性を高めるため、市町や関係団体等との	本的な考え方及び手順を取りまとめた。	実施するとともに,これら計画やマニュアルを必要に応じて見直				
災害時における連携体制を強化する必要がある。	○ 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支	しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取				
	援(手引き、ひながた等の作成検討)を行った結果、	り組んでいく。【環境】[環4]				
	令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みと					
	なった。					
	○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行					
	い、災害時における連携体制の強化を図っている。					
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向	<del></del>	—	<u>—</u>	<del></del>
行われるよう市町を支援する必要がある。	援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害	けた助言等を引き続き行う。				
○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるた	廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市				
めの市町に対する技術的な支援を行う必要がある。	を行っている。	町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実				
	○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保					
	全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援	1000 1000				
	協力協定を締結している。					
(その他)	(その他)	(その他)				
	<u> </u>	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえなが	<u> </u>	—	<del></del>	○広島県土地利
	まえながら、広島県土地利用基本計画(平成30年3					用基本計画
への居住地の拡大などが懸念される中、県土の安全性		県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実				/ij <u> </u>
に対する要請が高まっている。	向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を	施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。				
○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土		○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシ				
	○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバック	ステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、				
「減災」の考え方等も踏まえ、県土の安全性を総合的		ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の				
に高めていく必要がある。(再掲)	ンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、	安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組				
「こ同いていてからないです。(円形)	土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより,	を引き続き関係局で実施する。(再掲)【県土保全】【土地利用(国				
	<ul><li></li></ul>	上/小工/』 └沒 「」				
	温い間伸起の形成を図る取組を実際向で実施している。(再掲)					
	つ。 (円1句/					

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	漂	現状値	目標値	関係計画
(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)	(土砂災害や山地災害の対策施設の整備)				
<ul> <li>○ 本県は全国最多の約 48,000 箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。</li> <li>○ 中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の整備を優先して行う必要がある。</li> <li>○ 平成 30 年 7 月豪雨災害では、インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響</li> </ul>	○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づき、 国直轄事業との連携を図りながら、平成 26 年 8 月豪 雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進め るとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などによ り効果的・効率的に推進している。	○ 「ひろしま砂防アクションプラン 2021 (仮)」に基づき, 国直 轄事業等との更なる連携強化を図りながら, 平成 30 年 7 月豪雨 災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに, 防災拠点や住宅密集地, インフラ・ライフライン等の重要施設の 保全など, 重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。(再掲)【県土保全】[土 3-1]	ら保全される	○116,000 戸 (R2)	O—Ж (P18)	○ひろしま砂防 アクションプラ ン 2021(仮)
が長期間に及んだ。			L	○E 226 14EZ	○5,516 地区	○2025 広島県
<ul><li>一本県は多くの山地及者心険地区を招えてあり、活山施設の整備等の対策には多く時間を要すため、ソフト対策にも取り組んでいく必要がある。</li></ul>		<ul> <li>○ 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。</li> <li>○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。【産業構造】【県土保全】[農1]</li> </ul>	止刈來 <del>寸</del> 復士	(R1)	(R7)	し2023 広島県 農林水産業アク ションプログラ ム
(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)	(土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進)				
○ 区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る 取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などに より、県民が適切な避難行動につながるソフト対策を 推進する必要がある。	礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定が完了したため、市町による警戒選業体制の整備を促進している。	改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将 来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警 戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を 提供する取組を推進する。【県土保全】[土 3-2]	災害リスクの	○77.0% (R2)	○100% (R7)	○ひろしま砂防 アクションプラ ン 2021(仮)
/ウルステルの##\	険性のある区域からの移転や,建築物土砂災害対策改 修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補 強について,県民の自助の取組を支援している。	○ がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。【県土保全】[土8]		_	_	_
(宅地耐震化の推進) ○ 近年の大地震において,盛土造成地の滑動崩落や,	(宅地耐震化の推進)	(宅地耐震化の推進) ○ 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				
変状化被害が多数発生したことから、それらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を推進する必要がある。 (災害廃棄物処理計画に基づく対応)		し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える 化」や事前対策を進める。【県土保全】 [土 26] (災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
	<ul><li>○ 国の災害廃棄物対策指針, 県の地域防災計画等に基</li></ul>		_			○広島県災害廃
やかに行えるよう,市町を支援する必要がある。 〇 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため,市町や関係団体等との	づき,平成 30 年 3 月に「広島県災害廃棄物処理計画」 を策定し,災害時に発生する廃棄物の対策における基	言廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年 5 月)を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。(再掲)【環境】[環4]				棄物処理計画
	○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行い、災害時における連携体制の強化を図っている。(再掲)					
(その他)	(その他)	(その他)				
○ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向,大規模地震の発生の懸念に加え,自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大などが懸念される中,県土の安全性に対する要請が高まっている。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土	まえながら,広島県土地利用基本計画(平成 30 年 3 月改定)に基づき,県土の有効利用や県土利用の質的 向上,持続可能な県土管理の実施などに関する施策を	○ 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえなが - ら,広島県土地利用基本計画(平成30年3月改定)に基づき, 県土の有効利用や県土利用の質的向上,持続可能な県土管理の実 施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。 ○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシ	-	_	_	〇広島県土地利 用基本計画

の利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る 「減災」の考え方等も踏まえ、県土の安全性を総合的 に高めていく必要がある。(再掲)	○ 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバック アップシステムの整備, 地域防災拠点の整備, オープ ンスペースの確保, ライフラインの多重化・多元化や, 土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより, 災害に対する県土の安全性を高めるとともに, 災害に 強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施してい る。(再掲)			
○ 既成市街地内の災害リスクの高い土地において、土 他利用規制が十分に機能していない。 (再掲)	○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら推進している。(再掲)	○ 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。(再掲)【住宅・都市】[土33]		 ○広島県都市計 画制度運用方針

	<u></u>
脆弱性評価 現在の施策 う後の施策 う後の施策 指標 現状値	目標値関係計画
(孤立化防止のためのインフラ整備)         (孤立化防止のためのインフラ整備)         (孤立化防止のためのインフラ整備)	
○ 陸上・海上輸送が機能しない場合の検討が必要であ ○ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活 ○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有す ― ― ― ―	一 ○広島県地域防
る。	災計画
リコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制	
整備に努める。【交通・物流】[危 22]	
(危機管理体制の維持・強化) (危機管理体制の維持・強化) (危機管理体制の維持・強化)	
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる ○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、民 ○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民 ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ ─	一 ○広島県地域防
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体 間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応 間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危	災計画
や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実なは、や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種は、	
と、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) 練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲) 【行政機能/	
実行している。(再掲) 警察・消防/防災教育等】【官民連携】 [危 2-1]	
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備) (情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備) (情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	
○ あらゆる災害時において,様々な情報を迅速・的確 ○ 大規模災害により,NTT 等の公衆回線が途絶した場 ○ 大規模災害により,NTT 等の公衆回線が途絶した場合において ─ ─ ─ ─ ─ ─	_   _
に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することではいても、県庁と地方機関、市町役場等との情報と、場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するとは、	
とが必要である。	
合行政通信網)を適切に運営管理している。 に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討	
する。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】 [危 25]	
(冬期交通の安全確保) (冬期交通の安全確保) (冬期交通の安全確保) (冬期交通の安全確保)	
○ 近年, 24 時間降雪量の増大, 積雪深さの観測史上最 ○ 降雪時における道路交通の確保のため,迅速かつ適 ○ 雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育 ― ― ― ―	<u> </u>
大の更新など,雪の少ない地域も含め,集中的な大雪 切な除雪活動を実施しうるよう,緊急路線確保,除雪 成の観点から就労環境の改善等を図るとともに,除雪機械の増強	
が局所的に発生しており、大雪時の車両の滞留は、県 機械及び除雪要員などの動員並びに連絡系統その他必 や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械	
民生活に大きな影響を及ぼす可能性を有している。 要な事項について,あらかじめ応急体制を確立し,物 などの装備の高度化を進める。【交通・物流】[土24]	
資輸送の可能な状態まで道路の交通を確保している。	

# 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等,生命に関わる物資・エネルギー供給の停止						
	脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(‡	勿資調達・供給の連携体制の整備)	(物資調達・供給の連携体制の整備)	(物資調達・供給の連携体制の整備)				
0	大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に	○ 大規模災害発生時の人的・物的支援について,中国	○ 大規模災害発生時の人的・物的支援について,中国5県,中国	<del></del>	_	<del></del>	○広島県地域防
Ji	応急措置等の広域支援を実施するための取組につい	5 県,中国四国 9 県,全国都道府県などによる広域支	四国9県,全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結				災計画
7	て,中国5県,中国四国9県,全国都道府県などによ	援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制	しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、				

			1			Υ
る広域支援に関する協定に定めた人的・物的支援に支						
障が生じないよう平素から点検に努めるとともに、情		いく。【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [危9]				
勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要が						
ある。						
○ 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が	_	_	_	○広島県地域防
絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが	等の確保が困難になることが予想されるため、県と関	困難になることが予想されるため,県と関係団体等が締結してい				災計画
予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間	係団体等が締結している物資の調達等に関する協定	る物資の調達等に関する協定や,他の地方公共団体等と締結して				
業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連	や,他の地方公共団体等と締結している災害時応援協	いる災害時応援協定に基づき,生活関連商品等を安定確保する。				
商品等の安定確保を図る必要がある。	定に基づき,生活関連商品等を安定確保している。	○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害				
	○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団	時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等				
	体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うととも	に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きか				
	に、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制	けを行う。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【交通・物流】				
	の確保等について働きかけを行っている。	【官民連携】[危8-1] [環5] [健11] [商2]				
○ 早間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給につ		○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先				<u>—</u>
いて、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する						
共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策		なる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要				
を定めておく必要がある。		請、配送・給油手順等の方策を定めておく。【行政機能/警察・				
を定めておく必安かめる。		調,配送・福油子順等の分泉を足めておく。【1]政域能/ 言祭・ 消防/防災教育等】【交通・物流】【官民連携】「危 17]				
/北学中株次の供茶の状状〉	/小学中情次の供茶の状状〉					
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備	_	_	_	_
災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備						
蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必						
要がある。	行っている。	祉】[健12]				
(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)				
○ 県内の上水道事業及び水道用水供給事業の基幹施設	○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、	○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推	_	_	_	○次期広島県水
は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことか	耐震化を推進すること,及び水道事業危機管理マニュ	進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広				道ビジョン・水
ら,災害に強い水道を構築するために,水道施設の耐	アル等を整備し,危機管理体制を確保することなどに	島県水道広域連携が予定されているが,地域に応じた危機管理体				道基盤強化計画
震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。	ついて、指導・助言を行っている。	制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。【住宅・				
		都市】[健 10]				
(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)				
	○ 水道管のトンネル事故などの送水不能事故に強い供	○ 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し,トンネル事故な	○水道管の送水不能事故に	○5件(R1)	○6 件 (R4)	○広島県営水道
における送水の在り方を内容とした、災害・事故等に		どの送水不能事故に対応するため、未整備バックアップ施設(緊		0011 ()		の送水のあり方
強い供給体制の構築を図る必要がある。	急時連絡管等)の整備を進めている。	急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めて				基本計画
近くが何行前が開来と図るの女がのの。	心のないという。	いく。【住宅・都市】「企1]	進捗状況(整備件数)			
○ 管理の老年化による湯水東地を味よし、空中した水	○ 水道管の老板化による湯水裏抜た陸は」 空空した	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を		∩276km (D1)	○92.9 km (R11)	○答改再充計
の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要				027.0 Kili (1(1)	032.3 KIII (KTT)	画,広島県水道
がある。	~29)」で得られた知見を踏まえ、中長期的な視点に					広域連携推進方
	立って事業費の平準化等を考慮した「第2次管路更新		延長 			<u>並</u> T
	計画 (H30~39)」を策定し、老朽管の更新・耐震化を	朽化対策】[企2]				
	推進している。					
		○ 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震	_	_	_	○広島県水道広
が不足する施設については、対策を実施する必要があ						域連携推進方針
<b>ే</b> .	水道施設に係る基礎データを基に、各施設に係る地震					
	等の想定及び耐震基準に照らして、各水道施設の耐震	めていく。【住宅・都市】[企3]				
	性能を解析し、耐震化の要否、優先順位及び手法を検					
	討した上で、「広島県営水道施設耐震化基本計画」の見					
	直しを行っている。					
(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)				
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため,直轄国	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため,直轄国道をはじめ	○緊急輸送道路の防災対策	○454.5km	O—※ (P20)	○広島県道路整
在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、	道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強			(28.0%) (R2)		備計画 2021
南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても	1					(仮)
				L	L	l

通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を	クの形成などを推進している。					1
来す懸念がある。(再掲)		推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理				
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	行っている。(再掲)	する。(再掲)【住宅・都市】【交通・物流】 [土1]				
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震		○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事	○港湾における緊急物資供	○32% (R1)	O—※ (P20)	○広島みなと・
強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸		業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進し			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	空港振興プラン
壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は		ていく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【県土保全】「土				2021 (仮)
32%となっている。 (再掲)		5]				
(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)	(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)	(民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備)				
		<ul><li>     発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等</li></ul>		<del></del>	<u>—</u>	<del></del>
訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害	関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を実施し	と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を				
用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化	ており,訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させ	踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。【行政機能/警察・消				
が必要である。	ている。	防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】[危 2-3]				
(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)				
○ あらゆる災害時において,迅速な消火,救急・救助	○ あらゆる災害時において,迅速な消火,救急・救助	○ あらゆる災害時において,関係者が常に情報を共有し,迅速か		—	—	<del></del>
活動,救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収	活動,救援物資の搬送等が実施できるよう,またその	つ適切な意思決定を行い,避難情報の発令や消火,救急・救助活				
集・共有が必要である。	ために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報な	動,救援物資の搬送等が実施できるよう,市町や関係機関等と連				
○ 平成30年7月豪雨災害において、特に発災当初に	ど,災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう,市	携し,危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用した仕				
おける災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかっ	町や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進して	組みを構築する。				
たことが課題となった。	いる。	○ また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応				
		スペースの効率的確保に取り組む。【行政機能/警察・消防/防				
		災教育等】[危 2-2]				
(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)				
○ 市町社会福祉協議会では、平成30年7月豪雨災害	○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付,調整等その受	○ 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボラ	—	—	<del></del>	<u> </u>
を受けた災害ボランティア活動により、経験やノウハ	入れに携わる要員を育成している。	ンティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。				
ウが蓄積されているが,今後の災害に備えて,ノウハ	○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進	○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付,調整等その受入れに携わ				
ウ等を更に充実させる必要がある。	めるとともに,広域災害時に重要となる市町社会福祉	る要員を育成する。				
○ 被災者支援を円滑に行うため,多数のボランティア	協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図ってい	○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるととも				
の受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。	<b>ప</b> 。	に,広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協				
○ 自主防災組織, 自治会等の地域組織の主体的な取組		議会との緊密な連携を図る。				
の促進,並びに地域組織と市町社会福祉協議会等との		○ 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため、感染				
協働の更なる強化が必要である。		症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市町				
○ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症が拡大し		と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。【保健医療・				
た場合は、全国からボランティアを募集することが難		福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[健 15]				
しいため、災害時において県内でのボランティアの確						
保が必要である。						
	<u> </u>		l	l	<u> </u>	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)	(孤立化防止のためのインフラ整備)				
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存	○ 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経	○ 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への ○	)緊急輸送道路の防災対策	○454.5km	O—※ (P21)	○広島県道路整
在するとともに,異常気象により災害や通行規制が発	済活動への影響を最小限に抑えるため,多重型道路ネ	影響を最小限に抑えるため,多重型道路ネットワークの強化に努り	<b>E施済延長</b>	(28.0%) (R2)		備計画 2021
生している。	ットワークの強化を推進している。	<b>න්</b> る。				(仮)
	○ 離島(島しょ部)が孤立することを防ぐため、港湾	○ 離島(島しょ部)が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾				○広島みなと・
	施設のインフラ整備を進めている。	施設のインフラ整備を進めていく。【住宅・都市】【産業構造】【交				空港振興プラン
		通·物流】【県土保全】【老朽化対策】[土30]				2021(仮)
○ 陸上・海上輸送が機能しない場合の検討が必要であ	○ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活	○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有す	_	_	_	○広島県地域防
る。(再掲)	動が実施できるよう,体制整備に努めている。(再掲)	るヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘ				災計画
		リコプターによる応急対策活動が実施できるよう,引き続き体制				
		整備に努める。(再掲)【交通・物流】[危22]				

(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
○ 県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然 (	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備	<del></del>	<u>—</u>	<del></del>	<u>—</u>
災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備	全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資	蓄物資に関し,大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並び				
蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必	の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを	にその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)【保健医				
要がある。(再掲)	行っている。(再掲)	療·福祉】[健 12]				
(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)	(災害対処能力の向上)				
○ あらゆる災害時において,迅速な消火,救急・救助	○ あらゆる災害時において,迅速な消火,救急・救助	○ あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速か	_	_	_	_
活動,救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収	活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またその	つ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活				
集・共有が必要である。	ために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報な	動,救援物資の搬送等が実施できるよう,市町や関係機関等と連				
○ 平成30年7月豪雨災害において、特に発災当初に	ど,災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう,市	携し,危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕				
おける災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかっ	町や関係機関等と連携し、必要な体制整備を推進して	組みを構築する。				
たことが課題となった。(再掲)	いる。(再掲)	○ また,関係者が一堂に会して意思決定を行うために,災害対応				
		スペースの効率的確保に取り組む。(再掲)【行政機能/警察・				
		消防/防災教育等】[危 2-2]				

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助	・救急活動等の絶対的不足					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)				
○ 消防本部及び消防署(常備消防)の装備資機材の強	○ 消防本部及び消防署(常備消防)については,装備	○ 消防本部及び消防署(常備消防)については,装備資機材の強	<del></del>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに,	資機材の強化促進, 消防職員の知識・技能の向上を図	化促進,消防職員の知識・技能の向上を図るとともに,地域の消				
地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広	るとともに, 地域の消防力を超える大規模災害に備え,	防力を超える大規模災害に備え,県内消防機関による応援や緊急				
域応援体制の充実を図る必要がある。	県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援	消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう,必要に応じて県				
	を一層円滑にできるよう,必要に応じて県内広域消防	内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見				
	応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直	直しを行う。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [危 10-1]				
	しを行っている。					
○ 航空隊と機動隊が連携した警察航空レスキュー隊の		○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練	_	_	_	_
救助活動が効果的に展開できるように、ホイスト救助	した訓練等を継続的に実施し,警察航空レスキュー隊	等を継続的に実施し、警察航空レスキュ一隊の救助活動が効果的				
訓練等を継続的に実施し、隊員の救助技能の向上を図		に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上				
るとともに、ホイスト装置等の資機材の充実に取り組	助技能や救助練度の更なる向上に努めている。	に努める。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【人材育成】[警				
む必要がある。		2]				
		○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民	_	_	_	○広島県地域防
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体		間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危				災計画
や関係機関との連携強化,災害用装備資機材の充実な	や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓	機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種				
ど、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲)	練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを	マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)【行政機能/警				
	実行している。(再掲)	察:消防/防災教育等】【官民連携】[危2-1]				
, , , , , , ,	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するととも		_	_	_	_
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体	,	て、事案対処能力の向上を図る。				
や関係機関との連携強化,災害用装備資機材の充実な	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに, 重機を				
ど、危機管理体制の維持・強化が必要である。	掲)	操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。(再掲)				
○ 平成30年7月豪雨における救出救助活動において		【行政機能/警察・消防/防災教育等】[警5]				
は、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去						
する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を						
実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重						
機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要であ						
る。(再掲)	/数室上への共事ル)	(数型亡人の共事ル)				
(警察庁舎の耐震化)	(警察庁舎の耐震化)	(警察庁舎の耐震化)		00010/ (DO)	000 F0/ /D7)	<i>○ #4</i> <del></del>
		○ 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含 ○警	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	∪88.1% (K2)	○90.5% (R7)	○警察施設整備 +-41
察署の耐震化率を100%とする必要がある。	の耐震化工事をしたほか、平成30年度に1警察署の	めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。震化図	华			方針
		○ 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化		O67.00/ (D0)	○76.70/ (D7)	
○ 地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化	について、建替に向けた設計を実施している。	等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。【行 〇交乳	新·駐任I川町農化率	○67.2% (R2)	○76.7% (R7)	
率を 100%とする必要がある。		政機能/警察·消防/防災教育等】[警1]				

(警察の災害対応指揮機能の強化)	(警察の災害対応指揮機能の強化)	(警察の災害対応指揮機能の強化)				
○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失し	_	_	_	_
が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線	が喪失した場合に備え,各警察署で適切な 110 番通報	た場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場				
通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著し	受理が出来るように、警察署通信室支援要員の指定、	合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び				
く増加することが見込まれることから総合通信指令室	通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験	警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員				
及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化す	させる等,警察無線通信の両端に位置する通信指令業	をあらかじめ指定しておくとともに,通信指令に関する内部検定				
る必要がある。	務従事者及び第一線警察官双方の技能向上を図ってい	を各警察官に積極的に受験させる等,通信指令に携わる警察官の				
	<b>వ</b> 。	技能向上を図る。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通				
		信】【人材育成】[警3]				
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 地域の重要な防災力である消防団(非常備消防)の	○ 消防団(非常備消防)については、団員を確保する	○ 消防団(非常備消防)については、団員を確保するため、女性	○消防団員数の維持	○21,542 人	○22,229 人	○広島県地域
団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消	ため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に	や若者の入団促進,従業員の消防団活動に対する事業者の理解の		(R1)	(R3)	防災計画
防署(常備消防)や自主防災組織等との連携も少ない	対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機	促進,地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について,各市				
ことから,消防団の充実強化及び地域の防災機関・団	運の醸成等の取組について,各市町に対してモデルと	町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うととも				
体との連携強化を図ることが必要である。(再掲)	なる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本	に,消防本部及び消防署(常備消防)や自主防災組織等と連携し				
	部及び消防署(常備消防)や自主防災組織等と連携し	た活動の推進,消防学校等における教育訓練の充実等により災害				
	た活動の推進,消防学校等における教育訓練の充実等	対応能力の向上を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教				
	により災害対応能力の向上を図っている。(再掲)	育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 10-2]				
○ 大規模災害時には,警察・消防等による「公助」が	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニ	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リー	○呼びかけ体制構築組織率	○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みん
不足することが過去の例からも想定されるため、地域	ュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支	ダー養成及び技能向上の取組を支援するなど,引き続き市町と連				なで減災」県民
の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進	援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防	携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。				総ぐるみ運動行
と組織活動の活発化に取り組む必要がある。	災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組	○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼				動計画
○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進	織の設立促進と活動の活性化を加速させる。(再掲)	びかけを行えるよう,自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【行				
役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要		政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】				
がある。		【人材育成】[危 11]				
○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をする						
ためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始す						
るタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再						
掲)						

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生,混乱						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(事業所等との協定)	(事業所等との協定)	(事業所等との協定)				
〇 民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとす	○ 民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとす	○ 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする	_	_	_	_
る帰宅困難者に水道水、トイレ、道路情報等の提供を	る帰宅困難者に,水道水,トイレ,道路情報等の提供	帰宅困難者に対して,水道水,トイレ,道路情報等の提供を行う				
行う「災害時帰宅支援ステーション」の整備を行って	を行う「災害時帰宅支援ステーション」を整備してい	「災害時帰宅支援ステーション」について,地震被害想定を踏ま				
いるが、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大につ	る。	えた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を				
いて検討する必要がある。		締結する。【行政機能/警察・消防/防災教育等】【官民連携】 [危				
		8–2]				
(帰宅困難者対策の周知)	(帰宅困難者対策の周知)	(帰宅困難者対策の周知)				
○ 災害時に、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大	○ 災害時に,徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大	○ 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として,県民や企業等	_	_	_	○広島県地域防
量に発生しないよう,県民等に対し公共交通機関が運	量に発生する場合に備えて,県民や企業等に対し,む	に対し,「むやみに移動しない」という基本原則や,従業員等が				災計画
行を停止した場合の適切な行動を周知することが必要	やみに移動しないことや一定期間の滞留に必要な備蓄	一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周				
である。	の重要性を周知している。	知を図るとともに,帰宅困難者が大量に発生した場合は,一時滞				
		在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送				
		手段の確保を検討する。 【住宅・都市】 【交通・物流】 [危 19]				
(道の駅の活用促進)	(道の駅の活用促進)	(道の駅の活用促進)				
○ 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されて	○ 災害発生時に、市町の避難場所等として指定されて	○ 災害発生時に,市町の避難場所等として指定されている「道の	_	_	_	_
いる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分	いる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分	駅」について,道路管理者と市町が役割分担し,引き続き防災拠				
担し、防災拠点としての活用を推進する必要がある。	担し,防災拠点としての活用を推進している。	点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活				
		用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町				

		が役割分担し,施設,体制を整える。【行政機能/警察・消防/			
		防災教育等】[土 18]			
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)			
○ 県では,応急用の県備蓄物資について,大規模自然	☆ ○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県	○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備	<del></del>	 <u>—</u>	<u>—</u>
災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間の	量 全体の備蓄物資に関し,大規模広域災害に備えた物資	蓄物資に関し,大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並び			
蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る場	の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを	にその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)【保健医			
要がある。(再掲)	行っている。(再掲)	療·福祉】[健12]			

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
医療救護体制の強化)	(医療救護体制の強化)	(医療救護体制の強化)				
) 大規模災害に対応するためには,関係各機関が連携 し,あらかじめ医療救護体制を構築しておくことが重 要である。	○ 大規模災害発生時に,災害拠点病院,DMAT(災害派遣医療チーム)及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう,災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を促進している。	進する。		○74% (R1)	○100% (R5)	○広島県保健 療計画
		○ EMIS(広域災害救急医療情報システム),J-SPEED(災害診療 記録)等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析 体制の整備に取り組むとともに,医療資源の配分や患者搬送など の医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進 める。【保健医療・福祉】[健1]				
ーム)の養成は,厚生労働省の実施する研修の受講に より積極的に行われているが,現状のチーム数では十 分ではない。	○ 災害時の DMAT (災害派遣医療チーム)の重要性が 高まっていることから、DMAT 隊員について、技能を 維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるととも に、新たな DMAT チームの養成を推進している。 ○ また、災害時に機動力を確保するためのロジスティ ックス研修の開催及び実効性のある訓練の実施を通じ て DMAT 隊員間の連携やロジスティックス機能の強化 を図っている。		○DMAT 数	○31 チーム (R1)	○36 チーム (R5)	○広島県保健 療計画
する必要がある。 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要が	医薬品等供給体制を整備するとともに,災害時医薬品 等供給訓練を実施している。	<ul> <li>○ 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。</li> <li>○ 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。</li> <li>○ 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。【保健医療・福祉】[健21]</li> </ul>	<del></del>			
病院の防災機能強化)	(病院の防災機能強化)	(病院の防災機能強化)				
多くの患者を受け入れ、また他県からの応援のDMAT(災害派遣医療チーム)を受け入れることとなる災害拠点病院では、患者処置等に必要な電気等を確保するための自家発電装置等のライフライン維持装置の整備を進めているが、複数日間を賄うに十分な時間電源を供給できない発電機能が1日以下の病院がある。	な時間,電源を供給できるよう,燃料を備蓄する設備	<ul><li>○ 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。</li><li>【保健医療・福祉】[健2]</li></ul>				○広島県保健 療計画
) 大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化を促進する必要がある。(再掲)	○ 病院について,各施設設置者の更新計画(老朽化改 築等)を踏まえながら,整備補助により耐震化を促進 している。(再掲)	<ul><li>○ 病院について、各施設設置者の更新計画(老朽化改築等)を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。</li><li>○ 災害発生時においても、医療機関の診療機能を維持し患者の安全・安心を確保するため、病院の事業継続計画(BCP)策定を支援する。(再掲)【保健医療・福祉】[健3]</li></ul>	画(BCP)の策定率(策定 が義務付けられている災害	○10.2%(H30)	○100% (R4)	○広島県保健 療計画
医療・介護人材の育成)	(医療・介護人材の育成)	(医療・介護人材の育成)				
) 今後,高齢化の進行に伴い,労働力人口が減少し,		○ 災害時において, 医療・介護人材の絶対的な不足により被害を	○県内医療に携わる医師数	○7,286 人	○7,332 人	○広島県保健

procession and the second and the se				Y		
に加え、大規模災害や感染症における急激な感染拡大 が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの 人材を確保できないことが予測されるため、更なる人	し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取 組を推進している。	護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。【保健医療・福祉】【人材育成】[健 22]	数	(H30)	〇47,007 人 (R7)	
材確保に取り組むとともに県・市町・関係機関が緊密 に連携した、人材確保等、医療・介護提供体制の構築 に取り組む必要がある。			○介護職員数	○50,280 人 (H30)	○55,902 人 (R5)	○ひろしま高齢 者プラン
(災害時の医療・福祉連携体制の強化)	(災害時の医療・福祉連携体制の強化)	(災害時の医療・福祉連携体制の強化)				
○ 大規模災害時において、要配慮者の二一ズに合わせ	○ 災害時に,関係職能団体の協力を得て,公衆衛生上	○ 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から	_	_	_	_
て緊急支援を行う体制づくりが必要である。	の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生	必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と				
	チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、	福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援				
	要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を	を行うための体制を引き続き整備する。【保健医療・福祉】 [健 16]				
	整備している。					
(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)	(緊急輸送網の確保)				
		○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめ			O—¾ (P25)	○広島県道路整
在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、	道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強		実施済延長	(28.0%) (R2)		備計画 2021
南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても	化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワー					(仮)
通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を	クの形成などを推進している。	応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に				
来す懸念がある。(再掲)	○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネット	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	ワークの確保等、各道路管理者と連携しながら対応を					
	行っている。(再掲)	する。(再掲)【住宅・都市】【交通・物流】[土 1]				
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事	○港湾における緊急物資供	○32% (R1)	O—¾ (P25)	○広島みなと・
強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸	業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備		給可能人口力バー率			空港振興プラン
壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は	を推進している。(再掲)	ていく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土				2021 (仮)
32%となっている。 (再掲)		5]				
(事業者等との協定)	(事業者等との協定)	(事業者等との協定)				
○ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給につ		○ 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先		—	<u>—</u>	<del></del>
いて、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する	料の優先的な供給について、民間団体等と協定を締結	的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点と				
共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策	している。(再掲)	なる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要				
を定めておく必要がある。(再掲)		請,配送・給油手順等の方策を定めておく。(再掲)【行政機能/				
		警察·消防/防災教育等】【交通·物流】【官民連携】[危 17]				
				l		1

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	TR+ O+/	All Other	1F1#	TP.15/+	D.4#/+	
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(感染症対策の司令塔機能の整備)	(感染症対策の司令塔機能の整備)	(感染症対策の司令塔機能の整備)				
○ 重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提	○ 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした	ご研修 ○ 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、	_	_	_	_
供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要であ	について、参加者からの要望事項等を踏まえ、よ	より効 参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専				
<b>న</b> 。	果的で関心度の高い専門研修を実施し、人材を割	野研修を継続実施し、人材を養成していく。				
	ている。	○ 新興感染症の拡大に対応するため, 感染症指定医療機関・協				
		力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会				
		を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者				
		の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来				
		診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保				
		など、役割分担·連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。				
		○ 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆け				
		て設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリ				
		スクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、				
		感染症対策に総合的に対応する。【保健医療・福祉】【人材育成】				
		[健8]				

(予防接種の促進)	(予防接種の促進)	(予防接種の促進)				
○ 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時か	○ 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため,	○ 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定	○麻しん・風しんワクチン	○1期95.5%,	○1 期 98.5%以	<u>—</u>
ら定期の予防接種を促進する必要がある。	平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対	期の予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働き	の接種率	2期94.2%	上,2期94.6%	
	し,積極的な働きかけを実施している。	かけを実施する。【保健医療・福祉】[健 9]		(R1)	以上 (R7)	
(検査体制の強化)	(検査体制の強化)	(検査体制の強化)				
○ 災害時の感染症拡大防止には、医療機関や民間機関	○ 感染症発生時において,医療機関や民間機関等と連	○ 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速		_	<u> </u>	<u>—</u>
等とも連携した十分な検査体制のもと、積極的疫学調	携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行っ	な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。【保健医療・福祉】【官				
査を可能とする環境を作り,感染者を広範かつ早期に	ている。	民連携】[健 23]				
発見する仕組みを構築する必要がある。						
(分散避難の啓発)	(分散避難の啓発)	(分散避難の啓発)				
○ 新型コロナウイルス感染症など、強毒で感染力の強	○ 県民に対して,避難場所にこだわらず,安全な場所	○ 県民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚	<del></del>		<del></del>	○広島県「みん
い感染症が流行している中で避難情報が発令された場	にある親戚や知人宅など,複数の避難先の確保や避難	や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策				なで減災」県民
合、県民が感染リスクを不安視して、避難の遅れや自	先での感染症防止対策について,様々な広報媒体を通	について,様々な広報媒体を通じて,引き続き周知・啓発を行う。				総ぐるみ運動行
宅にとどまることがないよう,県民の適切な避難行動	じて周知・啓発を行っている。	【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危24]				動計画
を促進する必要がある。						
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向	<del></del>		<del></del>	<u>—</u>
行われるよう市町を支援する必要がある。	援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害	けた助言等を引き続き行う。				
○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるた	廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市				
めの市町に対する技術的な支援を行う必要がある。(再	を行っている。	町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実				
掲)	○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保	に行う。(再掲)【環境】 [環6]				
	全及び公衆衛生の確保に資するため,関係団体と支援					
	協力協定を締結している。(再掲)					
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震	<del></del>	<del></del>	<u> </u>	_
道による浸水対策を進めるとともに,災害時の下水処	施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直し	化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直				
理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設	について支援・助言を行っている。(再掲)	しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行				
の防災対策を進める必要がある。		う。(再掲)【住宅・都市】[土 14]				
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るた	○ 流域下水道各施設について,設置・改修に併せた耐	○ 流域下水道各施設について,災害時にも下水処理を継続するた	<del></del>	<del></del>	<del></del>	○広島県流域下
め,BCP の見直しを行う必要がある。	震化を図るとともに,特に地震対策の優先度の高い施	め、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高				水道総合地震対
	設から耐震設計,耐震工事を実施している。	い施設から,耐震化や耐水化などの防災対策を進める。				策計画, 流域下
		○ 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCP				水道事業業務継
		の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。【住				続計画【大規模
		宅·都市】[企4]				地震津波編】
(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)				
○ 地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生によ	○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応と	○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体	<del></del>		<del></del>	<del></del>
り,広域に多数の死者が生じた場合,道路寸断等を考	して,検視に必要な体制整備等について,市町等との	安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、				
慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要が	連携を推進している。	引き続き市町等との連携を推進する。				
ある。		○ 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置				
○ 死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可		のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を				
能性を考慮し,感染防止資機材を事前に確保しておく		推進する。【行政機能/警察・消防/防災教育等】[警7]				
必要がある。						

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生							
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画	
(避難所の防災機能強化)	(避難所の防災機能強化)	(避難所の防災機能強化)					
○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に,避難所等の防災拠点において,必要なエ	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<del></del>	
必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	ネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー					
再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めてい	等の導入を引き続き推進する。【行政機能/警察・消防/防災教					
	<b>వ</b> 。	育等】【産業構造】[環2]					

(避難所の感染防止対策)	(避難所の感染防止対策)	(避難所の感染防止対策)				
○ 感染症が流行している状況で、避難所を開設する場	○ 避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所	○ 避難所でのまん延防止のため,感染症に係る避難所運営マニュ			<u>—</u>	<u>—</u>
合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基		アルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言				
本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のス		を引き続き行う。				
		○ また、緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市				
である。	町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を	町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、				
(JL34:FTul- '/2 a 14-4- a 14-4-)	行うため、県でも備蓄している。	県でも備蓄を行う。【保健医療・福祉】[健 24]				
(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)	(非常用物資の備蓄の推進)				
		○ 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備	_		_	_
災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備		蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並び				
蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。		にその搬送方法について引き続き見直しを行う。(再掲)【保健医				
要がある。(再掲) 	行っている。(再掲)	療·福祉】[健 12]				
(医療資材などの確保)	(医療資材などの確保)	(医療資材などの確保)				
		○ 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持する	_	_	_	_
する必要がある。	医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品	ため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推				
○ 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要が は 2 (アンドン)		進する。				
ある。(再掲)		○ 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき,災害時の医薬品等供				
	を行う。(再掲)	給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。				
		○ 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。(再				
		掲)【保健医療·福祉】[健 21]				
(心のケアなどの支援体制の整備・強化)	(心のケアなどの支援体制の整備・強化)	(心のケアなどの支援体制の整備・強化)				
		○ 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、		—	<u>—</u>	<u> </u>
栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公	リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援	心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職				
衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。	を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛	種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよ				
	生チーム」を迅速に派遣できるよう、協定を締結した	う、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修				
	関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実	会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。【保健医療・福				
	施するなど体制の強化を図っている。	祉】[健6]				
	○ 被災県単独では対応できない大規模災害に備え、災					
	害時公衆衛生活動に係る中国5県での円滑な相互派遣					
	体制を構築している。					
○ 災害発生後,迅速に被災地域の精神保健医療ニーズ	○ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊及び担当者	○ DPAT(災害派遣精神医療チーム)先遣隊及び担当者を厚生労		<del></del>	<u>—</u>	<del></del>
の把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うため、	を厚生労働省が実施する DPAT 研修に派遣するととも	働省が実施する DPAT 研修に派遣するとともに、関係者の連携を				
DPAT (災害派遣精神医療チーム) 体制を整備する必要	に,関係者の連携を強化し,災害時に迅速な被災地域	強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握				
がある。	の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医	専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引				
	療の提供等を行うことができる体制の整備を推進して	き続き整備する。【保健医療・福祉】[健 7]				
	いる。					
		○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支		○27.6% (R2)	○100% (R7)	○安心▷誇り▷挑
ための仕組みを整備する必要がある。	に応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための		作成している避難所の割合			戦ひろしまビジ
○ 避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後		○ 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われる				ョンアクション
	○ 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に	よう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。				プラン
らかにしておく必要がある。		○ 各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設				
○ 各避難所において、設備環境、レイアウト、必要な		備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をま				
	〇 円滑な避難所運営の下で避難者が安心して生活でき	とめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。				
マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要があ		【行政機能/警察・消防/防災教育等】[危20-1(健)]				
<b>.</b>	実施等を支援している。					
		○ 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等に	_	_	_	_
止、早期の生活再建を支援するため、被災者に対する		よるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた				
支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。	援、サロン活動等によるコミュニティづくりへの支援	支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。【保健				
	を行っている。	医療·福祉】[健 25]				
ı				L		i

(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)	(要配慮者に対する支援)				
		○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町		<del>-</del>	<del></del>	<u> </u>
が災害時に不足することがないよう。市町の福祉避難						
所の確保を図っていく必要がある。	う、実施市町の取組事例等を紹介している。	事例等を紹介する。				
		○ 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉二				
る福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必		一ズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による				
要がある。	いる。	災害福祉支援ネットワークの構築に努める。【保健医療・福祉】【官				
GN U) Vo	V 'Vo	民連携】[健14]				
(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)				
○ 災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に	○ 行政, 専門職や地域住民等が連携し, 地域の資源を	○ 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者	_	_	_	○ひろしま高齢
行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させ	最大限活用し,医療・介護・予防・住まい・生活支援	が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築				者プラン
る必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシ	などのサービスを高齢者本人の状態に応じて,適切な	を推進する。【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】[健				
ステムの構築が求められる。	組合せで提供できるよう、地域包括ケアシステムの質	17]				
	の向上に取り組んでいる。					
(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)	(ボランティア体制の構築等)				
○ 市町社会福祉協議会では、平成30年7月豪雨災害	○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付,調整等その受	○ 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボラ	<del></del>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
を受けた災害ボランティア活動により, 経験やノウハ	入れに携わる要員を育成している。	ンティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。				
ウが蓄積されているが,今後の災害に備えて,ノウハ	○ また、地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進	○ 迅速かつ円滑なボランティアの受付,調整等その受入れに携わ				
ウ等を更に充実させる必要がある。	めるとともに,広域災害時に重要となる市町社会福祉	る要員を育成する。				
○ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティア	協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図ってい	○ また,地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるととも				
の受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。	る。(再掲)	に,広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協				
○ 自主防災組織, 自治会等の地域組織の主体的な取組		議会との緊密な連携を図る。				
の促進,並びに地域組織と市町社会福祉協議会等との		○ 感染症流行時に必要なボランティア人員を確保するため,感染				
協働の更なる強化が必要である。		症対策の徹底等に留意して、適切な対応が取られるように、市町				
○ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症が拡大し		と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。(再掲)【保健				
た場合は、全国からボランティアを募集することが難		医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[健 15]				
しいため、災害時において県内でのボランティアの確						
保が必要である。(再掲)						
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向	_	_	_	_
行われるよう市町を支援する必要がある。	援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害	けた助言等を引き続き行う。				
○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるた	廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市				
めの市町に対する技術的な支援を行う必要がある。(再	を行っている。	町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実				
掲)	○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保	に行う。(再掲)【環境】 [環6]				
	全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援					
	協力協定を締結している。(再掲)					
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震	_	_	_	_
道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処	施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直し	化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直				
理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設	について支援・助言を行っている。 (再掲)	しを促進するなど,ハード・ソフト一体となった支援・助言を行				
の防災対策を進める必要がある。		う。(再掲)【住宅・都市】 [土 14]				
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るた						
め、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲)						
(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)	(遺体への適切な対応)				
○ 地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生によ	○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応と	○ 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として,遺体	_	_	_	-
り,広域に多数の死者が生じた場合,道路寸断等を考	して、検視に必要な体制整備等について、市町等との	安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、				
慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要が	連携を推進している。(再掲)	引き続き市町等との連携を推進する。				
ある。		○ 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置				
○ 死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可	•	のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を				
能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく		推進する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】[警7]				
必要がある。(再掲)						

		○ 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定	_	—	_	_
早期に身元確認等を実施するため、現場担当や検視担		機器の増強等を引き続き行う。				
		○ 現在,DNA 型鑑定を行う施設は1カ所であることから,災害に				
充実強化を図る必要がある。	害に強い庁舎への改修(移転も含む)や鑑定施設の分	強い庁舎への改修(移転も含む)や鑑定施設の分散化等を引き続				
	散化等を検討している。	き検討する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [警8]				
○ 災害発生時における広域火葬を円滑に実施するた	○ 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計	○ 広域火葬を円滑に実施するため,「広島県広域火葬計画」に基	_	_	_	_
め,火葬場に関する情報を迅速に収集するなど市町に	画」に基づき,火葬場に関する情報を迅速に収集する	づき,火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町				
おける広域火葬体制を整備する必要がある。	など各市町における広域火葬体制整備を促進してい	における広域火葬体制整備を促進する。【行政機能/警察・消防				
	る。	/防災教育等】[健 19]				
(特定動物や被災動物への対応)	(特定動物や被災動物への対応)	(特定動物や被災動物への対応)				
	○ 放浪・逸走動物,負傷動物の保護・収容や避難所に	○ 放浪・逸走動物,負傷動物の保護・収容や避難所における動物		—	<u> </u>	<del></del>
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。	○ 放浪・逸走動物,負傷動物の保護・収容や避難所に おける動物の適正飼育の指導等を実施できるように,	○ 放浪・逸走動物,負傷動物の保護・収容や避難所における動物 の適正飼育の指導等を実施できるように,引き続き災害時の被災	<del></del>		<del></del>	
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。 〇 災害発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)				<del></del>		_
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。 <ul><li>災害発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)</li><li>や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・</li></ul>	おける動物の適正飼育の指導等を実施できるように, 災害時の被災動物等への対応体制を整備している。	の適正飼育の指導等を実施できるように, 引き続き災害時の被災 動物等への対応体制を整備する。			_	
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。  び書発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)  や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・ 収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適正な	おける動物の適正飼育の指導等を実施できるように、 災害時の被災動物等への対応体制を整備している。 ○ ペットの同伴避難等について、市町、獣医師会及び	の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災 動物等への対応体制を整備する。 ○ ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び			_	_
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。  ○ 災害発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)  や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・ 収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適正な 飼養管理が必要である。	おける動物の適正飼育の指導等を実施できるように, 災害時の被災動物等への対応体制を整備している。	の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。  ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。【行政機能/警察・消防/		_		_
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。      災害発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)      や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・ 収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適正な 飼養管理が必要である。      多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してく	おける動物の適正飼育の指導等を実施できるように、 災害時の被災動物等への対応体制を整備している。 ○ ペットの同伴避難等について、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めている。	の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災 動物等への対応体制を整備する。 ○ ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び				_
に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。  ○ 災害発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)  や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・ 収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適正な 飼養管理が必要である。	おける動物の適正飼育の指導等を実施できるように、 災害時の被災動物等への対応体制を整備している。 ○ ペットの同伴避難等について、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めている。	の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。  ペットの同伴避難等について、引き続き、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。【行政機能/警察・消防/				

# 3 必要不可欠な行政機能は確保する 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱。

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(警察の災害対応機能の強化)	(警察の災害対応機能の強化)	(警察の災害対応機能の強化)				
○ 防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警	○ 平成 26 年度から平成 30 年度までの間に 16 警察署	○ 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含	○警察本部庁舎・警察署耐	○88.1% (R2)	○90.5% (R7)	○警察施設整備
察署の耐震化率を100%とする必要がある。	の耐震化工事をしたほか,平成 30 年度に1警察署の	めて検討するほか,引き続き警察署の建替整備事業を推進する。	震化率			方針
○ 地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化	建替を実施した。耐震性能を有しない残りの1警察署	○ 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化				
率を 100%とする必要がある。 (再掲)	について,建替に向けた設計を実施している。(再掲)	等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。(再	○交番·駐在所耐震化率	○67.2% (R2)	○76.7% (R7)	
		掲)【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警1]				
○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能	○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失し	_	_	_	_
が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線	が喪失した場合に備え,各警察署で適切な 110 番通報	た場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場				
通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著し	受理が出来るように,警察署通信室支援要員の指定,	合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び				
く増加することが見込まれることから総合通信指令室	通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験	警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員				
及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化す	させる等,警察無線通信の両端に位置する通信指令業	をあらかじめ指定しておくとともに,通信指令に関する内部検定				
る必要がある。(再掲)	務従事者及び第一線警察官双方の技能向上を図ってい	を各警察官に積極的に受験させる等,通信指令に携わる警察官の				
	る。(再掲)	技能向上を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】				
		【情報通信】【人材育成】[警3]				
○ 大規模災害発生時において、警察留置施設が使用不	○ 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を実施して	○ 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。ま	○逃走防止訓練及び避難訓	○年1回以上の	○年1回以上の	_
可になった場合の逃走防止及び避難対策が必要であ	いる。また、交通網が遮断された場合などを想定し、	た,交通網が遮断された場合などを想定し,非常計画(避難場所	練の実施	訓練を実施	訓練を実施	
<b>る</b> 。	非常計画(避難場所等の選定)の見直しを行っている。	等の選定)の見直しを継続して行う。【行政機能/警察・消防/				
		防災教育等】[警9]				
(治安の維持)	(治安の維持)	(治安の維持)				
○ 災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ず	○ 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官	○ 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロー	<del></del>	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>
ることから、被災地における治安の維持等を図る必要	やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動	ルカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を引き続き行う。また,				
がある。	を行っている。また,被災者が相談しやすい環境を整	被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的				
	備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等	に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続				
	における相談の受理や防犯指導等を行っている。	き行う。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [警6]				
○ 被災者にとって運転免許証は生活の維持に必要不可	○ 特定非常災害の指定に伴い,運転免許証の有効期間	○ 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及	—	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>
欠であり,災害により運転免許証の有効期間内の更新	延長及び運転免許センター等での日曜日における臨時	び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。【行政				
が出来ず,また,運転免許証を紛失する場合が想定さ	受付窓口の設置や避難所へ赴いての再交付手続を実施	機能/警察·消防/防災教育等】[警 10]				
れるため、被災状況に応じた運転免許証更新等に関す	するなど、状況に応じた対応を実施している。					
る情報の発信ときめ細かい対応が必要である。						

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)				
○ 大規模災害発生直後から、救助等のルートを確保す	○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋	○ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞,交通事故	○信号機の電源付加装置整	○90基 (R2)	○104基 (R7)	_
るとともに、停電による信号機の停止が原因で発生す	滞,交通事故を回避するため,信号機電源付加装置の	を回避するため,信号機電源付加装置の整備,更新を引き続き推	備状況			
る交通渋滞,交通事故を回避するため,信号機電源付	整備,更新を推進している。	進する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [警 4]				
加装置を整備,更新する必要がある。						
○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路 (	○ 大規模災害が発生した場合においても,安全な道路	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保	_	_	_	_
交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面	交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面	するため,交通管制センター,交通・路面監視カメラ,各種車両				
監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の	監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の	感知器,交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管				
交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の	交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速	理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するため				
交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステム	かつ効果的に把握するためのシステムの導入,交通規	のシステムの導入,交通規制資機材の整備を推進するとともに,				
や交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害	制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停	災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止				
発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能	電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による	による混乱を防止するため,予備電源の整備を推進する。【行政				
停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する	混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。	機能/警察・消防/防災教育等】【交通・物流】[土22(警)]				
必要がある。						

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下							
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画	
(庁舎の耐震化)	(庁舎の耐震化)	(庁舎の耐震化)					
○ 県有施設の耐震化率は86.7%(H30年度末)で、全国(	○ 県立学校, 県営住宅, 庁舎及び警察施設等について,	○ 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>	○広島県公共施	
平均(95.1%)以下であり、これまでの各局の耐震化	継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実	づき,今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に				設等マネジメン	
等の取組だけでなく、全庁的な共通認識の下で更なる	施するなど具体的な取組等を定めた個別施設計画を策	実施し,耐震化を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教				ト方策	
取組の強化が必要である。(再掲)	定し,耐震性の確保に努めている。(再掲)	育等】【住宅·都市】【保健医療·福祉】 [総1]					
○ 防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警 (	○ 平成26年度から平成30年度までの間に16警察署	○ 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含	○警察本部庁舎·警察署耐	○88.1% (R2)	○90.5% (R7)	○警察施設整備	
察署の耐震化率を100%とする必要がある。	の耐震化工事をしたほか、平成30年度に1警察署の	めて検討するほか,引き続き警察署の建替整備事業を推進する。	震化率			方針	
○ 地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化	建替を実施した。耐震性能を有しない残りの1警察署	○ 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化					
率を 100%とする必要がある。 (再掲)	について,建替に向けた設計を実施している。(再掲)	等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。(再	○交番·駐在所耐震化率	○67.2% (R2)	○76.7% (R7)		
		掲)【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警1]					
(執務環境、実施体制の維持確保)	(執務環境、実施体制の維持確保)	(執務環境、実施体制の維持確保)					
○ 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力 (	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や,事業者団	_	_	_	_	
確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする	や,事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確	体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効					
必要がある。	保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進し	性を高めるための取組を引き続き推進する。【行政機能/警察・					
	ている。	消防/防災教育等】[危 15]					
○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、 (	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に,避難所等の防災拠点において,必要なエ	_	_	_	_	
必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	ネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー					
再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めてい	等の導入を引き続き推進する。(再掲)【行政機能/警察・消防/					
(再掲)	る。(再掲)	防災教育等】【產業構造】[環2]					
	○ 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・	○ 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損	_	_	_	_	
機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障	機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障	傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう,引き					
が生じないよう,庁舎の一部について,耐震化に併せ,	が生じないよう対策を講じている。	続き,本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ,ネットワーク機器					
ネットワーク機器の移設・更新を実施したが、引き続		の移設・更新等を検討する。【行政機能/警察・消防/防災教育					
き,工事に併せた機器の移設・更新を検討していく必		等】[総2]					
要がある。							
(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)	(危機管理体制の維持・強化)					
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる (	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、民	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民	_	_	_	○広島県地域防	
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体	間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応					災計画	
や関係機関との連携強化,災害用装備資機材の充実な	や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓	機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種					
ど,危機管理体制の維持・強化が必要である。 (再掲)	練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを	マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)【行政機能/警					
	実行している。(再掲)	察·消防/防災教育等】【官民連携】[危2-1]					

		○ 市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを	○県内 23 市町の災害対策	○毎年度点検を	○毎年度点検を	_
初動応急対応について,災害発生時に適切な対応が行	クリストを用いて市町に災害対策運営要領等の自己点	用いて,市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニ	運営要領等の点検・修正	実施	実施	
えるよう市町の防災対処能力を点検し,各種マニュア	検を促し、その結果に対する外部評価、専門家派遣に	ュアル類の整備・改定を指導・助言し,実効性確保のための訓練				
ル類の整備等の支援を行う必要がある。	よるマニュアル等の修正への指導・助言を実行し,実	を支援する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [危 1]				
	効性確保のための訓練を支援している。					
○ 県の「業務継続計画(BCP)」及び「計画に基づくマ	○ 大規模地震時の業務継続計画(BCP)を策定し、非	○ 南海トラフ地震を想定した県の「業務継続計画(BCP)」及び「計	○72 時間稼働の非常用電	○8 市町 (R1)	○23 市町 (R7)	○広島県地域図
ニュアル」について,訓練等の実施により計画の実効	常時に優先的に実施する業務等を定めるとともに,業	画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うととも	源を確保している市町数			災計画
性を高め、内容の充実を図る必要がある。	務遂行に必要な庁舎の耐震化、執務環境の確保等に取	に,訓練等を通じて検証していく。				
○ 市町における「業務継続計画(BCP)」の策定を促進	り組んでいる。	○ 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作				
する必要があるが、令和元年現在で未策定の市町があ	○ また,市町における「業務継続計画(BCP)」の策定	成ガイド」等を活用して,市町における「業務継続計画(BCP)」				
<b>る</b> 。	を支援している。	の策定を促進する。				
○ 市町において、非常電源は確保されているものの、	○ 災害対策本部が設置される市町庁舎の非常用電源の	○ 災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源につ				
72 時間稼働の確保や揺れや浸水に備えた対策ができ	確保を促進している。	いて、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。【行				
ていない市町がある。		政機能/警察·消防/防災教育等】[危5]				
(広域応援体制の構築)	(広域応援体制の構築)	(広域応援体制の構築)				
○ 大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に	○ 大規模災害発生時の人的・物的支援について,中国	○ 大規模災害発生時の人的・物的支援について,中国5県,中国	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>	○広島県地域№
応急措置等の広域支援を実施するための取組につい	5 県,中国四国 9 県,全国都道府県などによる広域支	四国9県,全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結				災計画
て,中国5県,中国四国9県,全国都道府県などによ	援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制	しており,引き続き,国も含めた協力体制を維持するとともに,				
る広域支援に関する協定に定めた人的・物的支援に支	を維持するとともに,支援・受援の内容について訓練	支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化して				
障が生じないよう平素から点検に努めるとともに、情	の実施を通して実効性を強化している。(再掲)	いく。 (再掲) 【行政機能/警察・消防/防災教育等】 [危9]				
勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要が						
ある。(再掲)						
○ 被災者の状況把握や,市町間の円滑な連携を進める	○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズ	○ 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支	_	_	_	_
ため,被災市町に職員を派遣する場合には,二次災害	に応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、	援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整				
の回避や長期間の対応となった場合の体制を確保する	他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組	や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。				
必要がある。	みを整備している。	○ 更に,市町を支援するため,県は,市町からの要請に応じて,				
	○ 更に, 市町を支援するため, 県は, 市町からの要請	医療職、技術職等の職員の人的応援を行う。				
	に応じて,医療職,技術職等の職員の人的応援を行っ	○ 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で				
	ている。	情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的				
	○ 災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、	確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回				
	県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災	避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。				
	市町の支援ニーズを的確にとらえて対応している。	【行政機能/警察·消防/防災教育等】[危20-2]				

# 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止								
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画		
(庁舎の非常用電源の確保)	(庁舎の非常用電源の確保)	(庁舎の非常用電源の確保)						
○ 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組	○ 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団	_	_	_	_		
確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする	や,事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確	体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効						
必要がある。(再掲)	保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進し	性を高めるための取組を引き続き推進する。(再掲)【行政機能/						
	ている。(再掲)	警察:消防/防災教育等】[危 15]						
○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に,避難所等の防災拠点において,必要なエ	_	_	_	_		
必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	ネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー						
再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めてい	等の導入を引き続き推進する。(再掲)【行政機能/警察・消防/						
(再掲)	る。(再掲)	防災教育等】【産業構造】[環2]						
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)						
○ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保す	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引	_	_	_	_		
に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備するこ	るため、防災情報システムを適切に運営管理している。	き続き,防災情報システムを適切に運営管理する。【行政機能/						
とが必要である。		警察·消防/防災教育等】【情報通信】[危3]						
	○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため,	○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネ	_	_	_	_		
	震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持	ットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。【行政						

	管理を継続している。	機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】 [危4]				
		○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合において も、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保する ため、引き続き、防災行政無線(広島県総合行政通信網)を適切 に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討 する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】 [危 25]	<del></del>		_	_
○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。(再掲)				<del></del>		
○ 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路 交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧 や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者 等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視 カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情 報システム等を整備する必要がある。また、インター ネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災 害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。	交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネ	○ 大規模災害発生時において,道路の被災状況や道路交通状況を 迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸 送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に 資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、 道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を 一元的に提供できるシステムの構築を推進する。【行政機能/警 察・消防/防災教育等】【交通・物流】[土 23(警)]	<del></del>			

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態								
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画		
(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)						
○ 防災情報メールの存在及び入手できる情報の内容を	○ 報道機関との連携によるテレビ・ラジオでの周知や	○ 県民に対し,防災情報メールの効能のほか,その登録方法など	○災害リスク情報を自ら入	○31.1% (R1)	○80.0% (R7)	○広島県「みん		
県民に十分周知する必要があるが、令和元年度の実績	イベント等を通じた普及啓発など,県民が日頃,接す	についても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント	手するためのツールを確保			なで減災」県民		
値は31.1%であり、令和元年度の目標値である35.5%	る機会が多い手段を通じて,気象情報や避難情報を迅	等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。な	している人の割合			総ぐるみ運動行		
を下回っている。	速に入手するのに有効な手段である防災情報メールの	お,受け手側に,より能動的に情報収集して頂くことも重要であ				動計画		
	登録を促進している。	ると考えられるため,県・市町の防災情報メールへの登録に加え,						
		防災情報アプリの登録等も促進していく。【行政機能/警察・消						
		防/防災教育等】【情報通信】[危13]						

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報	限の収集・伝達ができず、 避難行動や救助・支援が遅れる	事態				
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)				
○ 災害から被害を軽減していくため,県民一人一人の	○ 県民一人一人が災害から命を守るために適切な行動	○ 「自助」「共助」の取組を一層推進する施策として,災害に備	○避難の準備行動ができて	○13.6% (R1)	○50.0% (R7)	○広島県「みん
防災意識を高め,災害を「正しく恐れることが大切で	をとることができるようにするため,県民,自主防災	えて日頃から行うべきことや,災害が発生する危険が迫った際,	いる人の割合			なで減災」県民
あること」を認識し、災害から命を守るために適切な	組織,事業者,行政などの各主体において,防災教室		1/			総ぐるみ運動行
行動をとることができるよう,防災活動の周知や参画	や防災訓練,防災リーダー等の養成や防災教育などが	どを記載していただく「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの	<b>(○マイ・タイムラインを作</b>	O- (R1)	○60.0% (R7)	動計画
しやすい防災活動の実施、講座等による啓発や防災教	積極的に取り組まれるよう,広島県「みんなで減災」	防災行動計画)の普及促進等に取り組んでいく。【行政機能/警	成している人の割合			
育などに取り組んできたところ、「災害の種類に応じた	県民総ぐるみ運動行動計画に基づき,防災・減災に関	察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】[危 14]	○災害の種類に応じた避難	○68.5% (R1)	○100% (R7)	
避難場所・避難経路を確認した人の割合」が大幅に上	する県民運動を加速している。		場所・避難経路を確認して			
昇(H26:13.2%→R1:68.5%)するなど一定の成果			いる人の割合			
が挙がっているものの、実際の避難行動に結び付いて			○災害リスク情報を自ら入	○31.1% (R1)	○80.0% (R7)	
いない。			手するためのツールを確保			
			している人の割合	ルー・ブ	ik J	

			○防災教室・訓練への参加 者割合 ○非常持出品を用意し,か つ3日分以上の食料や飲料			
			水を備蓄している人の割合			
(防災教育の推進)	(防災教育の推進)	(防災教育の推進)				
<ul><li>○ 防災教室・訓練参加の妨げとなっているコスト認知を緩和していくため、自分のペースで参加しやすい環境も整えていく必要がある。</li><li>○ これまでの防災教材は、知識習得のものが中心である。</li></ul>	サイト「はじめの一歩」を活用した防災学習の促進、 県の一斉防災教室・訓練への参加促進や先進事例の紹介を行っている。 〇 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を 促進するとともに、子育てサークルや高齢者サロン等 における防災教室の担い手育成などの取組を通じて県	○ 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を促進する とともに、子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の		○41.5% (R1)	○60.0% (R7)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画
(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)	(災害情報伝達手段の多様化)				<u> </u>
		○ 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法など についても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント 等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。な	手するためのツールを確保	○31.1% (R1)	○80.0% (R7)	○広島県「みん なで減災」県民 総ぐるみ運動行 動計画
(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)	(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)				
○ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲)	<ul><li>○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、防災情報システムを適切に運営管理している。 (再掲)</li></ul>	○ 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】[危3]	_	_	_	_
	○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、 震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持 管理を継続している。(再掲)	○ 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【情報通信】 [危4]	_	_	_	_
	○ 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線(広島県総合行政通信網)を適切に運営管理している。(再掲)					
○ 大規模災害発生時において,道路の被災状況や道路 交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し,復旧 や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者 等への道路交通情報の提供等に資するため,交通監視 カメラ,車両感知器,道路情報提供装置,道路管理情 報システム等を整備する必要がある。また,インター ネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する 災害情報等を一元的に提供できるようにする必要があ る。(再掲)	交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提	送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に 資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、 道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を				

○ あらゆる災害時において、公共土木施設に関する情報を一元的に収集し、災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで発信できる仕組みを構築する必要がある。	戒区域等の情報や災害リスク情報を県民に発信できる	○ AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。 【情報通信】[土35]	 	○広島デジフラ 構想
○ 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。(再掲)	が喪失した場合に備え,各警察署で適切な 110 番通報 受理が出来るように,警察署通信室支援要員の指定, 通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験	合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び 警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員 をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定		
○ 平成30年7月豪雨においては、被害情報や道路情報等が膨大になったため、紙ベースによる情報集約・ 共有では、警察本部及び警察署の対策本部内での情報 の集約及び共有が困難であった。	紙資料に取りまとめ、警察本部及び警察署の対策本部	○ 令和2年度に導入する110番通報等と連動したGISを基盤とする情報共有システム(災害警備システム)を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。【行政機能/警察・消防/防災教育等】[警11]	 	_
(災害対処能力の向上) ○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○ 平成30年7月豪雨災害において、特に発災当初における災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかったことが課題となった。(再掲)	活動, 救援物資の搬送等が実施できるよう, またその ために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報な ど, 災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう, 市	動,救援物資の搬送等が実施できるよう,市町や関係機関等と連携し,危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕		
(要配慮者に対する支援) ○ 近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制の整備等を行う必要があるが、個別計画について、策定されていない市町がある。(再掲)	難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、 早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介す るなどにより市町の取組を促進している。	(要配慮者に対する支援)  ○ 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が、早期に策定できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、引き続き市町の取組を促進する。 ○ 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。(再掲)【保健医療・福祉】[健13]	○23 市町 (R7)	○第4次広島県 障害者プラン
が災害時に不足することがないよう,市町の福祉避難 所の確保を図っていく必要がある。	が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等を紹介している。  〇 保健師等から構成される公衆衛生チームの派遣によ	事例等を紹介する。 〇 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉二	_	_
<ul><li>○ 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう,市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する必要がある。</li><li>○ 水防法等に基づき避難確保計画の作成が義務化されている要配慮者利用施設において,計画が未作成の施設がある。</li></ul>	要な者が円滑に避難できるよう、市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。     水防法等の改正に伴い要配慮者利用施設の避難体制の強化について、広島県地域防災計画に規定するとと	語の付記等環境づくりの取組を促進する。      水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施する。 【行政機能/警察・消防/防災教育等】[危27]	_	〇広島県地域防 災計画

'	
0	1
ı	

(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)			
○ 大規模災害時には,警察・消防等による「公助」が	○ 自主防災組織については,自主防災組織活性化マニ	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リー ○呼びかけ体制構築組織率	○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みん
不足することが過去の例からも想定されるため、地域	ュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支	ダー養成及び技能向上の取組を支援するなど,引き続き市町と連			なで減災」県民
の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進	援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防	携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。			総ぐるみ運動行
と組織活動の活発化に取り組む必要がある。	災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組	○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼			動計画
○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進	織の設立促進と活動の活性化を加速させる。(再掲)	びかけを行えるよう,自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【行			
役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要		政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】			
がある。		【人材育成】[危 11]			
○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をする					
ためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始する					
タイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)					

# 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等	による社会経済活動の低下					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)				
○ 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえな	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小	<del></del>	<del></del>	<u> </u>	○広島県地域防
割を認識し,各企業において重要業務を整理し,BCP	がら,中小企業等を中心にBCP 策定を普及啓発してい	企業等を中心にBCP 策定を普及啓発していく。【産業構造】[商 1]				災計画
を策定する必要がある。	<b>వ</b> .					
(陸上海上交通網の確保)	(陸上海上交通網の確保)	(陸上海上交通網の確保)				
○ 大規模自然災害発生後において、物資等の輸送の滞	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため,直轄国	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめ	○緊急輸送道路の防災対策	○454.5km	○─※ (P35)	○広島県道路整
りにより経済活動の支障となる懸念がある。	道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強	とした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路	実施済延長	(28.0%) (R2)		備計画 2021
	化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワー	含む)における法面対策,橋梁耐震補強などの機能強化や災害対				(仮),広島みな
	クの形成などを推進している。また,港湾施設の耐震	応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進				と・空港振興プ
	対策等を実施し,港湾BCP を策定している。	する。また,港湾施設の耐震対策等を実施し, <u>港湾BCPの実効性</u>				ラン 2021(仮)
		の向上と災害に対する意識向上を図ることを目的に,必要に応じ				
		て訓練等を実施する。【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県				
		土保全】【老朽化対策】[土 31]				
	○ 関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活	○ 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有す	_	_	_	○広島県地域防
る。(再掲)	動が実施できるよう,体制整備に努めている。(再掲)	るヘリコプターを有効に活用するために,関係機関が連携してへ				災計画
		リコプターによる応急対策活動が実施できるよう,引き続き体制				
		整備に努める。(再掲)【交通・物流】[危 22]				

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆	発等					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(石油コル・ナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コル・ナト等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)				
○ 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施す	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するととも	○石油コンビナート等総合	○隔年1回の訓	○隔年1回の訓	<u>—</u>
向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関	るとともに,行政,関係機関や区域内に所在する事業	に,行政,関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島	防災訓練の実施	練を実施	練を維持	
における連携体制の構築が必要である。	者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等	県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより,災				
○ また,周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対	を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図	害対策能力の向上を図り,発災時の周辺住民の被害を防止する。				
策等を講じる必要がある。	り,発災時の周辺住民の被害の防止に努めている。	【産業構造】 [危 12]				
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)				
○ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の	○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に	○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構	○水質汚染事故発生件数	○147件 (R1)	○現状値より減	○広島県環境基
発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した	基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を	造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるな			少 (R7)	本計画
際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を	高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。	ど有害物質の流出防止対策を推進する。				
把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取	○ 汚染事故の発生に際しては,広島県危機対策運営要	○ 汚染事故の発生に際しては,広島県危機対策運営要領(水質汚				
る必要がある。	領(水質汚染事故,大気汚染事故)により,速やかに	染事故,大気汚染事故)により,速やかに消防・市町・県等の関				
	消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制を	係機関で情報を共有し,的確な対応を実施する。				
	構築している。	○ PRTR 法(化学物質排出把握管理促進法)により,各事業所か				
	O PRTR 法(化学物質排出把握管理促進法)により,	らの化学物質の排出量等を把握・公表する。				

各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表して	○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係		
いる。	機関及び関係市町と連携して,速やかに大気,土壌,公共用水域		
○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関	等のサンプリング・検査を行い,環境影響の有無についての把握		
係機関及び関係市町と連携して,速やかに大気,土壌	を行う。また,測定結果をとりまとめ,速やかに公表を行う。【環		
公共用水域等のサンプリング・検査を行い,環境影響	境】[環3]		
の有無についての把握を行っている。また、測定結果			
をとりまとめ、速やかに公表している。			

5-3 幹線が分断するなど,基幹的交通ネットワークの						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
<ul> <li>(災害に強いインフラ整備)</li> <li>○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。(再掲)</li> </ul>	道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強 化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワー	含む)における法面対策,橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに,大規模災害発生時には,引き続き各道路管理		○454.5km (28.0%) (R2)	○—※ (P37)	○広島県道路整 備計画 2021 (仮)
○ 大規模災害(地震, 竜巻, 台風等)が起きた際に, 電柱等が倒壊することにより, 道路が寸断し, 災害時 の救援活動の妨げになる可能性がある。(再掲)		○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、 地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進 する。(再掲)【交通・物流】[土 17]	<del></del>		<del></del>	<u>—</u>
<ul> <li>本県は全国最多の約 48,000 箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。</li> <li>中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の整備を優先して行う必要がある。</li> <li>平成 30 年 7 月豪雨災害では、インフラ・ライフラインの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響が長期間に及んだ。(再掲)</li> </ul>	国直轄事業との連携を図りながら、平成 26 年 8 月豪 雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進め るとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などによ	12.11.2	家屋数	○116,000 戸 (R2)	O— <b>※</b> (P37)	○ひろしま砂防 アクションプラ ン 2021(仮)
○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。(再掲)				O約 18,000 戸 (R2)	O—Ж (P37)	○ひろしま川づ くり実施計画 2021(仮)
を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。  ○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波	防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。 ○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら	の連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。	が想定される家屋数	(R2)	○─※ (P37) ○─※ (P37)	○ひろしま川づ くり実施計画 2021(仮) ○ひろしま海岸 整備プラン 2021(仮)
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震 強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸 壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は 32%となっている。(再掲)	業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【県土保全】 [土5]		○32% (R1)	O—Ж (P37)	○広島みなと・ 空港振興プラン 2021(仮)

(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)				
○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路 (	○ 大規模災害が発生した場合においても,安全な道路	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>	<u> </u>
交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面	交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面	するため,交通管制センター,交通・路面監視カメラ,各種車両				
監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の	監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の	感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管				
交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の	交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速	理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するため				
交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステム	かつ効果的に把握するためのシステムの導入,交通規	のシステムの導入,交通規制資機材の整備を推進するとともに,				
や交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害	制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停	災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止				
発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能	電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による	による混乱を防止するため,予備電源の整備を推進する。(再掲)				
停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する	混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。	【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】[土 22 (警)]				
必要がある。(再掲)	(再掲)					

5-4 食料等の安定供給の停滞						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(民間事業者等との応援協定の締結)	(民間事業者等との応援協定の締結)	(民間事業者等との応援協定の締結)				
○ 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途(	○ 災害時には,交通機関の途絶等により生活関連商品	○ 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が		—	<del></del>	○広島県地域防
絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが	等の確保が困難になることが予想されるため、県と関	困難になることが予想されるため,県と関係団体等が締結してい				災計画
予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間	係団体等が締結している物資の調達等に関する協定	る物資の調達等に関する協定や,他の地方公共団体等と締結して				
業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連	や,他の地方公共団体等と締結している災害時応援協	いる災害時応援協定に基づき,生活関連商品等を安定確保する。				
商品等の安定確保を図る必要がある。(再掲)	定に基づき,生活関連商品等を安定確保している。	○ 災害発生に備え,災害時応援協定を締結する民間団体等と災害				
	○ 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団	時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等				
	体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うととも	に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きか				
	に、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制	けを行う。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【交通・				
	の確保等について働きかけを行っている。(再掲)	物流】【官民連携】[危8-1] [環5] [健11] [商2]				
(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)	(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)	(水産業の生産基盤等の災害対応力の強化)				
○ 水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向け(	○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、計画的・効	○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマ	○防護達成人口率(沿岸域)	○63.7% (R1)	○—※ (P38)	○広島みなと・
て、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要	率的な維持管理を行うため、ストックマネジメント計	ネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、				空港振興プラン
であるが,ストックマネジメント計画は R2 時点で全	画の策定を促進し、漁港施設の老朽化対策や、耐震・	引き続き,漁港施設の老朽化対策や,耐震・耐津波の点検結果を				2021 (仮), ひろ
44 漁港が策定予定である。また,漁村地域に暮らす人	耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施してい	踏まえた必要な対策を実施していく。また,漁村地域に暮らす人				しま海岸整備プ
の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備を進めて	る。また,漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため,	の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施し				ラン 2021 (仮)
いく必要がある。(再掲)	漁港区域の海岸保全施設整備を実施している。(再掲)	ていく。(再掲)【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】 [土 6]				
○ 過去に整備した漁場施設や漁業関係共同利用施設に(	○ 魚礁や増殖場(藻場造成等)を中心に,県内海域で	○ 漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスター	<del></del>	<u>—</u>	<del></del>	○水産環境整備
ついては、老朽化や耐震基準への不適合等により災害	漁場整備を行っており,現在も水産環境整備マスター	プランの方針内に位置付け、新たな整備や現有施設機能強化を推				マスタープラン
時の機能確保が困難となるものが増加しており、現有	プランに基づき継続して整備を行っている。	進する。				○浜の活力再生
施設の機能強化や、新たな施設の追加更新により対応(	○ また,漁港や港湾用地を中心として,浜の活力再生	○ 漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を浜の活				プラン
力を強化する必要がある。	プランに基づいて,荷捌き所や漁具倉庫,給油施設等	力再生プランの取組方針に位置付け、施設の更新を含めて機能強				
	の漁業用共同利用施設の整備を実施している。	化を図る。 【産業構造】 【県土保全】 【老朽化対策】 [農4]				
(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)				
○ 大規模災害時における円滑な食料の流通を確保する (	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立する	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売	<del></del>		<del></del>	
とともに、被災以降における食料等の安定供給を維持	ため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や	市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた				
するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズ	物流効率化等に向けた施設整備を推進している。	施設整備を推進する。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】 [農				
に対応した品質・衛生管理の高度化や流通の効率化が		5]				
必要である。						

# 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク (発変電所, 送配電設備) や都市ガス供給, 石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(再生可能エネルギーの導入促進)	(再生可能エネルギーの導入促進)	(再生可能エネルギーの導入促進)				
○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、	○ 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエ	<del></del>	<u> </u>	<u>—</u>	<u> </u>
必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への	ネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー				
再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。	再生可能エネルギー等の導入推進の検討を進めてい	等の導入を引き続き推進する。(再掲)【行政機能/警察・消防/				
(再掲)	る。(再掲)	防災教育等】【産業構造】[環2]				

(:	石油コル・ナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンピナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)					
0	石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の(	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施す	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するととも	○石油コンビナート等総合	○隔年1回の訓	○隔年1回の訓	_	
	<b>向上のため,区域内に所在する事業者と防災関係機関</b>	るとともに,行政,関係機関や区域内に所在する事業	に、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島	防災訓練の実施	練を実施	練を維持		
	における連携体制の構築が必要である。	者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等	県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災					
0	また、周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対	を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図	害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。					
	策等を講じる必要がある。(再掲)	り,発災時の周辺住民の被害の防止に努めている。(再	(再掲)【産業構造】 [危 12]					
		掲)						

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)	(水道管の耐震化等供給体制の強化)				
○ 県内の上水道事業及び水道用水供給事業の基幹施設		○ 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推	_	_	_	○次期広島県水
は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことか	耐震化を推進すること,及び水道事業危機管理マニュ	進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広				道ビジョン・水
ら,災害に強い水道を構築するために,水道施設の耐	アル等を整備し,危機管理体制を確保することなどに	島県水道広域連携が予定されているが,地域に応じた危機管理体				道基盤強化計画
震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。(再	ついて,指導・助言を行っている。(再掲)	制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。(再掲)				
掲)		【住宅·都市】[健 10]				
(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)	(県営水道の供給体制の強化等)				
○ トンネル事故などの送水不能事故を想定し、非常時	○ 水道管のトンネル事故などの送水不能事故に強い供	○ 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故な	○水道管の送水不能事故に	○5件(R1)	○6件 (R4)	○広島県営水道
における送水の在り方を内容とした,災害・事故等に	給体制の構築を図るため、未整備バックアップ施設(緊	どの送水不能事故に対応するため,未整備バックアップ施設(緊	対応するためのバックアップ			の送水のあり方
強い供給体制の構築を図る必要がある。(再掲)	急時連絡管等)の整備を進めている。(再掲)	急時連絡管等)の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めて	施設(緊急連絡管等)整備の			基本計画
		いく。(再掲)【住宅・都市】[企 1]	進捗状況(整備件数)			
○ 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し,安定した	○ 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を	○老朽度が高い(経過年数,	○27.6 km(R1)	○92.9 km (R11)	○管路更新計
の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要	水の供給を図るために策定した「管路更新計画(H20	図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令	土壌の腐食性及び漏水事故			画,広島県水道
がある。(再掲)	~29)」で得られた知見を踏まえ、中長期的な視点に	和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえ	歴等から評価)管路の更新			広域連携推進方
	立って事業費の平準化等を考慮した「第2次管路更新	て事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。(再掲)【住宅・	延長			針
	計画 (H30~39)」を策定し,老朽管の更新・耐震化を	都市】【老朽化対策】[企2]				
	推進している。(再掲)					
○ 県営水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能		○ 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震		_	_	○広島県水道広
が不足する施設については、対策を実施する必要があ	り、想定地震動及び震度分布が変わったことから、各					域連携推進方針
る。(再掲)	水道施設に係る基礎データを基に、各施設に係る地震					
	等の想定及び耐震基準に照らして、各水道施設の耐震	めていく。(再掲)【住宅・都市】[企3]				
	性能を解析し、耐震化の要否、優先順位及び手法を検					
	討した上で、「広島県営水道施設耐震化基本計画」の見					
	直しを行っている。(再掲)					

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震	<del></del>	_	<del></del>	<u> </u>
道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処	施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直し	化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直				
理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設	について支援・助言を行っている。(再掲)	しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行				
の防災対策を進める必要がある。		う。(再掲)【住宅・都市】[土 14]				
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るた	○ 流域下水道各施設について、設置・改修に併せた耐	○ 流域下水道各施設について,災害時にも下水処理を継続するた	<del></del>	<u> </u>	<u>—</u>	〇広島県流域下
め、BCP の見直しを行う必要がある。(再掲)	震化を図るとともに,特に地震対策の優先度の高い施	め,設置・改修に併せた耐震化を図るとともに,特に優先度の高				水道総合地震対
	設から耐震設計,耐震工事を実施している。(再掲)	い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。				策計画, 流域下
		○ 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCP				水道事業業務継
		の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。(再				続計画【大規模
		掲)【住宅·都市】「企 4]				地震津波編】

	OF U. H. LIES			
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)			
○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向 ― ―	_	_	_
援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害	けた助言等を引き続き行う。			
廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市			
を行っている。	町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実			
○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保	に行う。(再掲)【環境】 [環6]			
全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援				
協力協定を締結している。(再掲)				
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)			
○ 国の災害廃棄物対策指針,県の地域防災計画等に基	〇 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災 ― ―	<del></del>	<del></del>	○広島県災害廃
づき,平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」	害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年 5 月)を			棄物処理計画
を策定し,災害時に発生する廃棄物の対策における基	基に,市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に			
本的な考え方及び手順を取りまとめた。	実施するとともに,これら計画やマニュアルを必要に応じて見直			
○ 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支	しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取			
援(手引き,ひながた等の作成検討)を行った結果,	り組んでいく。(再掲)【環境】[環4]			
令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みと				
なった。				
○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行				
い,災害時における連携体制の強化を図っている。(再掲)				
(	援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を行っている。  浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援協力協定を締結している。(再掲)  (災害廃棄物処理計画に基づく対応)  国の災害廃棄物対策指針、県の地域防災計画等に基づき、平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び手順を取りまとめた。  各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支援(手引き、ひながた等の作成検討)を行った結果、令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みとなった。  市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支 援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害 廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言 を行っている。	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支	<ul> <li>○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・財言を行うほか、災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・財言を行っている。</li> <li>○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と支援協力協定を締結している。(再掲)</li> <li>○ (災害廃棄物処理計画に基づく対応)</li> <li>○ 国の災害廃棄物が策指針、県の地域が災計画等に基づき、平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方及び手順を取りまとめた。</li> <li>○ 各市町における災害廃棄物の理計画策定の技術的支援(手引き、ひながた等の作成検討)を行った結果、令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みとなった。</li> <li>○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行</li> </ul>

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通イン	ンフラの長期間にわたる機能停止					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)	(災害に強いインフラ整備)				
○ 本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため,直轄国	○ 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめ	○緊急輸送道路の防災対策	○454.5km	O—¾ (P41)	○広島県道路整
在するほか,風水害・土砂災害の頻発化,激甚化や,	道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークの機能強	とした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路	実施済延長	(28.0%) (R2)		備計画 2021
南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても	化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワー	含む)における法面対策,橋梁耐震補強などの機能強化や災害対				(仮)
通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を	クの形成などを推進している。	応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に				
来す懸念がある。(再掲)	○ 大規模災害発生時においては、緊急輸送道路ネット	推進するとともに,大規模災害発生時には,引き続き各道路管理				
	ワークの確保等,各道路管理者と連携しながら対応を					
	行っている。(再掲)	する。 (再掲) 【住宅・都市】 【交通・物流】 [土 1]				
○ 大規模災害(地震, 竜巻, 台風等)が起きた際に,	○ 緊急輸送道路の確保など,災害の防止に資する道路	○ 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、		<del></del>	—	<del></del>
電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時	において,地域の実情に応じた多様な手法も活用しな	地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進				
の救援活動の妨げになる可能性がある。(再掲)	がら無電柱化を推進している。(再掲)	する。(再掲)【交通・物流】[土 17]				
○ 本県は全国最多の約 48,000 箇所の土砂災害警戒区	   ○ 「7Nろしま砂防アクションプラン2016」に基づき。		○土砂災害から保全される	○116000戸	O—※ (P41)	○ひろしま砂防
域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を		<b>轄事業等</b> との更なる連携強化を図りながら、平成30年7月豪雨!		(R2)	) /k ( 11)	アクションプラ
要することから、優先度を明確にした上で整備を進め		災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、		( ·=/		ン 2021 (仮)
ていく必要がある。	るとともに、防災拠点や住宅密集地等の保全などによ	防災拠点や住宅密集地,インフラ・ライフライン等の重要施設の				
○ 中でも、防災拠点や大規模避難所といった、災害が		保全など,重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進す				
発生した場合においても地域の拠点機能を含む箇所の		る。(再掲)【県土保全】[土 3-1]				
整備を優先して行う必要がある。						
○ 平成30年7月豪雨災害では、インフラ・ライフラ						
インの被害により、地域住民や経済活動に及ぼす影響						
が長期間に及んだ。(再掲)						
○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策な	○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策な	○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして,	○河川氾濫により床上浸水	〇約 18,000 戸	O—※ (P41)	○ひろしま川づ
どとして、河川整備を推進しているものの、防護達成		優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連		(R2)		くり実施計画
人口率が約6割といまだ低位な状況にある。(再掲)	で、国直轄事業との連携を図りながら、河川整備を推	携を図りながら,河川整備を更に推進していく。(再掲)【住宅・				2021 (仮)
	進している。(再掲)	都市】【県土保全】[土2]				
				J	]	

○ 台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人	〇河川氾濫により床上浸水	○約 18,000 戸	O—¾ (P41)	〇ひろしま川づ
を推進しているものの、防護達成人口率が約6割とい	防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあるこ	口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業と	が想定される家屋数	(R2)		くり実施計画
まだ低位な状況にある。	とから, 国直轄事業との連携を図りながら, 河川・海	の連携を図りながら,河川・海岸整備を更に推進していく。				2021 (仮)
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波	岸整備を推進している。	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海ト	○防護達成人口率 (沿岸域)	○63.7% (R1)	O—¾ (P41)	○ひろしま海岸
来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防におい	ラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として,国				整備プラン
に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の	て,南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波へ	直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)				2021 (仮)
9 割以上を占めるなど,被害が甚大なものとなってい	の減災対策として,国直轄事業との連携を図りながら	【県土保全】[土4]				
ることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	耐震対策を行っている。(再掲)					
○ 大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、国直轄事	○ 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事	○港湾における緊急物資供	○32% (R1)	O—¾ (P41)	○広島みなと・
強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸	業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備	業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進し	給可能人口カバー率			空港振興プラン
壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は	を推進している。 (再掲)	ていく。(再掲)【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土				2021 (仮)
32%となっている。 (再掲)		5]				
(緊急輸送体制の整備)	(緊急輸送体制の整備)	(緊急輸送体制の整備)				
○ 災害時に, 緊急に人員の輸送が生じた場合, 迅速に対	○ バス事業者との提携による災害時の人員の輸送体制	○ バス事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>	<del>-</del>
応できる体制を整備する必要がある。	の充実を図っている。	図る。【交通・物流】[地 2]				
○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災	○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数	○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モー	<del></del>	<u>—</u>	<u>—</u>	<del></del>
者及び災害対策要員の輸送のみならず,県民の日常生	の交通モードの連携及び道路管理者等との連携によ	ドの連携及び道路管理者等との連携により,県民の通勤・通学等				
活や経済活動の復旧に伴い、通勤・通学等の移動手段	り,県民の日常生活や経済活動の復旧に伴う,通勤,	の移動手段の確保を図る。【交通・物流】 [地3]				
を確保する必要がある。	通学等の移動手段の確保を図っている。					
(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)	(交通安全施設等の整備)				
○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路	○ 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保	<del></del>	<del></del>	<u>—</u>	<u>—</u>
交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面	交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面	するため,交通管制センター,交通・路面監視カメラ,各種車両				
監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の	監視カメラ,各種車両感知器,交通・道路情報板等の	感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管				
交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の	交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速	理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するため				
交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステム	かつ効果的に把握するためのシステムの導入,交通規	のシステムの導入,交通規制資機材の整備を推進するとともに,				
や交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害	制資機材の整備を推進するとともに,災害発生時の停	災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止				
発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能	電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による	による混乱を防止するため,予備電源の整備を推進する。(再掲)				
停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する	混乱を防止するため,予備電源の整備を推進している。	【行政機能/警察·消防/防災教育等】【交通·物流】[土 22 (警)]				
必要がある。(再掲)	(再掲)					
	<del></del>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(津波・浸水, 高潮対策施設の整備)	(津波・浸水、高潮対策施設の整備)	(津波・浸水, 高潮対策施設の整備)				
○ 台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人	〇河川氾濫により床上浸水	○約18,000戸	O—※ (P41)	〇ひろしま川づ
を推進しているものの、防護達成人口率が約6割とい	防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあるこ	口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業と	が想定される家屋数	(R2)		くり実施計画
まだ低位な状況にある。	とから, 国直轄事業との連携を図りながら, 河川・海	の連携を図りながら,河川・海岸整備を更に推進していく。				2021(仮)
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波	岸整備を推進している。	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海ト	○防護達成人口率(沿岸域)	○63.7% (R1)	O—¾ (P41)	○ひろしま海岸
来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防におい	ラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として,国				整備プラン
に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の	て、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波へ	直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)				2021 (仮)
9 割以上を占めるなど,被害が甚大なものとなってい	の減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら	【県土保全】[土4]				
ることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	耐震対策を行っている。(再掲)					
(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)	(公共土木施設等の老朽化対策)				
○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく	○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく	○ 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中,「インフ	○修繕方針策定済の公共土	○30 施設分類	○40 施設分類	○インフラ老朽
中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリ	中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づ	ラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切	木施設分類数	(R1)	(R7)	化対策の中長期
スクが飛躍的に高まるなど,社会インフラの安全性や	いて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追	に修繕するため,修繕方針の追加を行うとともに,施設の長寿命				的な枠組み
機能の低下が懸念されている。	加を行うとともに,施設の長寿命化によるライフサイ	化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、	○新技術活用によるライフ	○323 百万円	○500 百万円	○広島デジフラ
○ 老朽化した公共土木施設の割合が増大し、今後、集	クルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木	公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。	サイクルコストの縮減額	(R1)	(R7)	構想
中的に更新時期を迎える中、維持更新費の増大や担い	施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施してい	○ 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を				
手不足が懸念されている。	る。(再掲)	図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技				
○ 大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中		術の積極的な活用を推進する。				

で、施設の機能を適切に維持するためには、Al/loT な ○ Al/loT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の やを超えた連携が やを超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新た なインフラマネジメントに取組む。(再掲)【 老朽化対策】【 人材 育成】[ 土 9]

# 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の	の死傷者の発生				
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策 指標	現状値	目標値	関係計画
(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)	(装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備)			
○ 消防本部及び消防署(常備消防)の装備資機材の強	○ 消防本部及び消防署(常備消防)については,装備	○ 消防本部及び消防署(常備消防)については,装備資機材の強 ― ―		<del></del>	<del></del>
化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに,	資機材の強化促進, 消防職員の知識・技能の向上を図	化促進, 消防職員の知識・技能の向上を図るとともに, 地域の消			
地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広	るとともに, 地域の消防力を超える大規模災害に備え,	防力を超える大規模災害に備え,県内消防機関による応援や緊急			
域応援体制の充実を図る必要がある。(再掲)	県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援	消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう,必要に応じて県			
	を一層円滑にできるよう,必要に応じて県内広域消防	内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見			
	応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直	直しを行う。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】[危			
	しを行っている。(再掲)	10–1]			
○ 航空隊と機動隊が連携した警察航空レスキュー隊の	○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用	○ あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練 ―	_	_	_
救助活動が効果的に展開できるように,ホイスト救助	した訓練等を継続的に実施し,警察航空レスキュ一隊	等を継続的に実施し、警察航空レスキュ一隊の救助活動が効果的			
訓練等を継続的に実施し、隊員の救助技能の向上を図	の救助活動が効果的に展開できるように,各隊員の救	に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上			
るとともに,ホイスト装置等の資機材の充実に取り組	助技能や救助練度の更なる向上に努めている。(再掲)	に努める。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教育等】【人材			
む必要がある。(再掲)		育成】[警 2]			
○ 大規模災害時に適切に対処するためには, あらゆる	○ 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、民	○ 県·市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民 — —	<del></del>	<u>—</u>	○広島県地域防
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体	間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応	間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危			災計画
や関係機関との連携強化,災害用装備資機材の充実な	や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓	機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種			
ど,危機管理体制の維持・強化が必要である。 (再掲)	練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを	マニュアル類の不断の見直しを実行する。(再掲)【行政機能/警			
	実行している。(再掲)	察・消防/防災教育等】【官民連携】[危 2−1]			
○ 大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するととも	○ 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施し ―	<del></del>	<u> </u>	<u> </u>
事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体	に,装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画	て、事案対処能力の向上を図る。			
や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実な	的に実施して,事案対処能力の向上を図っている。(再	○ 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに,重機を			
ど,危機管理体制の維持・強化が必要である。	掲)	操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。(再掲)			
○ 平成30年7月豪雨における救出救助活動において		【行政機能/警察·消防/防災教育等】[警5]			
は、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去					
する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を					
実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重					
機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要であ					
る。(再掲)					
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)			
○ 地域の重要な防災力である消防団(非常備消防)の	○ 消防団(非常備消防)については,団員を確保する	○ 消防団(非常備消防)については,団員を確保するため,女性 ○消防団員数の維持	○21,542 人	○22,229 人	○広島県地域防
団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消	ため,女性や若者の入団促進,従業員の消防団活動に	や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の	(R1)	(R3)	災計画
防署(常備消防)や自主防災組織等との連携も少ない		促進,地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について,各市			
ことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団	運の醸成等の取組について,各市町に対してモデルと	町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うととも			
体との連携強化を図ることが必要である。(再掲)	なる事例を提供する等の支援を行うとともに,消防本	に,消防本部及び消防署(常備消防)や自主防災組織等と連携し			
	部及び消防署(常備消防)や自主防災組織等と連携し	た活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害			
	た活動の推進,消防学校等における教育訓練の充実等	対応能力の向上を図る。(再掲)【行政機能/警察・消防/防災教			
	により災害対応能力の向上を図っている。(再掲)	育等】【リスクコミュニケーション】【人材育成】[危 10-2]			
○ 大規模災害時には,警察・消防等による「公助」が		○ 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リー ○呼びかけ体制構築組織図	☑ (O0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みん
不足することが過去の例からも想定されるため、地域					なで減災」県民
の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進					総ぐるみ運動行
と組織活動の活発化に取り組む必要がある。		○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼			動計画
○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進	織の設立促進と活動の活性化を加速させる。(再掲)	びかけを行えるよう,自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【行			

役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。  ○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)		政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】 【人材育成】[危 11]				
(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)				
○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観	○ 土砂流出などの自然災害の防止を図るため,保全す	○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から,生	—	—	—	○広島県都市計
点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。	べき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに,	産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより,適切な維持,保				画制度運用方針
○ 地震・火災などの災害時に,防災拠点や避難地とな	地震・火災時等の広域的な避難拠点の形成を図るため、	全,活用を推進する。				
る公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要	整備すべき広域・根幹的な施設緑地の適切な配置を推	○ 地震・火災などの災害時に,広域的な防災避難拠点となる都市				
がある。(再掲)	進している。(再掲)	基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な				
		配置及び整備を推進する。(再掲)【住宅・都市】[土 16]				

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(石油ンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)	(石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上)				
○ 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施す	○ 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するととも	○石油コンビナート等総合	○隔年1回の訓	○隔年1回の訓	<u>—</u>
向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関	るとともに,行政,関係機関や区域内に所在する事業	に、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島	防災訓練の実施	練を実施	練を維持	
における連携体制の構築が必要である。	者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等	県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより,災				
○ また,周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対	を設置運営することにより,災害対策能力の向上を図	害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。				
策等を講じる必要がある。(再掲)	り,発災時の周辺住民の被害の防止に努めている。(再	(再掲)【産業構造】 [危 12]				
	掲)					
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)				
		○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構	○水質汚染事故発生件数	○147件 (R1)		○広島県環境基
発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した	基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を				少 (R7)	本計画
際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を	高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。	ど有害物質の流出防止対策を推進する。				
		○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚				
る必要がある。(再掲)	領(水質汚染事故,大気汚染事故)により,速やかに	染事故、大気汚染事故)により、速やかに消防・市町・県等の関				
	消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制を	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	***	○ PRTR 法(化学物質排出把握管理促進法)により,各事業所か				
	O PRTR 法 (化学物質排出把握管理促進法) により,	らの化学物質の排出量等を把握・公表する。				
		○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係				
	いる。	機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域				
	○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関					
	係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、	を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。(再				
	公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響	掲)【環境】[環3]				
	の有無についての把握を行っている。また、測定結果					
	をとりまとめ,速やかに公表している。(再掲)					

脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化)				
○ 南海トラフ巨大地震等の被害想定では,本県におい	○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者	○ 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生す	○多数の者が利用する建築	○91.3% (R2)	○96% (R7)	○広島県耐震改
ても, 震度 6 弱から 6 強の地震が発生する可能性があ	が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・	るおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する	物の耐震化率			修促進計画(第3
るとされている一方,本県の建築物の耐震化は,一部	復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び	広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、耐震				期計画)
を除き,全国と比較して低い状況にある。(再掲)	防災拠点建築物について,耐震化を促進している。	化を促進する。	○住宅の耐震化率	○84.5% (R2)	○92% (R7)	
	○ また,県,市町及び関係団体等が連携して,県内の	○ また,県,市町及び関係団体等が連携して,県内の住宅・建築				
	住宅・建築物の耐震化を計画的に促進している。(再掲)	物の耐震化を引き続き計画的に促進する。(再掲)【住宅・都市】				
		[±7]				

(既存建築物の総合的な安全対策)	(既存建築物の総合的な安全対策)	(既存建築物の総合的な安全対策)				
○ 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物	勿の総合的 ○ 既存建築物の総合的な安全対策として,ブロック塀	○ 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対	<del></del>	<u>—</u>	<u> </u>	<u> </u>
な安全対策を講じる必要がある。(再掲)	等の安全対策,屋外広告物等の落下防止対策,大規模	策,屋外広告物等の落下防止対策,大規模空間を持つ建築物の天				
	空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの	井の崩落対策,エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒				
	閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町	防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。(再				
	と連携を図りながら推進している。(再掲)	掲)【住宅·都市】[±20]				

7-4 ため池,防災インフラ,天然ダム等の損壊・機能不	「全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(治山施設の整備)	(治山施設の整備)	(治山施設の整備)				
○ 本県は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山	○ 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそ			○5,336 地区	○5,516 地区	○2025 広島県
施設の整備等の対策には多く時間を要すため、ソフト	れの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的		地区数	(R1)	(R7)	農林水産業アク
対策にも取り組んでいく必要がある。(再掲)	に配置するとともに,既存施設の点検・修繕を実施し					ションプログラ
	ている。	○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情				ム
	○ 市町に対し警戒避難計画策定の支援や県民の適切な	報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必				
	避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいる。(再					
	掲)	保全】[農1]				
(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)	(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)	(農業用ため池、水利施設の老朽化対策)				
○ 平成30年7月豪雨では、農業用ため池の決壊など	○ 決壊した場合に人への被害が想定されるため池につ	○ 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町	○防災重点ため池の防災工	○459 箇所 (R1)	○883 箇所 (R7)	○2025 広島県
により下流への被害が発生したことから,国が決壊し	いては、防災重点ため池に選定したうえで、浸水想定	によるハザードマップの作成と公表を支援する。	事の完了箇所数			農林水産業アク
た場合に人への被害のおそれがある「防災重点ため池」	区域図の作成と公表を進め,市町によるハザードマッ	○ ため池が利用されず放置されている箇所も増加していること				ションプログラ
の選定基準を見直した。これにより、その対象箇所は、	プの作成と公表につなげている。	から、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、				厶
	○ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく					
の多くは、直ちに危険な状態にない場合でも、管理不	届け出により,利用や管理の実態把握を進めている。	高い箇所に対する補修・改修,並びに廃止工事を実施する。				
足や近年頻発している豪雨を契機として決壊等により		○ 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状				
人や家屋などへの被害が発生する恐れがある。	場合に人や家屋への被害のおそれがあるため池につい					
○ 今後, 水利施設 (ダム, 水路, 頭首工, 揚水・排水		○ 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要				
機場など)の老朽化が進行する施設が増加するため、	め池については、利用者との合意形成のもと廃止工事	な機能を維持する。 【産業構造】 【県土保全】 【老朽化対策】 [農2]				
施設の機能低下や機能不全により農業生産活動のみな	を進めている。					
らず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○ 農業用ため池の管理者に対して、適切な維持管理に					
	向けた啓発や指導を行っている。					
	○ 水利施設については、適切な維持管理と計画的な補					
OF HAITS A LESS OF THE WALLEY	修・更新により、必要な機能を維持している。	OF HUD A LETS of ALEX				
(海岸保全施設の老朽化対策)	(海岸保全施設の老朽化対策)	(海岸保全施設の老朽化対策)				
○ 海岸保全施設の施設の機能低下や機能不全により,			○防護達成人口率(沿岸域)	○63.7% (R1)	○—※ (P44)	○2025 広島県
農業生産活動のみならず農山漁村地域の日常生活への	新により、必要な機能を維持している。	必要な機能を維持する。				農林水産業アク
影響が懸念される。		○ 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				ションプログラ
	るため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、計画的に敷併さればれている。					ムのなるしまた出
	に整備を進めている。	造】【県土保全】【老朽化対策】[農 6]				○ひろしま海岸 整備プラン
						登備ノブノ 2021 (仮)
   (地すべり防止施設, 集落排水施設, 農道の老朽化対策)	(地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策)	   (地すべり防止施設, 集落排水施設, 農道の老朽化対策)				2021 (1)X)
		<ul><li>(地すべり防止施設、集落排水施設、震道の宅村に対策)</li><li>○ 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診</li></ul>	○注水加田人□並及交	○88.4% (H30)	∩02.80/_ (D0.)	○2025 広島県
型 では 1 では	○ 地 9 へ 9 防止施設, 集洛排水施設の適切な維持官理 と計画的な補修・更新により, 必要な機能を維持して		() プラクスを生べい 百次半	₩ 000.470 (N3U)	U3∠.070 (NO)	○ 2025 広島県  農林水産業アク
が主により、展来主体/古朝のかなりり展刊地域の主/古 環境への影響が懸念される。	と計画的な情形・更利により、必要な機能を確待して いる。	断:順震診断などを実施し、慢元度の高いものがら保主・順展外   策に取り組み、機能を維持する。				長州小庄未 / 7   ションプログラ
	- 3					フョフフログラ  ム
産に必要な流通のみならず農山漁村地域の日常生活へ	図					
の影響が懸念される。	の高いものから保全・耐震対策に取り組んでいる。	る。【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農7]				
- 1,5 = 1. 1540. € 1. 50	- 1-2 - C - 2 to 2 lot - 12 - 12 - 12 to 2 t	20 Productives Missisters Foldings No. 17				

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)	(有害物質流出対策)				
〇 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の	○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に	○ 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構	○水質汚染事故発生件数	○147件(R1)	○現状値より減	○広島県環境基
発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した	基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を	造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるな			少 (R7)	本計画
際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を	高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。	ど有害物質の流出防止対策を推進する。				
把握の上,関係機関と連携しながら,的確な対応を取	○ 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要	○ 汚染事故の発生に際しては,広島県危機対策運営要領(水質汚				
る必要がある。(再掲)	領(水質汚染事故,大気汚染事故)により,速やかに	染事故,大気汚染事故)により,速やかに消防・市町・県等の関				
	消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制を	係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。				
	構築している。	O PRTR 法(化学物質排出把握管理促進法)により,各事業所か				
	○ PRTR 法(化学物質排出把握管理促進法)により、	らの化学物質の排出量等を把握・公表する。				
	各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表して	○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係				
	いる。	機関及び関係市町と連携して,速やかに大気,土壌,公共用水域				
	○ 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は, 県関	等のサンプリング・検査を行い,環境影響の有無についての把握				
	係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、	を行う。また,測定結果をとりまとめ,速やかに公表を行う。(再				
	公共用水域等のサンプリング・検査を行い, 環境影響	掲)【環境】[環3]				
	の有無についての把握を行っている。また,測定結果					
	をとりまとめ,速やかに公表している。(再掲)					
○ 毒物劇物を多量に取り扱う製造施設等において、施	○ 毒物劇物製造施設等への監視指導により、施設の耐	○ 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐	_	_	_	_
設の耐震性の向上等、防災体制の整備を図る必要があ	震性の向上,危害防止規定の策定等防災体制の整備を	震性の向上,危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。【産				
<b>ర</b> ం	図っている。	業構造】[健 20]				

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃						
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)				
○ 人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができ	○ 農地等は、その生産活動を通じて、下流域の湛水を	○ 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が	○維持されている農地面積	○54,100ha (R1)	○51,100ha (R7)	○2025 広島県
ない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災	防止するなどの防災機能も有している。このため、持	発揮されるよう,地域と担い手の連携のもと,農業生産を通じた				農林水産業アク
機能(下流域の湛水防止など)の低下が懸念される。	続的な農業生産活動を通じた農地の保全対策が行われ	保全活動や農業基盤の整備,鳥獣害防止対策等を推進する。	○手入れ不足の人工林間伐	○617ha (R1)	○1,050ha (R7)	ションプログラ
○ 管理の不十分な森林が拡大し、県土の保全など森林	るよう,集落単位での共同活動とともに鳥獣害防止対	○ 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後	面積			ム
の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ	策等を支援している。また,次世代を担う意欲ある担	の再造林等の森林整備を着実に推進することとし,これに必要と				
不足の人工林の解消や多様な主体が参加する保全活動	い手が農地や農業用施設を利用していくよう,農業基	なる森林整備や林道整備を実施する。また,公益的機能の低下が				
を拡大させていく取組が必要である。	盤(農地や農業用水利施設等)の整備を進めている。	懸念される手入れ不足の人工林のうち,県民生活に影響の大きい				
	○ 森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、	森林を整備する。また,放置された里山林の整備については,地				
	人工林の適正な管理を推進している。また,公益的機	域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参				
	能の低下が懸念される人工林や里山林の整備,地域住	加の森づくりを推進する。【産業構造】【県土保全】【環境】【土地				
	民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、	利用(国土利用)】[農3]				
	県民参加の森づくりを推進している。					

# 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復	興が大幅に遅れる事態					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)	(災害廃棄物処理計画に基づく対応)				
○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が速	○ 国の災害廃棄物対策指針,県の地域防災計画等に基	○ 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災	<del></del>	<del></del>	<del></del>	○広島県災害廃
やかに行えるよう、市町を支援する必要がある。	づき, 平成30年3月に「広島県災害廃棄物処理計画」	害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」(令和元年 5 月)を				棄物処理計画
○ 平成30年3月に策定した「広島県災害廃棄物処理	を策定し、災害時に発生する廃棄物の対策における基	基に,市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に				
計画」の実行性を高めるため、市町や関係団体等との	本的な考え方及び手順を取りまとめた。	実施するとともに,これら計画やマニュアルを必要に応じて見直				
災害時における連携体制を強化する必要がある。(再	○ 各市町における災害廃棄物処理計画策定の技術的支	しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取				
掲)	援(手引き、ひながた等の作成検討)を行った結果、	り組んでいく。(再掲)【環境】[環4]				
	令和2年9月末時点ですべての県内市町が策定済みと					
	なった。					

○ 市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を行 い、災害時における連携体制の強化を図っている。(再掲)

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊.	より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興でき	なくなる事態				
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(建設業の担い手確保)	(建設業の担い手確保)	(建設業の担い手確保)				
② 建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や 遮断された交通網の復旧など、地域の安全・安心を担っているが、県内の建設業就業者数は年々減少し、年 齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行している。今後も地域の持続的な発展と安全・安心の確保を 図っていくためには、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保に取り組む必要がある。	② 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから,地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため,官民の役割の中で連携して,経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより,建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進している。	○ 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された 交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と 安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営 改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施する ことにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き 続き推進する。【産業構造】【人材育成】【官民連携】[土10]	<del></del>			
	(デジタル技術を活用した生産性の向上)					
		○ Al/loT などのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理する ICT 活用工事やBM/CM を推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。【産業構造】[土36]		○0% (R2)	○100% (R7)	○広島デジフラ 構想
(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)	(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)	(建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備)				
○ 相談できる身近な専門家がいないという,県民・団 体等へのアンケート結果を踏まえ,耐震診断・改修を 担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため,優良 な技術者・施工業者の養成や,耐震改修に有益な情報 の共有化に取り組む必要がある。(再掲)	○ 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進している。(再掲)		<del></del>		—	
○ 迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため, の 震災時における連絡体制の整備や被災建築物の危険度 を判定する技術者の育成・確保に向けた取組が必要で ある。	○ 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進している。	○ 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。【住宅・都市】【人材育成】[土 21]	<del></del>	<del></del>		
○ 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止す (る観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定体制を整備する必要がある。	○ 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めている。	の備蓄,情報連絡網の整備・更新,後方支援体制の整備等,実施	_	_	_	_
(地籍調査の推進)	(地籍調査の推進)	(地籍調査の推進)				
○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境 界を明確にしておくことが重要となるが、県内の地籍 調査の進捗率は53.3%となっている。	<ul><li>災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界 を明確にしておくことが重要なため、各市町において 緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよ う各市町に働きかけを行っている。</li></ul>	○ 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。【土地利用(国土保全)】[地1]	○地籍調査進捗率	○53.3% (R1)	○56.3% (R7)	○第7次国土調 査事業十箇年計 画に基づく都道 府県計画(10年 計画)
(その他)	(その他)	(その他)				
○ 市町において、復興まちづくりに向けた平時におけ る執行体制づくりの取組が進んでいない。	平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を推進している。	ル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復 興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の	_	_	_	_

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害	号の発生により復興が大幅に遅れる事態					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)	(洪水、高潮対策施設の整備)				
○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策な	○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策な	○ 大規模な洪水や台風などの高潮時による浸水対策などとして,	〇河川氾濫により床上浸水	○約18,000戸	O— <b>※</b> (P47)	〇ひろしま川づ
どとして,河川整備を推進しているものの,防護達成	どとして,優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上	優先度や緊急性の高い箇所を明確にした上で、国直轄事業との連	が想定される家屋数	(R2)		くり実施計画
人口率が約6割といまだ低位な状況にある。(再掲)	で,国直轄事業との連携を図りながら,河川整備を推	携を図りながら,河川整備を更に推進していく。(再掲)【住宅・				2021 (仮)
	進している。(再掲)	都市】【県土保全】[土2]				
○ 台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される	○ 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人	〇河川氾濫により床上浸水	○約18,000戸	O— <b>※</b> (P47)	〇ひろしま川づ
を推進しているものの、防護達成人口率が約6割とい	防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあるこ	口率が約6割といまだ低位な状況にあることから,国直轄事業と	が想定される家屋数	(R2)		くり実施計画
まだ低位な状況にある。	とから,国直轄事業との連携を図りながら,河川・海	の連携を図りながら,河川・海岸整備を更に推進していく。				2021 (仮)
○ 南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波	岸整備を推進している。	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海ト	○防護達成人口率(沿岸域)	○63.7% (R1)	O—※ (P47)	○ひろしま海岸
来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心	○ 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防におい	ラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国				整備プラン
に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の	て,南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波へ	直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。(再掲)				2021 (仮)
9 割以上を占めるなど,被害が甚大なものとなってい	の減災対策として,国直轄事業との連携を図りながら	【県土保全】[土4]				
ることから海岸堤防の耐震対策が必要である。(再掲)	耐震対策を行っている。(再掲)					
(浄化槽対策)	(浄化槽対策)	(浄化槽対策)				
○ 災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに	○ 市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支	○ 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向	<del></del>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>
行われるよう市町を支援する必要がある。	援・助言を行うほか、災害からの復旧時における災害	けた助言等を引き続き行う。				
○ 浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるた	廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言	○ 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市				
めの市町に対する技術的な支援を行う必要がある。(再	を行っている。	町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実				
掲)	○ 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保	に行う。(再掲)【環境】[環6]				
	全及び公衆衛生の確保に資するため,関係団体と支援					
	協力協定を締結している。(再掲)					
(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)	(下水道施設の防災・減災対策)				
○ 市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水	○ 県内市町における下水道による浸水対策及び下水道	○ 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震		<del></del>	<del></del>	<del></del>
道による浸水対策を進めるとともに,災害時の下水処	施設の耐震化・耐水化や老朽化対策及びBCPの見直し	化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直				
理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設	について支援・助言を行っている。(再掲)	しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行				
の防災対策を進める必要がある。		う。(再掲)【住宅・都市】 [土 14]				
○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るた						
め,BCP の見直しを行う必要がある。(再掲)						
○ 流域下水道施設については,耐震化・耐水化対策を	○ 流域下水道各施設については、設置・改修に併せた	○ 流域下水道各施設について,災害時にも下水処理を継続するた		_	_	○広島県流域下
進め被害の軽減を図る必要がある。	耐震化を図るとともに、特に地震対策の優先度の高い	め、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高				水道総合地震対
○ 流域下水道管渠については,管渠点検により地盤沈	施設から耐震設計,耐震工事を実施している。	い施設から,耐震化や耐水化などの防災対策を進める。				策計画, 流域下
下等の影響を確認していく必要がある。		○ 流域下水道管渠の定期点検について、地盤沈下の恐れがある箇				水道事業業務継
		所については点検を強化し、改修等の必要な措置を実施してい				続計画【大規模
		く。【住宅・都市】「企5]				地震津波編】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失,地域コミュニー	ティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)	(消防団・自主防災組織の充実・強化)				
○ 大規模災害時には,警察・消防等による「公助」が	○ 自主防災組織については、自主防災組織活性化マニ	○ 広島県自主防災アドバイザーの育成,市町が実施する防災リー	○呼びかけ体制構築組織率	○0.7% (R1)	○100% (R7)	○広島県「みん
不足することが過去の例からも想定されるため、地域	ュアルや広島県自主防災アドバイザーを活用した支	ダー養成及び技能向上の取組を支援するなど,引き続き市町と連				なで減災」県民
の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進	援、自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防	携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。				総ぐるみ運動行
と組織活動の活発化に取り組む必要がある。	災リーダー養成の取組への支援を実施し、自主防災組	○ 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼				動計画
○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進	織の設立促進と活動の活性化を加速させる。(再掲)	びかけを行えるよう,自主防災組織の活動を支援する。(再掲)【行				
役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要		政機能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】				
がある。		【人材育成】[危 11]				
○ 自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動をする						
ためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始する						
タイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)						

(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)	(自助・共助の取組強化)			
	○ 県民一人一人が災害から命を守るために適切な行動		きて O13.6% (R1)	○50.0% (R7)	○広島県「みん
防災意識を高め、災害を「正しく恐れることが大切で		えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いる人の割合		000.070 ()	なで減災」県民
あること」を認識し、災害から命を守るために適切な		いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかな			総ぐるみ運動行
行動をとることができるよう、防災活動の周知や参画		どを記載していただく「ひろしまマイ・タイムライン」(自らの 〇マイ・タイムライン	F伯(O— (R1)	060.0% (R7)	動計画
しやすい防災活動の実施、講座等による啓発や防災教	積極的に取り組まれるよう,広島県「みんなで減災」	防災行動計画)の普及促進等に取り組んでいく。(再掲)【行政機 成している人の割合			
育などに取り組んできたところ、「災害の種類に応じた	県民総ぐるみ運動行動計画に基づき、防災・減災に関	能/警察・消防/防災教育等】【リスクコミュニケーション】 [危   ○災害の種類に応じた	穿難 ○68.5% (R1)	○100% (R7)	
避難場所・避難経路を確認した人の割合」が大幅に上	する県民運動を加速している。(再掲)	14]   場所・避難経路を確認	<b>     </b>		
昇 (H26:13.2%—R1:68.5%) するなど一定の成果	, and a contract of the contra	いる人の割合			
が挙がっているものの、実際の避難行動に結び付いて		○災害リスク情報を自	5 入 (31 1% (R1)	○80.0% (R7)	
いない。(再掲)		手するためのツールを			
		している人の割合			
		○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	\$tr ○41.5% (R1)	060.0% (R7)	
		者割合	O 11.070 (11)		
			Δy (⊃52.3% (R1)	70.0% (R7)	
		つ3日分以上の食料や	<b>     </b>	0,70.070 (117)	
		水を備蓄している人の	111		
(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	(平時からの連携体制構築)	19 C		<u>'                                     </u>
○ 災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に		○ 在宅医療・介護連携や生活支援など,災害時においても関係者 —	_	_	○ひろしま高齢
行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させ		が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築			者プラン
る必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシ	などのサービスを高齢者本人の状態に応じて、適切な	を推進する。(再掲)【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーシ			
ステムの構築が求められる。(再掲)	組合せで提供できるよう、地域包括ケアシステムの質				
2.1.2 — (2.1.43) (2.1.02) (1.1.16)	の向上に取り組んでいる。(再掲)				
(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)	(市街地での防災機能の確保等)			
○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観	○ 土砂流出などの自然災害の防止を図るため,保全す	○ 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から,生 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		—	○広島県都市計
点から,公園や緑地を適切に配置する必要がある。	べき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、	産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより,適切な維持,保			画制度運用方針
○ 地震・火災などの災害時に,防災拠点や避難地とな	地震・火災時等の広域的な避難拠点の形成を図るため、	全,活用を推進する。			
る公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要	整備すべき広域・根幹的な施設緑地の適切な配置を推	○ 地震・火災などの災害時に,広域的な防災避難拠点となる都市			
がある。(再掲)	進している。(再掲)	基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な			
		配置及び整備を推進する。(再掲)【住宅・都市】[土 16]			
(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)			
○ 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失っ	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し,仮設住宅 ― ―	<del></del>	<del></del>	<del></del>
た被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保に	し,仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新している。	建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定			
課題がある。	○ 県営住宅への一時入居体制を整備している。	期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。			
		○ 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜			
		更新していくとともに,協定締結団体と定期的に会議等を開催			
		し、平時から連携の強化を図る。			
		○ 県営住宅への一時入居体制を維持する。【住宅・都市】[土 29]			
(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)	(農地・森林等の保全の取組)			
		○ 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が ○維持されている農地	ī積 │ ○54,100ha (R1)	○51,100ha (R7)	
ない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災		発揮されるよう,地域と担い手の連携のもと,農業生産を通じた			農林水産業アク
機能(下流域の湛水防止など)の低下が懸念される。	続的な農業生産活動を通じた農地の保全対策が行われ		戢   ○617ha(R1)	○1,050ha (R7)	ションプログラ
○ 管理の不十分な森林が拡大し、県土の保全など森林		○ 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後 面積			<u>ل</u> ـــ
の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ					
不足の人工林の解消や多様な主体が参加する保全活動					
を拡大させていく取組が必要である。(再掲)	盤(農地や農業用水利施設等)の整備を進めている。	懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい			
	○ 森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、	森林を整備する。また,放置された里山林の整備については,地			
	人工林の適正な管理を推進している。また、公益的機				
	能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住				
	民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、	【土地利用(国土利用)】[農3]			
	県民参加の森づくりを推進している。(再掲)				

(漁場機能の回復)	(漁場機能の回復)	(漁場機能の回復)				
○ 大規模災害により、河川から流木等が海域に流入し	, 〇 漁場機能の保全,機能回復を目的とした干潟の耕耘	○ 大規模災害発生時には,迅速に漁場機能の回復を図るため,干	<del></del>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
干潟や海底に堆積した場合、漁業活動への支障が発生	と や海底堆積物の除去等を実施している。	潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施する。【産業構造】【県土保				
することや、漁場機能の低下が懸念される。		全】【環境】【土地利用(国土利用)】[農8]				
(文化財の保護)	(文化財の保護)	(文化財の保護)				
○ 国及び県指定文化財についても、災害時の避難や病	女 ○ 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう,	○ 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対	<del></del>	<u> </u>	<u>—</u>	○広島県文化財
出体制の想定、耐震診断・耐震補強等の実施を積極的	タ	し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を				保存活用大綱
に促進する必要がある。	制の想定,計画立案を指導している。	指導する。				
	○ 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性	○ 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発す				
	を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐	るとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積				
	震補強等の実施を積極的に促進している。	極的に促進する。【住宅・都市】 [教 1]				

8-5 事業用地の確保 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等	<b>亭の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(事業用地の確保)	(事業用地の確保)	(事業用地の確保)				
○ 所有者不明土地や多数共有地(相続人多数)が存在	王 〇 事業箇所が決まり次第,速やかに現地調査,法務局	〇 事業箇所が決まり次第,速やかに現地調査,法務局調査,権利	_	_	_	_
する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要する。	調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能とな	者調査を行い,迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。				
	るよう事務を進めている。	○ 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者				
	○ 所有者不明土地等においては、財産管理制度等を活	不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進				
	用している。	められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向				
		を注視し、利用可能な制度の活用を図る。【住宅・都市】[土32]				
(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)	(被災者の住宅確保)				
○ 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失っ	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成	○ 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅	_	_	_	_
た被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保に	し,仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新している。	建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定				
課題がある。(再掲)	○ 県営住宅への一時入居体制を整備している。(再掲)	期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。				
		○ 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜				
		更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催				
		し、平時から連携の強化を図る。				
		○ 県営住宅への一時入居体制を維持する。(再掲)【住宅・都市】				
		[±29]				

8-6 風評被害や信用不安,生産力の回復遅れ,大量の会	失業・倒産等による県内 <del>経済等への甚</del> 大な影響					
脆弱性評価	現在の施策	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
(正確な情報提供)	(正確な情報提供)	(正確な情報提供)				
○ 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な	○ 災害発生時において,風評被害を防ぐため,正確な	○ 災害発生時において,風評被害を防ぐため,正確な被害情報等	_	_	_	_
被害情報等を収集するとともに,正しい情報を迅速か	被害情報等を収集するとともに,正しい情報を迅速か	を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制				
つ的確に提供する必要がある。	つ的確に提供する体制を整備している。	を整備する。【リスクコミュニケーション】 [危 16]				
(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)	(事業継続の取組の推進)				
○ 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえな	○ 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小	_	_	_	○広島県地域防
割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCP	がら,中小企業等を中心にBCP 策定を普及啓発してい	企業等を中心にBCP 策定を普及啓発していく。(再掲)【産業構造】				災計画
を策定する必要がある。(再掲)	る。(再掲)	[商1]				
(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)	(卸売市場施設整備の推進)				
○ 大規模災害時における円滑な食料の流通を確保する	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立する	○ 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売	<del>_</del>	<del></del>	<del></del>	_
とともに、被災以降における食料等の安定供給を維持	ため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や	市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた				
するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズ	物流効率化等に向けた施設整備を推進している。(再	施設整備を推進する。(再掲)【産業構造】【県土保全】【老朽化対				
に対応した品質・衛生管理の高度化や流通の効率化が	掲)	策】[農5]				
必要である。(再掲)						

# 用語解説

(頁数は用語が最初に出てくる頁を示す)

# か行

## ○ 指定緊急避難場所 (P14)

避難所が「災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設」であるのに対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。

## ○ 緊急輸送道路 (P12)

阪神・淡路大震災を教訓とし、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として、各都道府県において策定された『緊急輸送道路ネットワーク計画』のなかで設定された路線で、役割に応じ、1次から3次までが設定されている。

## ○ 減災 (P1)

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前 提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化 しようとする防災の取組。

## ○ 国土強靱化 (P1)

「国土強靱化基本計画」における国土強靱化とは、 事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際 競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大 な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備 えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのこと。

# (P14)

避難行動要支援者ごとに、災害発生時に避難支援をする者、避難方法、避難経路、避難場所、避難支援を行う上での留意点等を事前に定めたもの。

# さ行

## ○ 災害拠点病院 (P23)

災害時に多発する重症傷病者の受入れや自己完結型災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣などの機能を有する病院で、災害医療体制の充実強化のため、都道府県が指定する。

### ○ 災害時帰宅支援ステーション (P22)

災害時,救急・救助活動が落ち着いた後に徒歩帰宅者の徒歩帰宅を支援するため,可能な範囲で,水道水,トイレ,地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。

## ○ 最大クラスの地震・津波 (P7)

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすものをいう。

#### ○ サプライチェーン (P9)

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れ。

## ○ 山地災害危険地区 (P3)

山地に起因する土砂災害(山腹の崩壊、地すべり, 崩壊土砂の流出)により,公共施設又は人家等に直 接被害を与えるおそれのある地区。

## GIS(地理情報システム)(P34)

GIS (Geographic Information System) は地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

### ○ 社会資本 (P1)

道路、鉄道、港湾といった産業基盤や、住宅、公園、学校など生活基盤を形成する施設の総称。

## 自主防災アドバイザー (P11)

県が養成した「ひろしま防災リーダー」をはじめ, 自主防災組織の結成及び活動に関して,知識や技能 を有する者。

# ○ 自主防災組織 (P6)

地域住民が自主的に連携して,平常時には防災訓練や広報活動,災害時には初期消火,救出救護,避難誘導,避難所への給水給食活動などの防災活動を行う組織。

## ○ 重要物流道路 (P12)

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線。

# ○ 消防団 (P11)

消防署と共に火災や災害への対応,予防啓発活動等を行う,消防組織法に基づいた消防組織。

# ○ 信号機電源付加装置 (P29)

災害等により、電力の供給が遮断され、信号機が 滅灯した場合に、自動的に起動して信号機等を稼働 させる電源装置。

## ○ ストックマネジメント (P14)

施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて,既存施設の有効活用や長寿命化を図り,ライフサイクルコストを低減させるための技術体系及び管理手法の総称。

#### ゼロメートル市街地 (P14)

海岸付近において、地表標高が満潮時の平均海水 面よりも低い市街地。

### (P2)

単なる原状回復に終わらせるのではなく,中長期 的な視点に立ち,被災前の状態よりさらに良い状態 に力強く押し上げること。

# た行

## ○ 大規模盛土造成地 (P17)

谷や沢を埋めた盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000 ㎡以上のもの、又は傾斜地盤上に盛土した造成地のうち、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの。

### 多重型道路ネットワーク (P12)

大規模災害等により道路が寸断された場合でも社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替 経路の確保を目的とした道路ネットワーク。

# ○ 地域包括ケアシステム (P68)

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供するという考え方に基づく地域での体制のこと。

# ○ 地籍調査 (P46)

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

# ○ DPAT (災害派遣精神医療チーム) (P27)

精神科医師、看護師、事務職員等数名で構成され、 自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規 模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科 医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な 精神医療チーム。

# DMAT(災害派遣医療チーム)(P23)

医師,看護師,業務調整員で構成される機動性を 持った専門的な訓練を受けた自己完結型の医療チームであり,大規模災害が発生した現場等において. 災害急性期(おおむね48時間以内)の活動を行う。

## (P18)

災害時に,緊急車両等が通行できるよう,早急に 救援ルートを切り開くこと。

#### ○ 土砂災害警戒区域 (P1)

土砂災害防止法に基づき, 都道府県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質, 土地の利用状況などを調査(基礎調査)して, 都道 府県知事が市町村長の意見を聞いたうえで指定する, 土砂災害のおそれがある区域。

指定されると、市町村は地域防災計画において、 警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める こととされている。

# なぞ

## ○ 農業用水利施設 (P84)

農業用用排水路,ダム,ため池,取水堰,用排水ポンプ場等,効率的に水利用するために作られた農業用施設。

# は行

## ○ ハザードマップ (P13)

地域や都市の状況に合わせ,危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域,地震時の避難場所,避難経路などを記載する。

#### ○ 氾濫推定図 (P15)

洪水氾濫発生時における住民の適切な避難行動に 資する浸水区域や浸水深の水害リスク情報を示すも ので、水害リスク情報の空白地帯の早期解消を目的 に、従前の浸水想定区域図よりも簡易的な手法で作 成する。

# O BCP (P31)

BCP (Business Continuity Plan) は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

# O BIM/CIM (P46)

B | M / C | M (Building/Construction Information Modeling, Management) は、建築物や公共土木施設の調査設計段階で作成した3次元モデルをその後の施

工や維持管理で活用する取組のこと。

## ○ 広島県災害時公衆衛生チーム (P24)

県内外の災害発生時に、被災者に対して、迅速かつ適切な公衆衛生の支援を行うためのチーム。現地ニーズ調査等を行う「調査班」、必要な医療を提供する「医療班」、心のケアや衛生管理等を担う「保健衛生班」から成り、被災者の多様で長期にわたる医療・健康ニーズに幅広く対応する。

## ○ 避難行動要支援者 (P14)

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

## ○ ひろしま防災リーダー (P11)

地域の防災活動のリーダーとして活躍する人材を 対象に,広島県が開催した防災に関する講座を受講 し,認定された者。

## (P4)

河川・海岸護岸等の整備により、洪水・高潮による浸水被害から一定水準の安全性が確保された人口の割合。

# (P10)

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被 災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の 拠点となる施設。

# 防災情報システム (P31)

気象情報や災害発生時の被害情報を防災関係機関 と共有化し、応急対策に活用するためのシステムで、 県民にも被害防止や軽減のための情報をホームペー ジで提供している。

# ○ 防災情報メール (P32)

防災対策に役立ててもらうため、登録者に気象や 雨量など防災情報をメールで通知するもので、県や 市町が実施している。

## や行

## ○ 要配慮者 (P1)

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

# ら行

## ○ ライフサイクルコスト (P11)

公共土木施設において、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程を生涯と捉えてライフサイクルと呼び、この期間で必要なすべての費用をライフサイクルコスト(LCC)という。一般には、LCC=初期建設費用(イニシャルコスト)+維持管理・更新(廃棄)費用(ランニングコスト)で表される。

#### ○ リスクコミュニケーション (P8)

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報 を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と 相互理解を図ること。

#### 

不適正管理空き家のうち、そのまま放置すれば倒 壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれ のある空き家。

# ○ ロジスティックス(後方支援)(P64)

DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、 生活手段等を確保すること。DMAT活動に必要な 連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

# 広島県強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」 第13条に基づく「広島県強靱化地域計画」の策定に当たり、様々な分野の有識者等から幅広く 意見を聴取するため、広島県強靱化地域計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の役割)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行うものとする。
  - (1) 「広島県強靱化地域計画」に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、「広島県強靱化地域計画」の策定等に関し必要な事項

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。
- 2 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

(委員会の運営等)

- 第4条 委員会に座長をおく。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 委員会は、座長が必要に応じて招集する。
- 4 委員会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を広島県危機管理監に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

# 別表(第3条関係)

団体,機関等	氏名	備考
公益社団法人広島県トラック協会専務理事	岩本和則	
一般社団法人中国経済連合会専務理事	内山 誠一	
社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	衣笠 正純	
西日本電信電話株式会社広島支店設備部長	佐々木 利倫	
熊野町住民生活部長	貞永 治夫	
山口大学大学院准教授	瀧本 浩一	
一般社団法人広島県医師会常任理事	西野 繁樹	
県立広島大学教授	西村 和之	
広島大学大学院教授	畠 俊郎	
広島大学名誉教授	藤井 堅	
広島大学大学院教授	藤原 章正	座長
広島市危機管理室長	村上 博	

※50音順,敬称略